

広島県 薬剤師会誌

2020

隔月発行

7

No.288



〈巻頭特集〉

対談「新型コロナウイルス感染症に対する
広島県薬剤師会としての対応と対策」



公益社団法人
広島県薬剤師会

第40回 広島県薬剤師会学術大会

演題募集

テーマ：「いつも誰かのそばに～地域に求められる薬剤師～」

会期：令和2年10月25日(日) 12:00～17:00(予定)

会場：広島県薬剤師会館

〒732-0057 広島市東区二葉の里3-2-1

主催：公益社団法人広島県薬剤師会

参加費：事前登録のみ2,000円 学生(社会人を除く)は無料

(事前の登録と振込が必要です)

※詳細は9月にお知らせ予定です

*日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度認定対象研修会の予定です。

～会員発表の募集～

1. 発表の形式について

1) 口答発表：1演題12分(発表10分・質疑2分)の予定

2. 発表の内容について

- 1) 薬局・病院等における薬剤師の日常業務と今後のあり方
- 2) 地域包括ケアシステムにおける薬剤師・薬局の関わり
- 3) 患者への情報提供活動や情報収集
- 4) 医薬品に関する調査・研究
- 5) 学生実習の受け入れ
- 6) 災害時の対応
- 7) 学校薬剤師の活動について
- 8) その他、日常業務に参考となるもの

3. 申込期間：令和2年7月31日(金)まで 発表要旨は8月21日(金)必着

4. 申込方法：

- 1) 発表演題名(タイトルに施設名を入れることは、ご遠慮ください。)
 - 2) 発表者氏名(共同発表者がいる場合には発表者に○印を付けてください。)
 - 3) 所属(支部名、団体名など)
 - 4) 連絡先住所(自宅又は勤務先)、電話番号、メールアドレス
- 以上をホームページより申込書をダウンロードして、ご記入の上、お申し込み下さい。

5. 利益相反自己申告について

第40回広島県薬剤師会学術大会に演題をご登録いただくにあたり、その演題において利益相反が生じる場合は、筆頭演者は発表演題に関する企業などとの利益相反状態の申告が必要です。

6. 倫理審査の確認について

人を対象とする医学系研究に該当する発表の場合は、倫理審査委員会の倫理審査を受ける必要があります。

7. 問い合わせ先

〒732-0057 広島市東区二葉の里3-2-1

公益社団法人広島県薬剤師会 第40回広島県薬剤師会学術大会実行委員会

TEL：082-262-8931(代) FAX：082-567-6066

E-mail：yakujimu@hiroyaku.or.jp ホームページ：<http://www.hiroyaku.or.jp>

*採否については、大会実行委員会にて決定し、ご連絡いたします。

広島県薬剤師会誌目次**No.288****《巻頭特集》**

対談 「新型コロナウイルス感染症に対する広島県薬剤師としての動き」 2

ジェネリック医薬品使用促進に向けたウェブ広告の実施について（通知） 8

福利厚生 指定店一覧 10

お知らせ 13

研修会のお知らせ 58

薬事情報センター 59

聴覚障害者の為の代理電話サービスについて 65

薬剤師の休日 66

薬局紹介② 68

書籍等の紹介 69

編集後記・表紙写真解説 73

保険薬局部会のページ 色紙

薬剤師連盟のページ 色紙

総会資料

予告**令和2年度「薬草に親しむ会」の開催について****開催日：令和2年10月4日（日）****開催場所：かんぽの郷 庄原（庄原市新庄町281-1）****■ 詳細につきましては、9月号（No.289）にてお知らせいたします。**

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、行事開催の可否が急遽変更することがあります。

本会WEBサイトにてご確認ください。

（問い合わせ先：担当職員 吉田）

卷頭 特集

新型コロナウイルス感染症に対する 広島県薬剤師会としての対応と対策



令和2年5月28日 (木)

豊見 雅文 会長

吉田 亜賀子 常務理事

吉田常務理事（以下、吉田）：今回は質疑応答形式で新型コロナウイルス感染症に対する広島県薬剤師会としての動きや今後の対応について豊見会長にお聞きします。

Q1.

会長から広島県薬剤師会Webサイトに県民に向けてのメッセージを発信しておられますか、その他に行ってきました取り組みを教えてください。（行政や四師会との連携など）

豊見会長（以下、豊見）：日常業務として薬局はマスクを販売していますが、新型コロナウイルスの影響で今春は販売するマスクどころか勤務している従業員のマスクも無い状態でした。

そういう状況にもかかわらず、広島県（行政）として当初は薬剤師会へのマスクの配布を考えられていませんでした。行政からは薬局でマスクが必要だと思われていなかつたのです。実際のところ薬局では、インフルエンザの季節を除いて常にマスクをして勤務しているわけではありません。薬局に勤務する薬剤師が、當時使用するためのマスクを備蓄していないということが理解されていなかつたので、広島県に対してアピールを行いました。その後ご理解いただき、今ではそれなりの量が供給されるようになりました。

吉田：薬剤師会から行政に訴えかけてマスクが入ってくるようになったということですね。自分を防御するマスクも無い状態だったので、会員さんは助かったのではないかでしょうか。

豊見：広島県からマスクをいただいた当初は、とにかく県薬から各地域薬剤師会にお送りしていたので、その後どうなっているのか把握できていませんでした。後日現状把握が必要と考えて、ネット上でアンケート調査を2

回行いました。その結果を地域薬剤師会に報告し、参考にしています。

また新型インフルエンザ等対策時の医薬品等供給調整及び医療救護活動を行うために災害薬事コーディネーターを派遣することを、広島県が薬剤師会と提携をして4月20日から広島県庁に災害対策委員会委員を毎日派遣していました。

吉田：四師会で共有されていることはありますか？

豊見：「0410対応」をどのように運用するかという話をしています。厚労省による「0410対応」の構想は「患者さんが薬局に行かず、電話等での服薬指導を求められたら「0410対応」と処方箋に記載しFAXする。それ以外の患者さんには処方箋を郵送する。」ということで、対面ではない服薬指導のみを想定していました。この通知には現実的に困る部分があったので、すぐに医師会や地域薬剤師会に連絡をとりました。

処方箋の原本が薬局に届くまではFAXを処方箋と見なして良いということが「0410対応」の肝なので、本物の処方箋が無いところで完了することを医療機関にお知らせして、医療機関が責任をもって処方箋を薬局へFAXし、処方箋原本を薬局へ送付するように依頼しています。

吉田：「0410対応」の通知についてはオンライン服薬指導の部分が全面にきてしまっていて、肝の部分がうやむやになっていました。

豊見：今後の災害のことを考えると、緊急時にはかかりつけ薬局であれば以前の処方箋をもう一度活かすリフィルを認めてもらうという方向で動かなければならぬのかもしれません。緊急時のリフィルを認めてもらえば、今後はより円滑になるのではないかでしょうか。

またこの件に関連して厚労省が行っている薬剤交付支援事業への取り組みを説明します。薬剤交付支援事業は薬剤配達料の補助ですが、広島県には11,314,000円という金額がついています。1日あたり1薬局200円とすると全ての薬局が1回ずつ行うと300,000円くらいになり、1ヶ月半でこの事業が終わるという見込みでした。それは困るなということでWebサイトに掲載している今のシステムを5月の連休中に組んで会員の皆さんにお知らせしました。厚労省と日薬の解釈とで非常に分かりにくい部分があり、調整するのが大変で毎晩夜中までかかり

ました。こうしてできた広島県薬剤師会のWebサイトは上手く作ってあるというので他県から問い合わせを多くいただきました。

吉田：情報が錯綜する中で連休もあり、補助金に上限がある中で、迅速に整えていただき感謝しています。

豊見：各薬局から一日ごとに金額だけは報告していただいているが、意外と持ちそうです。業者を使用して薬を配送している例がそれほどなく、患者宅の近隣の薬局が直接持って行くことが多いですね。

吉田：広島では患者さんの生活圏のなかにある薬局が利用されていることが分かりますね。

豊見：ただこの事業がずっと続くと事務作業が大変です。まだ速報が入ったばかりでよく分かりませんが、第2次補正予算で同じ事業に莫大な補助金がついています。どうなるのだろうと思っています。

Q2.

ここまで成績の検証はいかがでしょうか？

豊見：本当に怖いのが対面を疎かにする最近の風潮です。新型コロナウイルス感染予防の観点からオンライン服薬指導することや業者を使った薬の配送について今は仕方ないですし、これまでの患者さんとの信頼関係でなんとかなっています。テレビでもオンライン診療・オンライン服薬指導が広報されました。しかしコロナ禍が収まった後、手間を省くという方向でこれが続いていくしたら間違っていると思います。

広島県薬剤師会で良かったこととしては、学校薬剤師会を一緒に組織していたことです。広島県薬剤師会の部会として統一して広報できました。県薬の体制として非常に良かったですね。学校での消毒法の動画を作成したり、情報提供を行っています。



Q3.

現在、薬剤師会の常務理事会はオンラインで行っていますが、研修会は中止しています。今後新しい生活様式を考えたうえでどのように対応されますか？

豊見：気を付けながら元に戻していかないといけないと思っています。会議についてはテレビ会議の良さもありますが、資料を事前に郵送するなど今までにない手間がかかっています。やはり会って話をする必要だと思います。ただ交通機関の不便なところにおられる方はこのまま遠隔参加が良いかもしれません。

吉田：理事会についてはオンラインで参加できるようになるかもしれませんね。研修会に関しては研修シール等認定の問題があるので難しいでしょうか？

豊見：そこが悩みです。以前から試験も含めてオンラインでeラーニングを行っているので、何か方法はあるかもしれません。例えばキーワード方式を用いるとか。

吉田：ソーシャルディスタンスを考えたときに、会場に来られる人数にも制限がでますしオンライン研修は良いかもしれません。子どもさんがいる方や遠方の方も参加しやすくなります。

学生実習はどうでしょうか？

豊見：私はむしろ、こういうときだからこそ続けるべきだと思いました。ただ、まだ医療者としての覚悟が出来ていない人もいるという意見もあり、大学としては預かっている大事な学生を感染させるわけにはいかない立場もありましょう。今の鎮静化した段階では広島県においては実習出来ると思います。

吉田：消毒などを勉強するチャンスにもなりますね。

Q4.

薬剤師として新型コロナウイルス感染症に関連した報道に対して何かありますか？

豊見：ひとつ言いたいことがあります。気管支喘息治療薬のシクレソニド（オルベスコ[®]）がウイルス増殖抑制効果を持つかもしれないという報道にはびっくりしました。喘息の方が治療のために使用している薬品ですが、誰にでも名前がわかるようにマスコミが商品名を報道した影響で品薄になるのはつまらない話です。すぐに出荷制限されましたが、現実に私の薬局でも新規の患者さんがオルベスコ[®]の処方箋を持って来られました。薬局にその容量の在庫がなくて医療機関に問い合わせたところ処方箋が取り消しになったのですが、実は患者さんからの要望だったそうです。もし常用患者さんの為に在庫していたら、その常用患者さんの分を出さざるを得なかつたわけです。

アビガン[®]についても今までの承認ルールを無視して許可しようと言う専門家はいません。オルベスコ[®]もアビガン[®]も新型コロナウイルス感染症治療薬として臨床実験中です。マスコミと政治家だけが先走っています。実はアビガン[®]の承認申請が通った時に、私は厚労省の委員会にいたので印象深い薬ではあります。命を救うときに効けばいいという望みは勿論ありますが、今までの手法を無視して通すというのはありえないです。

吉田：アメリカで開発された薬のレムデシビルはすぐに

承認されました。抗インフルエンザウイルス薬として国が備蓄管理していたアビガン[®]はまだ薬価もついていないですね。

今回は報道がPCR検査から治療薬まで煽っていました。

豊見：辛いのが、新型コロナウイルス感染症患者を入院させた病院の医師や看護師、病棟を作った医療機関を補助することについて、なぜ薬局が入っていないのかと薬剤師さんから非難を受けています。病院は要請により減収していて、医師・看護師は直接レッドゾーンに出入りしているので補償はあっていいですね。ただ薬局は「新型コロナウイルス感染症患者が来たかも」というだけなのでこの部分で同等にというのは難しいです。しかし、私の薬局にも患者さんが来た翌日に陽性だったと判ったことがあります。少なくとも、患者に接する可能性のある医療者として認めていただきたいと思います。

吉田：本来なら事業者補償の対象になるところですが、薬剤料が高くて対象から外れますね。

豊見：休業要請もなく時短もしていないわけで、今のところ非常に苦しいです。

Q5.

今後、薬局の従業員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、薬剤師会としてのバックアップを検討していますか？

豊見：協議した結果、バックアップは行えないという結論に達しました。一人感染者がでると濃厚接触者が休まないといけません。そうするとその周り何人もが二週間休まないといけないので、それを全てカバーするのは難しいですね。

吉田：あくまでも個々の薬局で体制を考えてもらうしかないということですね。

豊見：実際に休業された薬局もあります。人員的には他支店からまわすことも可能だったでしょうが、運営が難しいのでしょう。

吉田：確かに各薬局の特徴がありますしね。

Q6.

薬局薬剤師として今後準備しておくことはありますか？

豊見：三密を避ける・手指の消毒など、今皆さんが注意されていることしかないでしょうね。今やもう専門家はPCR検査を多くとは言わなくなりました。そもそも最初から本当の専門家は多くのPCR検査とは言っていますが。

また抗体検査をしたところで再感染する人もいるわけですから何の意味もありません。ただ疫学的な検査として抗体検査はあってもいいと思います。

吉田：私たちは新しい生活様式でやっていくということですね。

豊見：またワクチンに対する一般的な考え方が変わればいいなと思っています。薬剤師ですらインフルエンザワクチンは効かないから受けないという人がいるほどです。吉田先生はもし、新型コロナウイルス感染症のワクチンができたら接種されますか？

吉田：医療人の責任として受けるつもりです。

豊見：インフルエンザも新型コロナウイルス感染症も受けるべきだと思います。もし60%しか効かないとしても、自分が人に迷惑をかけないためにも受けるべきです。

吉田：薬剤師は免疫の低い人とも接するわけですね。

豊見：今回新型だからこれだけ騒がれましたがインフルエンザも子宮頸がんもワクチンを接種するべきです。特に子宮頸がんの大部分はワクチンで防げます。

吉田：副反応がフォーカスされていますからね。

豊見：報道の仕方ですよね。新型コロナウイルス感染症予防対策を機会にワクチンのことも考え直してください。

新型コロナウイルス感染症に関連した県薬から各地域薬剤師会への発簡

No.	日付	件名	送付先等
1	1月30日	新型コロナウイルス関連肺炎について	広島県薬メールニュース・No.467
2	2月20日	「薬剤師が知っておくべき感染症予防対策（消毒編）」について	広島県薬メールニュース・No.468
3	2月21日	新型コロナウイルス感染症対策に伴う本会主催会議等の対応について	地域・職域薬剤師会長
4	2月27日	広島県主催イベント等の取扱について（情報提供）	地域・職域薬剤師会長、役員
5	2月28日	新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱について	広島県薬メールニュース・No.470
6	3月2日	新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱について	保険薬局部会員1,401件
7	3月2日	新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱について	広島県薬メールニュース・No.471
8	3月4日	新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療にともなう処方箋について（依頼）	広島県医師会長
9	3月4日	新型コロナウイルスの感染拡大防止ための処方箋の臨時的な取扱について	広島県薬メールニュース・No.472
10	3月5日	薬局実務実習における新型コロナウイルス感染症への対応について（お願い）	I期受け入れ薬局80件
11	3月6日	新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に伴う更新認定申請の取扱について（お知らせ）	薬局会員1,563件
12	3月7日	新型コロナウイルス感染症に対する薬局での感染予防策（第1版）	広島県薬メールニュース・No.473
13	3月9日	新型コロナウイルスの感染拡大防止ための処方箋の臨時的な取扱について	保険薬局部会員1,401件
14	3月10日	サービカルマスクの供給について（依頼）	広島県医薬品卸協同組合会長
15	3月12日	マスク（薬局職員用）の配付について（通知）	地域薬剤師会長・マスク9,600枚
16	3月16日	新型コロナウイルス感染症に対する薬局での感染予防策（第3版）	広島県薬メールニュース・No.475
17	3月17日	学校薬剤師の新型コロナウイルス感染症への対応について	広島県薬メールニュース・No.476
18	3月25日	医療提供施設及び介護・障害者施設・事業所の職員の施設外からの感染対策について	広島県薬メールニュース・No.477
19	3月26日	新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱について	保険薬局部会員1,401件
20	3月28日	学校薬剤師の新型コロナウイルス感染症への対応について（その2）	広島県薬メールニュース・No.478
21	3月31日	新型コロナウイルス感染症への対応について（学校薬剤師編）	学校薬剤師部会員370件
22	4月1日	サービカルマスク（薬局職員用）の配付について（通知）	地域薬剤師会長・マスク7,060枚
23	4月5日	広島県薬剤師会 新型コロナウイルス感染症関連情報	広島県薬メールニュース・No.480
24	4月7日	新型コロナウイルス感染症に係わる薬局の事業継続について	広島県薬メールニュース・No.481
25	4月7日	新型コロナウイルス感染症に係わる薬局の事業継続について	薬局会員1,504件
26	4月8日	学校等における感染防止対策について	広島県薬メールニュース・No.482
27	4月8日	学校等における感染防止対策について	学校薬剤師部会員371件
28	4月9日	新型コロナウイルス感染症の患者あるいは感染が疑われる患者に処方箋を発行される場合（お願い）	広島県医師会長
29	4月9日	新型コロナウイルス感染症対策におけるマスク・消毒用アルコール備蓄状況調査	保険薬局部会員（広島市薬）368件
30	4月9日	新型コロナウイルス感染症対策におけるマスク・消毒用アルコール備蓄状況調査	保険薬局部会員（広島市薬以外）1,024件
31	4月10日	新型コロナウイルス感染症対策におけるマスク・消毒用アルコール備蓄状況調査（再度のお願い）	保険薬局部会員1,392件
32	4月10日	薬局実務実習における新型コロナウイルス感染症への対応について（お願い）	I・II期受け入れ薬局129件
33	4月11日	手指消毒用アルコールの配付について	地域薬剤師会長
34	4月14日	新型コロナウイルス感染症対策におけるマスク・消毒用アルコール備蓄状況調査結果について	地域薬剤師会長
35	4月14日	新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱について	広島県薬メールニュース・No.483
36	4月14日	新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱について	保険薬局部会員
37	4月15日	医療機関等における手指消毒用エタノールの代替品としての特定アルコール（高濃度エタノール）の配付について	地域薬剤師会長
38	4月16日	学校薬剤師の新型コロナウイルス感染症への対応について（その3）	広島県薬メールニュース・No.484
39	4月16日	学校薬剤師の新型コロナウイルス感染症への対応について（その3）	学校薬剤師部会員367件
40	4月16日	疑義解釈資料の送付について（その5）<抄>調剤報酬関係（その2）	広島県薬メールニュース・No.485
41	4月17日	新型コロナウイルス感染症の発生に伴う薬局での高濃度エタノール製品等の取扱について	広島県薬メールニュース・No.486
42	4月17日	COVID-19（新型コロナウイルス感染症）緊急事態宣言発令による実務実習の対応について	I・II・III期受け入れ薬局156件
43	4月20日	無症状・軽症者の療養施設の調剤について	会員薬局職員
44	4月21日	新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に伴う更新認定申請の取扱について	薬局会員1,545件
45	4月23日	20200423新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱について	広島県医師会長

No.	日付	件名	送付先等
46	4月24日	コロナウイルス感染症の拡大に際して薬局業務に関連した諸事項	広島県薬メールニュース・No.487
47	4月24日	0410事務連絡に関する申し入れについて	地域薬剤師会長
48	4月24日	電話等を用いた服薬指導の時限的・特例的な取扱いについて等	保険薬局部会員1,393件
49	4月25日	コロナウイルス感染症の拡大に際して薬局における薬剤交付支援事業および医療機関用応需薬局リスト	広島県薬メールニュース・No.488
50	4月27日	マスク（薬局職員用）の配付について（通知）	地域薬剤師会長（広島・安佐・安芸・広島佐伯を除く）・マスク25,000枚（威風堂）
51	4月28日	新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その14）	広島県薬メールニュース・No.489
52	4月28日	新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その14）	保険薬局部会員1,392件
53	4月29日	新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた薬局及び医薬品の販売業に係る取扱いについて	広島県薬メールニュース・No.490
54	4月29日	0410対応、CoV自宅、CoV宿泊に係わる薬剤の自宅等への配送の留意点及び配送事業者の対応等について	広島県薬メールニュース・No.491
55	4月30日	0410対応のための医療機関用応需薬局リスト（リンク訂正）	広島県薬メールニュース・No.492
56	4月30日	サージカルマスク（薬局職員用）の配付について（通知）	地域薬剤師会長・マスク20,000枚（広島県寄付・備蓄）
57	5月1日	電話や情報通信機器を用いた服薬指導等の実施に伴う薬局における薬剤交付支援事業について（速報）	全保険薬局1,474件
58	5月1日	電話や情報通信機器を用いた服薬指導等の実施に伴う薬局における薬剤交付支援事業について（速報）	広島県薬メールニュース・No.493
59	5月1日	0410対応の処方せんのFAX送信に係わる費用について	広島県薬メールニュース・No.494
60	5月1日	0410対応の処方せんのFAX送信に係わる費用について	全保険薬局1,474件
61	5月1日	学校薬剤師の新型コロナウイルス感染症への対応について（その4）	広島県薬メールニュース・No.495
62	5月1日	学校薬剤師の新型コロナウイルス感染症への対応について（その4）	学校薬剤師部会員446件
63	5月2日	薬局における薬剤交付支援事業について	広島県薬メールニュース・No.496
64	5月4日	広島市内の薬局での感染者について	広島県薬メールニュース・No.497
65	5月7日	薬局における薬剤交付支援事業の詳細について	広島県薬メールニュース・No.498
66	5月7日	薬局における薬剤交付支援事業の詳細について	全保険薬局1,473件
67	5月11日	薬局における薬剤交付支援事業の日々データの報告及び申請用ファイルの更新について（重要）	広島県薬メールニュース・No.499
68	5月11日	薬局における薬剤交付支援事業の日々データの報告及び申請用ファイルの更新について（重要）	全保険薬局1,470件
69	5月14日	COVID-19（新型コロナウイルス感染症）による2期以降の実務実習の対応について	受け入れ薬局84件
70	5月19日	サージカルマスク（薬局職員用）の配付について（通知）	地域薬剤師会長・マスク90,000枚
71	5月20日	マスク・手指消毒用アルコール備蓄状況調査	保険薬局部会員1,393件
72	5月22日	マスク・手指消毒用アルコール備蓄状況調査（再送）	保険薬局部会員737件
73	5月23日	学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について	広島県薬メールニュース・No.500
74	5月25日	新型コロナウイルス感染症対策におけるマスク・消毒用アルコール備蓄状況調査結果について	地域薬剤師会長
75	5月25日	学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について	学校薬剤師部会員450件
76	5月26日	手指消毒用アルコールの配付について	地域薬剤師会長・5L124本（広島県）
77	5月29日	令和2年5月診療分の診療報酬等の概算前払の実施について	広島県薬メールニュース・No.501
78	5月29日	令和2年5月診療分の診療報酬等の概算前払の実施について	保険薬局部会員1,399件
79	5月30日	国による手指消毒用エタノールの優先供給スキームについて	広島県薬メールニュース・No.502
80	6月1日	薬局における薬剤交付支援事業の報告について	広島県薬メールニュース・No.503
81	6月1日	薬局における薬剤交付支援事業の報告について	全保険薬局1,474件
82	6月5日	学校における消毒について	広島県薬メールニュース・No.504
83	6月5日	学校における消毒について	学校薬剤師部会員451件



医療関係者への威風堂様からのマスク贈呈式



元広島東洋カープ黒田博樹様・新井貴浩様、読売ジャイアンツ田口麗斗様から寄贈されたマスク

令和2年7月吉日

各薬局開設者様

広島県健康福祉局医療介護保険課長
広島県健康福祉局薬務課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

ジェネリック医薬品使用促進に向けた ウェブ広告の実施について（通知）

薬務行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ジェネリック医薬品使用促進に向けて、別紙のとおりウェブ広告を実施します。

ウェブ広告を閲覧した患者がスマートフォン画面を薬局窓口に提示する可能性があります。

については、当該画面が窓口で提示された際には積極的にジェネリック医薬品の説明等を行っていただくようお願いします。

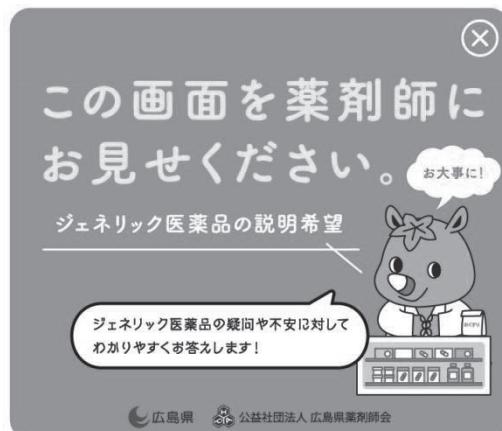
【ウェブ広告開始日】

令和2年6月15日（月）

【提示されることが想定される画面】



青色の背景に
「この画面を薬剤師にお見せください。
ジェネリック医薬品への変更希望」

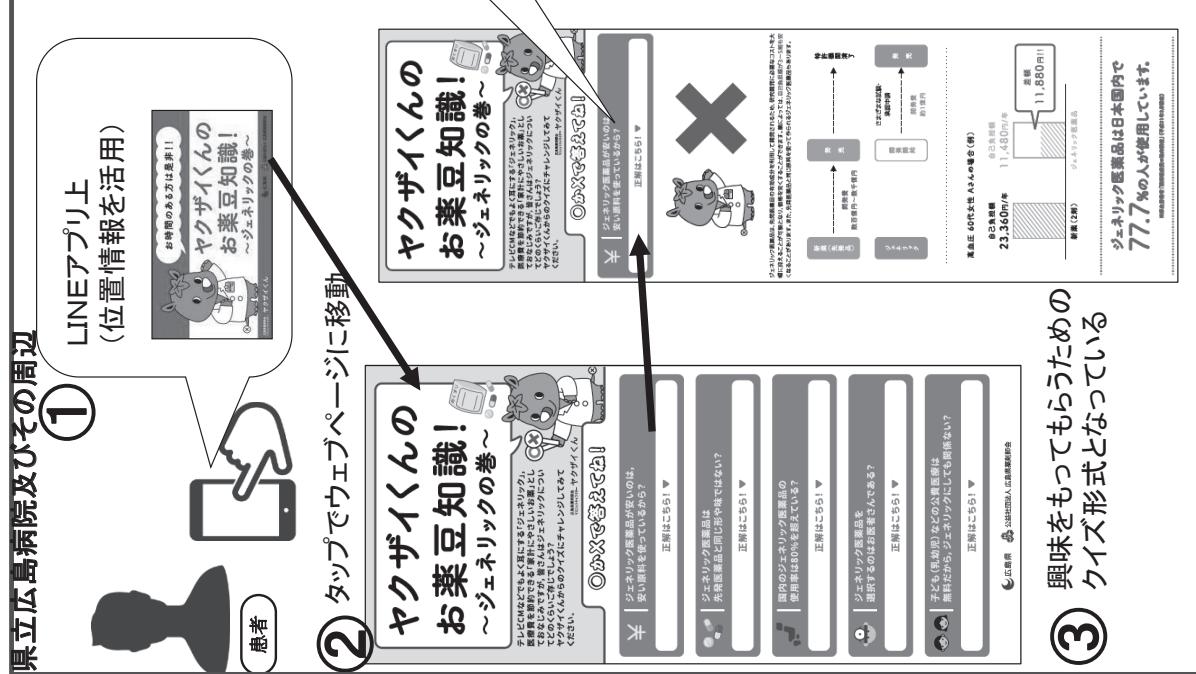


オレンジ色の背景に
「この画面を薬剤師にお見せください。
ジェネリック医薬品の説明希望」

担当 広島県健康福祉局医療介護保険課管理グループ
電話 082-513-3212 (ダイヤルイン)
(担当者 山本、池田)

担当 広島県健康福祉局薬務課薬事グループ
電話 082-513-3222 (ダイヤルイン)
(担当者 長谷川、秋山)

ウェブ広告の流れ



別紙

指 定 店 一 覧

令和2年6月1日現在

部門	指 定 店	会 員 價 格	営業日時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
ゴム印・印鑑	(株)江明正堂	現金25%引、クレジット20%引	9:30 ~19:00	日曜、祝日、(8月の土曜)	広島市中区新天地1-1	(082)244-1623
ホテル	(株)吳阪急ホテル	宿泊20%引、宴会5%引、婚礼5%引、料飲10%引外優待有	年中無休		吳市中央1-1-1	(0823)20-1111
	ANAクラウンプラザホテル広島	宿泊23%引、料飲5%引、婚礼5%引、宴会5%引	年中無休		広島市中区中町7-20	(082)241-1111
	広島東急イン	宿泊シングル1,500円引・ツイン3,000円引、婚礼10%引、レストラン5%引	年中無休		広島市中区三川町10-1	(082)244-0109
	福山ニューキャッスルホテル	宿泊17%引、レストラン5%引、宴会料理5%引、婚礼、料飲5%引	年中無休		福山市三之丸町8-16	(084)922-2121
リース会社	日立キャピタル(株)	オートローン3.6%、リフォームローン3.9%外	年中無休	年末年始、夏期休暇等当社指定定休日を除く	広島市中区国泰寺町1-8-13 あいおい損害保険広島TYビル6F	(082)249-8011
家具	(株)河野家具店	店頭表示価格から5~20%引	9:00 ~19:00	毎週火曜(火曜日が祝日の時は営業)	吳市中通4-10-17	(0823)22-2250
	森本木工 西部	25~60%引き 赤札より10~15%	平日 8:30 ~18:00 年中無休	8/13~15、 12/29~1/4	広島市安佐南区中須2-18-9	(082)879-0131
看板	(株)サインサービス	見積額の10%割引		毎週土・日曜日、祝日	安芸郡府中町柳ヶ丘77-37	(082)281-4331
警備	ユニオンフォレスト(株)	機械警備10,000円/月~、ホームセキュリティ4,000円/月~、保証金免除	平日 9:00 ~18:00	無休	吳市中央2-5-15	(0823)32-7171
	(株)全日警広島支店	月額警備料金10,000~15,000円(別途相談)、機器取付工事代20,000~30,000円、保証金免除	(土・日曜及び祝祭日を除く)	土・日・祝日	広島市中区幟町3-1 第3山県ビル5F	(082)222-7780
建物	(株)北川鉄工所 広島支店	特別価格	平日 8:45 ~17:30	毎週土・日曜日、祝日	広島市南区東雲本町2-13-21	(082)283-5133
時計・宝石 ・メガネ ・カメラ	(株)ナカオカ	15~20%引(企画品、相場価格商品は除く)	10:00 ~19:00	毎週水曜日、夏期年末年始	広島市中区堀川町5-10	(082)246-7788
	(株)下村時計店	現金のみ店頭表示価格から10~20%引(一部除外品あり)	9:00 ~19:00	月曜日	広島市中区本通9-33	(082)248-1331
自動車	広島トヨペット(株)	特別価格			広島市中区吉島西2-2-35	(082)541-3911
自動車 買取	(株)JCM	優遇買取価格に加え、さらに「全国共通10,000円分商品券」を別途進呈。ただし、買取価格5万円未満の車両は除く。	(平日) 9:30 ~19:00 (土) 9:30 ~17:30	日曜日・祝日・年末年始	広島市中区中町8-12 広島グリーンビル4F	(査定受付) 0120-322-755 (代表) (082)534-8011
書籍	(株)紀伊国屋書店 広島店 ゆめタウン広島店	現金のみ定価の5%引			広島市中区基町6-27 広島バスセンター6F 広島市南区皆実町2-8-17 ゆめタウン広島3F	(082)225-3232 (082)250-6100
食事・ 食品	お好み共和国 ひろしま村	全店全商品5%引			広島市中区新天地5-23	(082)246-2131
	(株)平安堂梅坪 対象店舗(デパートを除く直営店)	5%引	対象店舗(デパートを除く直営店)年中無休 9:30 ~19:00	日・お盆・年末年始休業	広島市西区商工センター7-1-19	(082)277-8181
レジャー	國富(株)広島営業所	Cカード取得コース45,000円、商品購入:店頭価格より5%off、器材オーバーホール:通常価格より5%off	8:30 ~20:00	なし	広島市中区江波沖町4-6	(082)293-4125
建築	大和ハウス工業(株) 広島支社	工業化住宅商品…本体価格3%割引、分譲住宅…建物価格3%割引	9:00 ~18:00	毎週火・水曜日	広島市西区草津新町2-21-69-11号	(082)208-5525

部 門	指 定 店	会 員 価 格	営業日時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
進物	株進物の大信	5~20%割引(但し弊社特約ホテル式場にての結婚記念品の場合を除く)(個別配送費 広島県内無料(2,000以上商品))	6~9月 10:00~18:30 10~5月 9:30~18:00 年中無休・24時間営業	毎週火曜	広島市中区堀川町4-14	(082)245-0106
	(有)中山南天堂	5~25%(但し一部ブランド品 食品を除く)	年中無休・24時間営業		広島市中区猫屋町8-17	(082)231-9495
総合葬祭	セルモ玉泉院 長束会館	祭壇金額定価 2割引、 葬具(柩外) 1割引	年中無休		広島市安佐南区長束2-4-9	(082)239-0948
	株玉屋	葬儀・花輪20%引、 生花5%引	年中無休		広島市南区段原南1-20-11	(082)261-4949
百貨店・ 婦人服・	ひつじやサロン	店頭表示価格より10%引(一部 除外品有)	平日 9:00~17:30	不定休	広島市中区本通9-26	(082)248-0516
複写機・ ファックス	ミノルタ販売(株)	特別会員価格	年中無休		広島市中区小町3-25 (ショールーム)	(082)248-4361
仏壇・ 仏具	株三村松本社	仏壇平常店頭価格より30~40% 引、仏具平常店頭価格より10~ 20%引(但し、修理費・工事費等 店頭販売品以外は除外する。)			広島市中区堀川町2-16	(082)243-5321
墓石	大日堂(株)	特別価格	10:00~17:00	水曜日	広島市東区温品5-10-48	0120-04-1234
旅行	ひろでん中国新聞 旅行(株)	募集型企画旅行(パッケージ 旅行) 本人のみ 3%割引	平日 10:00~18:30 土・日・祝 11:00~18:00	年末年始 休業	広島市中区基町11-10	(082)512-1000
装飾	青山装飾(株)	特別価格	8:30~17:30	日・祝日、第2・ 4土曜日	広島市西区商工センター 5-11-1	(082)278-2323
介護用品	坂本製作所(株) 介護事業部 福山営業所	車いす(アルミ製55%・スチール 製60%)、歩行補助ステッキ40% 引き	9:30~18:00	日曜・祝日休業	福山市卸町11-1	(084)920-3950
家電	株エディオン法人 営業部中四国支店	エディオン店頭価格より家電製 品10%引、パソコン関連5%引	9:30~18:30	土・日・祝日	広島市安佐北区落合南 3-2-12 エディオン高陽店2F	(082)834-8061
保険	メットライフ生命 広島第一エイジェンシーオフィス	無料保険診断サービス実施中 国家資格を持ったファイナシャル・ プランニング技能士が対応	9:00~18:00 (平日)	土・日・祝日	広島市中区紙屋町1-2-22 広島トランヴェールビルディング7F	(082)247-3473 担当:小原(オハラ) 丸本(マルモト)
引越	株サカイ引越セン ター	通常価格より15%割引	年中無休(但し 1/1~1/3は休み)		広島市西区福島町2丁目36-1	0120-06-0747
会員制福 利厚生 サービス (中小企 業向け)	株福利厚生俱楽部 中国(中国電力グ ループ会社)	入会金(一法人) 31,500円→無料、 月会費1,050円/人 サービス内容(一例) 全10,000アイテ ムが会員特別料金◆宿泊施設: 約4,000ヶ所 2,000円~、◆公共の 宿:1泊2,500円/人補助◆パックツ アー:10%OFF、◆フィットネス: 1 回500円~、◆映画:1,300円等	9:00~18:00 (平日)		広島市中区国泰寺町1-3-22 E R E 国泰寺ビル6階	(082)543-5855
設備	株式会社クラタ コーポレーション	特別価格	サービスにつ いては24時間 365日受付対応	土日祭休	広島市中区橋本町7-27	(082)511-1110 (代) 担当:桑田昭正

広島県薬剤師会会員証(会員カード)について

- 新規受付は平成21年8月末をもって終了しました。
- 継続の方は引き続きご利用いただけます。
- ご利用の際は、広島県薬剤師会会員証をご提示ください。



広島県立美術館「団体割引会員」について

本会では会員の皆様に割安な団体料金で広島県立美術館の展覧会を観賞していただける「団体割引会員」に登録しました。

会員の皆様には同伴のご家族、ご友人も含めお得な団体料金で展覧会をご覧いただけます。
是非ご利用ください。

【割引の対象となる展覧会】

藤子不二雄Ⓐ展—Ⓐの変コレクション—

会 期：2020年7月10日（金）～
2020年9月6日（日）

休 館 日：会期中無休

開館時間：9：00～17：00

※金曜日は20：00まで開館

※入場は閉館の30分前まで

※7月10日（金）は10：00開館

入 場 料：一般 1,300円 → 1,100円
高・大学生 1,000円 → 800円
小・中学生 600円 → 400円

会 場：3階企画展示室



※今後割引対象となる展覧会については改めてご連絡いたします。

〈問合わせ先〉

広島県立美術館

〒730-0014 広島市中区上幟町2-22

TEL：(082) 221-6246

FAX：(082) 223-1444

ホームページ <http://www.hpam.jp/>

☆美術館受付にて、登録番号と団体名を
お伝えください。

広島県立美術館 団体割引会員登録

団体番号：110068

団体名：社団法人 広島県薬剤師会

◆ 県薬だより ◆



県薬より

各地域・職域薬剤師会への発簡

- 4月9日 在宅緩和ケア対応薬局リスト（24時間連絡体制で在宅緩和ケアが対応可能な保険薬局）の更新確認及び新規登録薬局の推薦について（依頼）
- 4月10日 「広島県薬剤師会」からの意見・質問・要望等について
- 4月13日 福祉医療費公費負担制度に係る各市町の対応状況について（通知）
- 4月14日 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスク・消毒用アルコール備蓄状況調査結果について
- 4月15日 医療機関等における手指消毒用エタノールの代替品としての特定アルコール（高濃度エタノール）の配付について
- 4月16日 福祉医療費公費負担制度に係る各市町の対応状況について（訂正）
- 4月17日 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対応について（通知）
- 4月17日 広島県薬剤師会認定基準薬局について（依頼）
- 4月17日 薬剤師会認定基準薬局の令和2年度第1次認定について（依頼）
- 4月22日 応需薬局のゴールデンウイーク休業表について（通知）

- 4月22日 医療事故情報収集等事業「医療安全情報No.160」の提供について（通知）
- 4月23日 令和2年度次世代指導薬剤師特別委員会地域担当者研修会中止について
- 4月24日 0410事務連絡に関する申し入れについて
- 4月27日 マスク（薬局職員用）の配付について（通知）
- 4月30日 サージカルマスク（薬局職員用）の配付について（通知）
- 5月1日 クールビズ【軽装による夏季の省エネルギー対策】の実施について
- 5月19日 サージカルマスク（薬局職員用）の配布について（通知）
- 5月20日 新型コロナウィルス感染症対策におけるマスク・消毒用アルコール備蓄状況調査について
- 5月21日 医療事故情報収集等事業「医療安全情報No.162」の提供について（通知）
- 5月26日 手指消毒用アルコールの配布について
- 5月28日 第57回広島県薬剤師会定時総会の開催について（通知）
- 6月1日 令和2年度地域・職域薬剤師会運営費負担金の交付について（通知）
- 6月3日 福祉医療費公費負担事業に係る受給者証の更新について（通知）
- 6月8日 2020年度緩和ケア薬剤師研修への参加について（依頼）

◆ 理事会議事録

1. 日 時 令和元年2月22日(土)午後5時10分~午後6時
2. 場 所 広島県薬剤師会館
3. 出席者 豊見雅文会長
野村祐仁・谷川正之・松尾裕彰各副会長
村上信行専務理事
有村典謙・小林啓二・竹本貴明・中川潤子・
平本敦大・二川勝・松村智子・宮本一彦・
吉田亜賀子各常務理事
小澤孝一郎・新井茂昭・秋本伸・安保圭介・
下田代幹太・中野真豪・宮地理・森広亜紀
各理事
岡田甫・菊一環子各監事
4. 欠席者 青野拓郎副会長、豊見敦・柚木りさ各常務理事
佐藤英治・三宅勝志各理事
5. 付議事項

(1) 報告事項

- 報告第1号 公益社団法人日本薬剤師会臨時総会報告
報告第2号 会長及び業務執行理事の職務執行状況報告について
① 令和元年度会務及び事業執行状況報告(公衆衛生)
② 令和元年度事業執行状況報告(会館)
野村副会長
③ 令和元年度事業執行状況報告(薬局)
野村副会長
④ 令和元年度事業執行状況報告(共益)
報告第3号 令和元年度決算見込
報告第4号 学校薬剤師部会規程の一部改正等について

(2) 審議事項

- 議案第1号 令和2年度事業計画(公衆衛生)(案)
議案第2号 令和2年度事業計画(会館)(案)
議案第3号 令和2年度事業計画(薬局)(案)
議案第4号 令和2年度事業計画(共益)(案)
議案第5号 令和2年度会費額の件(案)
議案第6号 令和2年度収支予算(案)
議案第7号 令和2年度資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(案)
議案第8号 令和2年度借入金(会務運営)最高限度額について(案)
議案第9号 公益社団法人広島県薬剤師会会长候補者の推薦について
議案第10号 公益社団法人広島県薬剤師会監事の選任について
議案第11号 公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会委員の選任について
議案第12号 第56回広島県薬剤師会臨時総会の招集について
①日時: 令和2年3月20日(金・祝)
午後1時~
②場所: 広島県薬剤師会館
③目的である事項:
ア 令和2年度事業計画(公衆衛生)(案)
イ 令和2年度事業計画(会館)(案)

- ウ 令和2年度事業計画(薬局)(案)
エ 令和2年度事業計画(共益)(案)
オ 令和2年度会費額の件(案)
カ 令和2年度収支予算(案)
キ 令和2年度資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(案)
ク 令和2年度借入金(会務運営)最高限度額について(案)
ケ 公益社団法人広島県薬剤師会会长候補者の推薦について
コ 公益社団法人広島県薬剤師会監事の選任について
サ 公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会委員の選任について

議案第13号 委員会の設置及び委員の委嘱について(案)

議案第14号 公益社団法人広島県薬剤師会職員給与支給規程の一部改正について(案)

議案第15号 公益社団法人広島県薬剤師会学校薬剤師部会規程の一部改正について(案)

議案第16号 公益社団法人広島県薬剤師会学校薬剤師部会負担金納付規程の制定について(案)

議案第17号 公益社団法人広島県薬剤師部会選挙管理委員会規程の一部改正について(案)

議案第18号 新規会員の入会承認について(案)

(3) その他

- ①広島県薬剤師会定時総会開催通知発送および委任状等の書類の発送予定について
・資料発送: 3月5日(木)
・出欠回答締切日: 3月12日(木)
・欠席者への書類【委任状、書面表決(議決権行使書)】発送: 3月12日(水)以降
・書類の返送: 3月19日(木)午後5時までに本会事務局へ郵送
・質疑事項事前提出締切日: 3月16日(月)

②第57回広島県薬剤師会定時総会の開催候補日について

日 時: 6月21日(日)午後1時~

場 所: 広島県薬剤師会館

③理事会の開催候補日について

日 時: 5月16日(土)午後3時~

場 所: 広島県薬剤師会館

①広島県薬剤師会定時総会開催通知発送及び委任状等の書類の発送予定について

- ・資料発送: 3月5日(木)
・出欠回答締切日: 3月12日(木)
・欠席者への書類【委任状、書面表決(議決権行使書)】発送: 3月12日(木)以降
・書類の返送: 3月19日(木)午後5時までに本会事務局へ郵送
・質疑事項事前提出締切日: 3月16日(月)

②第57回広島県薬剤師会定時総会の開催候補日について

日 時: 6月21日(日)午後1時~

場 所：広島県薬剤師会館

③理事会の開催候補日について

日 時：5月16日（土）午後3時～

場 所：広島県薬剤師会館

6. 議 事

（1）開会

野村副会長の司会により開会した。

（2）議長の選任

定款第38条第1項の規定により、豊見雅文会長が議長に就いた。

（3）出席者数の確認

出席理事数の確認を行い、出席理事は22名であり、理事27名の過半数を超えていたため、理事会は成立すると発言があった。

（4）議事録署名人の確認

定款第41条第2項の規定により、岡田監事、菊一監事、豊見会長が議事録署名人となると発言があった。

（5）議事

○豊見会長（議長）

それでは、先ず、総会での報告事項ですが、地域・職域会長協議会で報告した次のとおりです。直ちに質疑に入ってよろしいでしょうか。

（参考）

報告第1号 公益社団法人日本薬剤師会臨時総会報告
竹本常務理事

報告第2号 令和元年度会務及び事業執行状況報告（公衆衛生）
野村祐仁副会長 村上信行専務理事
松尾裕彰副会長

報告第3号 令和元年度事業執行状況報告（会館）
野村祐仁副会長
報告第4号 令和元年度事業執行状況報告（薬局）
野村祐仁副会長

報告第5号 令和元年度事業執行状況報告（共益）
野村祐仁副会長

報告第6号 令和元年度決算見込
竹本常務理事

令和元年度決算見込について経常収益計は264,694,400円で昨年より1,819,696円の減。経常費用計は280,973,600円で昨年より7,885,284円の減。経常外では収益で消費税の還付金が33,409,000円、費用で不動産取得税が7,515,900円。当期経常外増減額は25,894,000円となる見込。正味財産期末残高は、958,556,589円で昨期より7,213,251円の増の見込。

また、学校薬剤師部会の決算についても報告され、1,047,089円が本会計から学校薬剤師部会へ振替られたことが報告された。

報告第7号 学校薬剤師部会規程の一部改正等について
村上専務理事

（事業）第3条の（3）学校給食の衛生管理に関することを追記。

（会員）広島県薬剤師会会員である学校薬剤師とすることを明記した。

（役員）第5条（4）幹事の選任について地域学校薬剤師組織の代表から部会長が選任すると明記した。

負担金納付規程として、負担金は幹事会の議決により決定する。

理事会の承認を得て4月1日より適用することとしたことが報告された。

議案第1号 令和2年度事業計画（公衆衛生）（案）

野村祐仁副会長
村上信行専務理事
松尾裕彰副会長

議案第2号 令和2年度事業計画（会館）（案）

野村祐仁副会長

議案第3号 令和2年度事業計画（薬局）（案）

野村祐仁副会長

議案第4号 令和2年度事業計画（共益）（案）

野村祐仁副会長

議案第5号 令和2年度会費額の件（案）

谷川正之副会長

議案第6号 令和2年度収支予算（案）

竹本常務理事

経常収益は277,107,712円で、8,962,400円の増、会館事業収益は国保組合の退去分の減として2,200,000円の減収としている。

経常費用は285,016,290円で、職員給与、調剤薬品等購入費の増加があるが、減価償却、租税公課、県の助成金等9,853,310円の減額で昨年度比では1,304,710円の減となる。当期経常増減額は7,908,578円の赤字だが、実際には支出のない減価償却費の31,627,350円が含まれているのでキャッシュベースでは23,718,772円の黒字となる。

豊見雅文会長

会計報告には出ていないが、広島支部から1億円、広島佐伯から3千万円、三次支部から2千万円お借りしている。感謝したい。

議案第7号 令和2年度資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（案）

竹本常務理事

資金調達及び設備投資の見込み（案）は無しと提案された。

議案第8号 令和2年度借入金（会務運営）最高限度額について（案）

竹本常務理事

昨年同様借入金（会務運営）最高限度額を1千万とする

議案第9号 公益社団法人広島県薬剤師会会長候補者の推薦について

野村祐仁副会長

議案第10号 公益社団法人広島県薬剤師会監事の選任について

野村祐仁副会長

議案第11号 公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会委員の選任について

野村祐仁副会長

【異議なし】

○豊見会長（議長）

ご異議ないようすであります、直ちに質疑に入ります。

報告第1号 公益社団法人日本薬剤師会臨時総会報告から、報告第4号 学校薬剤師部会規程の一部改正等について、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、議案第1号から議案第11号までは、事前に内容の説明をしておりますので、改めての説明を省略して、直ちに質疑に入ってよろしいでしょうか。

【異議なし】

○豊見会長（議長）

ご異議ないようすで、省略いたします。

○豊見会長（議長）

議案第1号 令和2年度事業計画（公衆衛生）（案）からと、議案第11号 公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会委員の選任について、ご質問等ございますでしょうか。

○豊見会長（議長）

質問がないようすで、質疑を終了してよろしいでしょうか。

【異議なし】

○豊見会長（議長）

それでは、質疑を終了いたします。

修正した内容を、総会議案とすることについて、理事会の承認をいただいてよろしいでしょうか。

【異議なし】

○豊見会長（議長）

ご異議ないようすで、承認といたします。

次に、議案第12号 第56回広島県薬剤師会臨時総会の招集についてです。第56回広島県薬剤師会臨時総会を3月20日（金・祝）午後1時より広島県薬剤師会館で開催したいと思いますが、ご意義ありませんでしょうか。

【異議なし】

○豊見会長（議長）

ご異議ないようすで、そのように決定いたします。

なお、目的である事項については、先ほどご承認いただきました本日の議案第12号にあります議案11件といたします。

次は、議案第13号 委員会の設置及び委員の委嘱について（案）です。提案理由の説明を求めます。

（提案理由の説明）

○平本常務理事

日本薬剤師会から示された薬剤師のかかりつけ機能強化のための研修シラバス事業を実施するための研修委員会の設置と、委員の委嘱、および一般用医薬品委員会（トリアージ）、地域包括ケア関連WG、次世代指導薬剤師特別委員会の新規委員の委嘱について、理事会の承認を求めるものです。

○豊見雅文（議長）

トリアージは、本来災害現場等で医療資源（医療スタッフや医薬品等）が制約される中で、一人でも多くの傷病者に対して最善の治療を行うために、傷病者の緊急度に応じて、搬送や治療の優先順位を決めることがあるので、委員会の名称として一般用医薬品委員会（トリアージ）と使うのは無理があると思われるが、一般用医薬品委員会トリアージを削除してください。

○小澤理事

一般的に通用している言葉を安易に使用すると誤解を招く可能性があるので、ほかの言葉を使用するべきだと思います。

○平本常務理事

一般用医薬品委員会（トリアージ）という委員会名からトリアージという言葉を削除するのはかまわないのですが、日本薬剤師会で、薬剤師が患者の症状を聞き、受診勧奨を

するか、OTCを販売するかという判断をしてセルフメイケーションを推進していくことを薬剤師におけるトリアージと提示しているので、そのあたりは、県薬としても熟考していく必要があります。

○豊見会長（議長）

日本薬剤師会に対しても確認を要請したいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

それでは、質疑もないようですが、これで質疑を終結してよろしいですか。

【異議なし】

○豊見会長（議長）

それでは、質疑を終了いたします。

議案第13号について、修正の上、理事会としてご承認をいただけますでしょうか。

【異議なし】

○豊見会長（議長）

ご異議ないようすで、承認といたします。

○豊見会長（議長）

次は、議案第14号 公益社団法人広島県薬剤師会職員給与支給規程の一部改正について（案）についてです。提案理由の説明を求めます。

（提案理由の説明）

○横山事務局長

広島県薬剤師会職員給与支給規程が準拠している広島県職員給与支給規定の一部改正にあわせ、職員給与支給規定の一部改正をすることの承認を求めるものです。

○豊見会長（議長）

ただ今、説明のありました公益社団法人広島県薬剤師会職員給与支給規定の一部改正について、ご質問等ございますでしょうか。

ないようすで、これで質疑を終結してよろしいですか。

【異議なし】

○豊見会長（議長）

それでは、質疑を終了いたします。

ただいま、説明のありました議案第14号について、ご承認をいただけますでしょうか。

【異議なし】

○豊見会長（議長）

ご異議ないようありますので、原案どおり承認といたします。

○豊見会長（議長）

次は、議案第15号 公益社団法人広島県薬剤師会学校薬剤師部会規程の一部改正についてですが、議案第16号 公益社団法人広島県薬剤師会学校薬剤師部会負担金納付規程の制定についても関連がありますので、一括して審議します。

事前に説明いたしました公益社団法人広島県薬剤師会学校薬剤師部会の部会規程の一部改正、及び、負担金納付規程の制定についてご承認をいただけますでしょうか。

【異議なし】

○豊見会長（議長）

ご異議ないようありますので、原案どおり承認といたします。

次は、議案第17号 公益社団法人広島県薬剤師部会選挙管理委員会規程の一部改正についてです。提案理由の説明を求めます。

（提案理由の説明）

○横山事務局長

選挙管理委員会の委員は総会の決議が必要となるため、欠員が生じた場合に問題が生じるため定数を5名から5名以内に規定を改定することの承認を求めるものです。

○豊見会長（議長）

ありがとうございました。

ただ今、説明のありました公益社団法人広島県薬剤師部会選挙管理委員会規程の一部改正について、ご質問等ございますでしょうか。

【異議なし】

○豊見会長（議長）

それでは、質疑を終了いたします。

ただいま、説明のありました議案第17号について、ご承認をいただけますでしょうか。

【異議なし】

○豊見会長（議長）

ご異議ないようありますので、原案どおり承認といたします。

○豊見会長（議長）

次は、議案第18号 新規会員の入会承認について（案）です。定款第6条第1項に、正会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。とあります。お配りしております名簿の218名の入会について、承認をいただけますでしょうか。

【異議なし】

○豊見会長（議長）

ご異議ないようですので、承認といたします。

○豊見会長（議長）

何かほかにありませんか。

○谷川副会長

コロナウィルスの感染拡大防止にあたり、今後研修会開催への対応を、広島県薬剤師会としてはどのように対応するか、方針を決めた方がよいのではないでしょうか。

○野村副会長

広島市薬剤師会では、2月18日現在の日薬の方針に沿うこととしています。

○豊見会長

2月20日の文書に基づき開催する予定にしており、今のところ緊急避妊薬の研修会は3月までの制限があるので、開催を予定しており、調剤報酬改定研修会は厚生局が中止を決めたため中止、総会は法律上開催が必須であるので、開催予定としています。

○松尾副会長

広島県病院薬剤師会主催の研修会は、3月開催分は原則中止としています。

○野村副会長

緊急避妊薬の研修会の参加費について、欠席者には返金することを考えた方がよいのではないか。

○豊見会長

今後、研修会の開催については、各担当役員でそれぞれ検討していただきたい。

2月21日付の地域・職域薬剤師会会長宛文書「新型コロナウイルス感染症対策に伴う本会主催会議等の対応について」を参考にしていただきたい。

○豊見会長

歯科医師会から出る通路について、歯科医師医会の組織決定が今年度中に終わり、来年度早々に契約できる予定で、約3700万円位になる予定。

○豊見会長（議長）

ほかに何かございますでしょうか。ないようありますので、以上をもって本日の審議は全て終了いたします。

岡田監事、菊一監事、会の運営について何かご意見ありますでしょうか。

○岡田監事

コロナでいろいろ大変な時期ではあるが、判断を迅速に的確にしていただきたい。

監事の役割は、理事の職務が適切に行われているか、違法な行為がないことを監査することが役割であるが、月2回の常務理事会にも参加する機会もなかなかなく、監事としての職務を十分果たしているのか忸怩たる思いです。

また、豊見会長は来期も続けられるとのことですので、一致団結してこの困難を乗り越え、薬剤師の新しい働き方に対応していくなければならない事業も多いと思いますので、しっかり対処していただきたいと思います。

○豊見会長（議長）

以上をもって本日の理事会を終了いたします。御多忙のところ、まことにありがとうございました。

以上をもって、会議を終了し、理事会を閉会した。

公益社団法人広島県薬剤師会定款第41条の規定により、ここに記名押印する。

令和 年 月 日

議長（会長）

印

議事録署名人

印

議事録署名人

印

◆ 2月26日定例常務理事会議事要旨

日 時：令和元年2月26日（水）午後7時14分～午後20時50分
場 所：広島県薬剤師会館 2F在宅医療研修室

議事要旨作製責任者：竹本貴明

出席者：豊見会長、野村・谷川各副会長、村上専務理事、有村・竹本・豊見・中川・平本・二川・松村・宮本・柚木・吉田各常務理事

欠席者：青野・松尾各副会長、小林常務理事

【会長挨拶】

皆さんご存じでしょうが、新型コロナウイルスについて

「デマ」が横行しています。重症化した人の陽性を確認するために検査があります。全員の検査をしようという話もありますが、偽陰性や潜伏期の問題があり検査をしても安心できず、意味がありません。薬局でも薬剤師としてきちんと説明できるようよろしくお願いします。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、今後本会が開催する予定の研修会等については、これから実施の可否を検討していきますのでよろしくお願いします。

1. 審議事項

（1）第7回在宅医療推進委員会（資料1）（薬務課）
令和元年度の事業執行について確認し、広島県との

共通認識を得た。

- (2) 「をちこち遊学塾」について (谷川副会長)
神田博史先生からの広島県薬剤師会館施設利用依頼について、単独での施設の貸出を行わず、薬草に親しむ会で検討していくことで承認した。
- (3) 令和元年度ひろしま健康づくり県民運動推進会議総会への出席について (資料 2)
日 時：3月27日（金）16：00～（野村副会長）
場 所：広島県健康福祉センター
(昨年度：横山事務局長出席)
横山事務局長の出席を承認した。
- (4) 小型シリソジポンプ使用貸借契約書（案）について (資料 3)（野村副会長）
使用料を税込に訂正し承認した。
- (5) 薬事情報センター定例研修会主催研修会の講師謝礼について (資料 4)（野村副会長）
日 時：5月23日（土）15：00～17：00
場 所：広島県薬剤師会館
テーマ：薬機法改正*における情報伝達のためのコミュニケーションノウハウ研修
講 師：ACTAS 代表 服部哲茂先生（プロコーチ）
講師謝礼：10万円（通常、1時間5万円で実施）
※薬事情報センター主管で、スポンサー企業は設けない
謝礼について「研修会等講師謝礼基準額」により30,000円とした。また法制度・報酬・薬剤師倫理等に関する研修会を行う際には、常務理事会を経て講師を決定することとした。
- 追加 (6) 県民公開講座について (野村副会長)
11月19日に開催し、講師を宮明邦夫先生に依頼することで承認した。また講師料は50,000円で別途宿泊費と交通費を支払うこととした。
- 追加 (7) 新型コロナウイルス感染症医療提供体制連絡会議について (豊見会長)
日 時：3月2日（月）19：00～
場 所：広島県医師会館1階 ホール
谷川副会長の出席を承認した。また松尾副会長にも確認し、可能であれば出席してもらうこととした。
- (8) 後援、助成及び協力依頼等について
ア. 「わんぱく大作戦」後援名義申請について (資料 5)（野村副会長）
主 催：テレビ新広島
後 援：広島県、広島県教育委員会、広島市、広島市教育委員会
(申請中) 広島県医師会、広島県歯科医師会、広島県看護協会ほか
(毎回：後援済み)
後援について承認した。
- イ. 平和の舞＜神楽の学校2020in さくらピア＞ーレクチャー・ワークショップと神楽公演への協賛・寄付について (資料 6)（豊見会長）
期 間：令和2年5月30日（土）～令和3年2月13日（土）計4回開催
申込期日：3月27日（金）
主 催：ヒロシマ・ミュージック・プロジェクト
共 催：廿日市市教育委員会ほか
後 援：広島県、広島県教育委員会、広島市、広島

市教育委員会、廿日市市ほか
協 賛：A4 1面 100,000円以上
A4 1／2面 50,000円
A4 1／3面 30,000円
A4 1／5面 10,000円

(初めて)
プログラム広告協賛（A4・1／5面・10,000円）
を行うことで承認した。

2. 報告事項

(1) 1月29日定例常務理事会議事要旨（別紙1）

(2) 諸通知

- ア. 来・発簡報告（別紙2）
イ. 会務報告（〃3）
ウ. 会員異動報告（〃4）

(豊見会長)

2/14 日本調剤（株）来会 [広島県薬剤師会館]
FAXコーナーについて「他県では徐々に廃止しているが、広島県はどうするのか」と質問があり、廃止の予定はないと回答したと報告した。

2/22 地域・職域会長協議会 [広島県薬剤師会館]

2/22 理事会 [広島県薬剤師会館]

(松尾副会長)

2/17 地対協WG [広島県薬剤師会館]

(松尾副会長、竹本常務理事)

2/21 令和元年度日本薬剤師会研究倫理に関する全国会議 [日本薬剤師会]
倫理審査委員会が47都道府県のうち44県に設置されているが、各県の審査件数はばらつきがあると報告した。

(村上専務理事、竹本常務理事)

2/20 日本薬剤師会学校薬剤師部会全国担当者会議 [東京・日薬]

(豊見常務理事)

2/15 第530回薬事情報センター定例研修会 [広島県薬剤師会館] 参加者86名

2/20 令和元年度第10回 HMネット運営会議 [広島県医師会館]

(豊見日薬常務理事)

2/18 常務理事会 [日本薬剤師会]

2/19 行政処分を受けた薬剤師に対する再教育研修 [中央合同庁舎5号館]

2/22 上田薬剤師会令和元年度薬局の連携体制整備のための検討モデル事業第2回総括委員会 [香青軒・長野県上田市]

2/25 常務理事会 [日本薬剤師会]

2/25 厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室 [日本薬剤師会]

2/26 日本医療薬学会 [長井記念館]

(中川常務理事)

2/20 かかりつけ薬剤師機能強化推進WG [広島県薬剤師会館]

2/21 緊急避妊薬の調剤に関する研修会WG [広島県薬剤師会館]

3月の研修会は延期となったため、改めて打合せをして4・5月頃に開催する予定と報告した。

(平本常務理事)

2/21 広島県社会福祉協議会との打合せ [広島県社会福祉会館]

- 2/25 研修会講演依頼等打合せ [広島国際大]
(吉田常務理事)
- 2/17 広報委員会 [広島県薬剤師会]
(その他)
- 2/16 育成トレーナー向けアンチ・ドーピング講習会 [広島市内] (菊一滋委員)
- 2/22 薬剤師向け認知症対応力向上研修 教材説明会 [東京都] (薬事情報センター職員)

3. その他

- (1) 常務理事会の開催について (野村副会長)
- 3月4日 (水) 午後7時～ (議事要旨作製責任者
【予定】 豊見敦)
- 3月19日 (木) 午後7時～
- 4月1日 (水) 午後7時～
- 4月16日 (木) 午後7時～
- 5月8日 (金) 午後7時～
- 3月4日 (水) の常務理事会は中止することとした。

- (2) 第16回全国スポーツ内科講習会の開催について (資料7) (野村副会長)
- 日 時：4月12日 (日) 13:00～17:00
- 場 所：広島県健康福祉センター
(参加ご希望の方は事務局へ)
- (3) 会営二葉の里薬局の収支状況及び処方箋応需状況報告について (資料8) (野村副会長)
- (4) その他
- ・豊見会長より広島での調剤報酬改定等説明会中止に伴い、日薬での説明会終了後に出席した青野副会長の説明動画を作成して県薬Webサイトにアップし、質問等はFAXで受け付けてWebサイトに回答を掲載する予定と説明があった。
 - ・豊見会長より県議会の中本議長に顧問を依頼することについて報告があった。

◆3月19日定例常務理事会議事要旨

日 時：令和2年3月19日 (木) 午後7時～午後9時40分
場 所：広島県薬剤師会館
議事要旨作製責任者：豊見 敦
出席者：豊見会長、野村・青野・谷川・松尾各副会長、村上専務理事、有村・小林・竹本・豊見・中川・二川・松村・宮本・柚木・吉田各常務理事
欠席者：平本常務理事

【会長挨拶】

新型コロナウイルス感染症拡大の状況の中、この会議室も、隣と2mも離れていない状態でやっておりますが、マスクの着用、換気等十分に注意し、気を付けながら会議を行います。

広島県内では、お一人のみの発症が報告されており、現在は退院されました。今後、発症が増えるのかどうか状況もまだ不安定です。そのような中、明日は総会です。質問も出ていますので、その解答も含めて、本日は最終打ち合わせをしておかなければなりません。総会には、代議員10名が主席予定で、あとは書面表決が提出されています。当日は、書面表決をしておられる方もテレビ会議システムで見ていただけるよう対応することになりました。今のところ、5～6名程度ではありますが、視聴の希望が出ております。緊張感をもって代議員会が開かれることになりました。よろしくお願いいたします。本日は、大事な話も県の薬務課からありますので、それも踏まえ、来年度のことも含めて皆さんで考えて進めていきたいと思います。

1. 審議事項

- (1) 第8回在宅医療推進委員会 (資料1) (薬務課)
薬務課 上田主任、長谷川技師から資料に基づいて報告及び説明があり、承認した。
- (2) 広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会委員の推薦について (資料2) (野村副会長)
現 在：村上信行 専務理事
締 切：3月24日 (火)
豊見会長を推薦することを承認した。
- (3) 医療事故調査制度における院内事故調査委員会外部

委員 (病棟薬剤師の業務に精通した薬剤師の推薦について (資料3) (野村副会長)

外部委員 ○病棟薬剤師の業務に精通した薬剤師
1名

谷川副会長を推薦することを承認した。

- (4) 日本医療薬学会主催「新専門薬剤師制度の発足にかかる全国研修会～地域薬学ケア専門薬剤師制度の運営～」への出席について (資料4) (野村副会長)

日 時：4月26日 (日) 13:00～16:00

場 所：長井記念ホール

出席者：生涯学習または専門薬剤師制度関連担当役員 1名

締 切：4月10日 (金)

青野副会長が出席することを承認した。

- (5) 医療事故調査制度対応支援委員・外部委員研修会への出席について (資料5) (野村副会長)

日 時：4月11日 (土) 17:00～19:00

場 所：広島県医師会館 ホール

(令和元年度：松尾副会長出席)

松尾、谷川各副会長が出席することを承認した。

- (6) 母の日 ピンクリボン de カープ2020への協賛についてのお願い (資料6) (柚木常務理事)

日 時：5月10日 (日)

対戦相手：ヤクルト戦

場 所：MAZDA Zoom-Zoom スタジアム広島

協賛金額 (予定)：2,100円×10枚

タオル (チケット付き) 20枚分の金額 (¥42,000-)

を協賛金額とすることを承認した。

- (7) 令和2年度「看護の日」広島県大会の出席について (資料7) (野村副会長)

日 時：5月16日 (土) 13:00～15:40

場 所：広島県民文化センター

(毎年度：野村副会長出席)

野村副会長が出席することを承認した。

- (8) 県薬会誌によるトレーシングレポートの好事例紹介について (竹本常務理事)

本会会誌 (5月号) とホームページに掲載することとなった。

- (9) IPPNW 日本支部理事会、広島県支部総会、日本支部総会、懇親会の出席について（資料8）（野村副会長）
 日 時：4月26日（日）12：30～
 場 所：広島県医師会館
 申込締切：4月3日（金）
 豊見会長、野村、谷川各副会長、中川常務理事が出席することが承認した。
- (10) 第56回広島県薬剤師会臨時総会の対応について（資料9）（野村副会長）
 日 時：3月20日（金）13：00～
 場 所：広島県薬剤師会館 ホール
 各質問事項に対する担当役員が決定し、回答内容を確認した。

2. 報告事項

- (1) 2月13日定例常務理事会議事要旨（別紙1）
 (2) 諸通知
 ア. 来・発簡報告（別紙2）
 イ. 会務報告（〃3）
 ウ. 会員異動報告（〃4）
- (豊見会長)
 2/27 正・副会長会【広島県薬剤師会館】
 2/29 林正夫氏旭日重光章受賞祝賀会【リーガロイヤルホテル広島】（延期）
 3/4 第8回在宅医療推進委員会【広島県薬剤師会館】（中止）
 3/4 常務理事会【広島県薬剤師会館】（中止）
 3/6 中本隆志広島県議会議長訪問【広島県庁】
 3/7 中国・四国薬剤師会会长会議【ANAクラウンプラザホテル松山】（中止）
 3/8 村上信行先生の旭日双光章受賞を祝う会【福山ニューキャッスルホテル】（中止）
 3/10 正・副会長会（ネット会議）
 3/10 中四国薬剤師国民健康保険組合理事長来会【広島県薬剤師会館】
 3/12 広島県地域保健対策協議会令和元年度第2回定例理事会【広島県医師会館】（中止）
 3/13 第857回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会【支払基金広島支部】（中止）
 3/18 学校薬剤師部会 理事会【広島県薬剤師会館】
- (野村副会長)
 3/1 広島県診療放射線技師会創立70周年記念式典【ANAクラウンプラザホテル】
 3/12 「子育て応援団すこやか」事前打合会【広島県薬剤師会館】（資料10）

- (青野副会長)
 2/26 第137回中国地方社会保険医療協議会広島部会【中国四国厚生局】（中止）
 3/7 日本薬剤師会令和2年度調剤報酬改定等説明会【航空会館 7階大ホール】
 3/9 患者のための薬局ビジョン推進委員会【広島県薬剤師会館】
 3/12 令和元年度広島県医療安全研修会【広島県医師会館】（中止）
 3/17 退院時カンファレンス等メンター制度検討委員会【広島県薬剤師会館】

- (谷川副会長)
 3/1 認定実務実習指導薬剤師養成講習会（新規・更新）【広島県薬剤師会館】（中止）
 3/7 広島大学薬学部 卒業・終了記念パーティー【グランドプリンスホテル広島】（中止）
 3/12 日本赤十字社中四国プロック血液センター見学【広島市中区千田町】（中止）

(谷川・松尾各福会長)
 3/2 新型コロナウイルス感染症医療体制連絡会議【広島県医師会館】

(松尾副会長)
 3/5 広島県地域保健対策協議会（医薬品の適正使用検討特別委員会）～適切な服薬管理を目指して～医薬品に関する講演会【広島県医師会館】（中止）

(有村・平本各常務理事)
 2/26 県民が安心して暮らせるための四師会協議会 医療・介護の人材育成・確保対策WG 第4回研修カリキュラム検討部会【広島県医師会館】

(竹本常務理事)
 3/14 日本薬剤師会第94回臨時総会【ホテルイースト21東京】
 3/15 日本薬剤師会第94回臨時総会【ホテルイースト21東京】（中止）
 3/18 午前 薬事情報センター業務紹介及びモバイルファーマシー見学【広島県薬剤師会館】（中止）
 3/18 午後 薬事情報センター業務紹介及びモバイルファーマシー見学【広島県薬剤師会館】（中止）

(豊見常務理事)
 3/18 令和元年度第11回 HM ネット運営会議【広島県医師会館】

(豊見日薬常務理事)
 2/28 第7回訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会【TKP新橋カンファレンスセンター】
 3/3 常務理事会【日本薬剤師会】
 3/6 医療保険委員会【日本薬剤師会】
 3/7 令和2年度調剤報酬改定等説明会【航空会館】
 3/10 常務理事会【日本薬剤師会】
 3/13 第9回理事会【日本薬剤師会】
 3/14 第94回臨時総会【ホテルイースト21東京】
 3/15 第94回臨時総会【ホテルイースト21東京】（中止）

(中川常務理事)
 3/1 緊急避妊薬の調剤に関する研修会【県民文化センターふくやま】（中止）
 3/2 令和元年度広島県結核予防推進会議【広島県感染症・疾病管理センター】（中止）
 3/13 広報委員会【広島県薬剤師会館】（中止）
 3/15 緊急避妊薬の調剤に関する研修会【広島県薬剤師会館】（中止）

(宮本常務理事)
 3/14 第531回薬事情報センターワークショップ【広島県薬剤師会館】（中止）

(吉田常務理事)

- 2/27 復職支援研修会 [広島県薬剤師会館] (中止)
 2/29 復職支援研修会 [広島県薬剤師会館] (中止)
 3/16 第3回リハビリテーション専門職等人材育成調整会議 [県序本館] (中止)

(横山事務局長)

- 3/5 中国四国厚生局地域包括ケア課来会 [広島県薬剤師会館]

(その他)

- 2/29 無菌製剤処理研修① [広島県薬剤師会館] (中止)
 3/1 無菌製剤処理研修② [広島県薬剤師会館] (中止)
 3/1 無菌製剤処理研修③ [広島県薬剤師会館] (中止)

3. その他

- (1) 常務理事会の開催について (野村副会長)
 4月1日 (水) 午後7時～ (議事要旨作製責任者
 【予定】中川潤子)
 4月16日 (木) 午後7時～
 5月8日 (金) 午後7時～
 5月28日 (木) 午後7時～

(2) 監査会の開催について (野村副会長)

日 時：5月14日 (木) 13:30～

場 所：広島県薬剤師会館 (1F 無菌調剤研修室)

(3) 日本医療薬学会入会案内について (パンフレット)

(4) 会員二葉の里薬局の収支状況及び処方箋応需状況報告について (資料11) (野村副会長)

(5) その他

- ・豊見常務理事より、「新型コロナウイルス感染症に対する薬局での感染予防策 (第3版)」を3月14日に本会ホームページに掲載しており、今後も見直し・改訂を行っていくとの発言があった。
- ・中川常務理事より、広報委員会関係で会誌5月号から「目次」が見やすくなるとの発言があった。
- ・松尾副会長より、新型コロナウイルス発生の関係で医学部のボリクリ (臨床実習) や歯学部の実習はこの先4週間中断しており、その部分においては1年後に埋め込んで翌年の学生と一緒に受け入れるという話がでている状況であるが、薬学生の薬局での実習は継続されている。病院での実習は、5月の連休明けから2期が始まる予定であり、この状況が長引くと、病院実習自体が中止になるか、時期をずらして3期から2期も一緒に受け入れるかということになるかもしれない。状況は不透明であり、今後、薬局実習にも影響が出ることが懸念されるとの発言があった。

◆ 第56回公益社団法人広島県薬剤師会
臨時総会議事録

1. 日時：令和2年3月20日 (金・祝)
 午後1時～午後3時54分

2. 場所：広島市東区二葉の里3-2-1
 広島県薬剤師会館

3. 次第

- (1) 開会の辞
 (2) 薬剤師綱領唱和
 (3) 物故会員に対する黙祷
 (4) 議長・副議長選出
 (5) 議 事

- ア. 出席代議員数の確認
 イ. 会期の決定
 ウ. 議事録署名人の選出

エ. 会長演述

オ. 報 告

報告第1号 公益社団法人日本薬剤師会臨時総会報告

報告第2号 令和元年度会務及び事業執行状況報告
 (公衆衛生)

報告第3号 令和元年度事業執行状況報告 (会館)

報告第4号 令和元年度事業執行状況報告 (薬局)

報告第5号 令和元年度事業執行状況報告 (共益)

報告第6号 令和元年度決算見込

報告第7号 学校薬剤師部会規程の一部改正等について

カ. 議 案

議案第1号 令和2年度事業計画 (公衆衛生) (案)

議案第2号 令和2年度事業計画 (会館) (案)

議案第3号 令和2年度事業計画 (薬局) (案)

議案第4号 令和2年度事業計画 (共益) (案)

議案第5号 令和2年度会費額の件 (案)

議案第6号 令和2年度収支予算 (案)

議案第7号 令和2年度資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類 (案)

議案第8号 令和2年度借入金 (会務運営) 最高限度額について (案)

議案第9号 公益社団法人広島県薬剤師会会長候補者の推薦について

議案第10号 公益社団法人広島県薬剤師会監事の選任について

議案第11号 公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会委員の選任について

(6) そ の 他

(7) 閉会の辞

4. 出席者

(1) 代議員

出張景子 長坂晋次 野村伸昭 加藤頼孝

呑田敬三 長谷川頃一 大塚幸三 中嶋都義

濱崎匡史 山岡恵美子

※書面表決提出者 69名

(2) 役員

(会長) 豊見雅文

(副会長) 野村祐仁 青野拓郎 谷川正之

松尾裕彰

(専務理事) 村上信行

(常務理事) 有村典謙 竹本貴明 豊見 敦

中川潤子 平本敦大 二川 勝

松村智子 柚木りさ 吉田亜賀子

(理 事) 秋本 伸 下田代幹太
(監 事) 岡田 甫 菊一環子

(3) 地域・職域会長

野村祐仁 下田代幹太 二川 勝
大塚幸三 村上信行

(4) 顧問弁護士

久笠法律事務所 長谷川栄治 弁護士

5. 会議の状況

臨時総会は、3月20日（金・祝）午後1時から、吉田亜賀子常務理事の司会により開会し、松尾裕彰副会長の開会の辞に続いて、薬剤師綱領が唱和された。

次に、令和2年度、本日までの物故会員に対し、追悼の意を表すため黙祷が捧げられた後、野村伸昭議長が、議長席に着き、議事を開始した。

初めに、出席代議員数の確認が行われ、代議員総数81名中、出席者数10名で、書面表決69名の合計79名で定款第20条に規定する2分の1以上の定足数40名を超えており、会議の成立を確認した。

次に、議事録署名人の選出に移り、定款第24条第2項の規定により議長から、加藤頼孝（安佐）、呑田敬三（広島佐伯）を指名した。

次に、会長演述に移り、豊見雅文会長が演述した。

【会長演述 - 別添】

野村伸昭議長

「本日、臨時総会に提出されました報告事項は、報告第1号 公益社団法人日本薬剤師会臨時総会報告より、報告第7号 学校薬剤師部会規程の一部改正等についてまでの7件、また、議案としましては、議案第1号 令和2年度事業計画（公衆衛生）（案）より、議案第11号公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会委員の選任についてまでの11件であります。

この場合、お詫びいたします。

これらの各報告事項及び各議案は、それぞれ関連性がありますので、一括上程議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。」

【異議なし】

野村伸昭議長

「ご異議なしと認めます。よって、各報告事項及び各議案は、一括上程議題といたします。

お詫びいたします。

これより各報告事項及び各議案に対する、理事者からの報告及び提案理由の説明に入りますが、この場合、審議の効率化を図るために、各報告説明の終了後、暫時休憩とし、再開後に、議案第1号から議案第8号までは、一括して提案理由の説明、質疑、採決を行います。議案第9号、議案第10号については提案理由の説明後採決を行い、議案第11号は、提案理由の説明、質疑、採決を行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。」

【異議なし】

野村伸昭議長

「ご異議なしと認めます。よって、さよう決します。
それでは、報告第1号から順次、報告説明を求めます。」

（理事者側より提出資料により次のとおり説明等があった。）
（報告事項の説明）

報告第1号 公益社団法人日本薬剤師会臨時総会報告

竹本 貴明 日薬代議員

報告第2号 令和元年度会務及び事業執行状況報告（公衆衛生）

野村 祐仁 副会長
青野 拓郎 副会長（保険部会）
松尾 裕彰 副会長（研修・情報ほか）

報告第3号 令和元年度事業執行状況報告（会館）
野村 祐仁 副会長

報告第4号 令和元年度事業執行状況報告（薬局）
野村 祐仁 副会長

報告第5号 令和元年度事業執行状況報告（共益）
野村 祐仁 副会長

報告第6号 令和元年度決算見込
竹本 貴明 常務理事

報告第7号 学校薬剤師部会規程の一部改正等について
村上 信行 専務理事

野村伸昭議長

「以上で報告事項は全て終了しました。

ただいまより休憩いたします。

会議は、午後2時10分から再開いたします。」

休 憩（午後1時59分）

【休憩】

再 開（午後2時10分）

野村伸昭議長

「休憩前に引き続いて会議を開きます。

これより議案第1号 令和2年度事業計画（公衆衛生）（案）から議案第8号令和2年度借入金（会務運営）最高限度額について（案）までの提案理由の説明を求めます。」

（理事者側より提出資料により次のとおり提案理由の説明があった。）

（提案理由説明）

議案第1号 令和2年度事業計画（公衆衛生）（案）

野村 祐仁 副会長
青野 拓郎 副会長（保険部会）
松尾 裕彰 副会長（研修・情報ほか）

議案第2号 令和2年度事業計画（会館）（案）

野村 祐仁 副会長

議案第3号 令和2年度事業計画（薬局）（案）

野村 祐仁 副会長

議案第4号 令和2年度事業計画（共益）（案）

野村 祐仁 副会長

議案第5号 令和2年度会費額の件（案）

谷川 正之 副会長

議案第6号 令和2年度収支予算書（案）

竹本 貴明 常務理事

議案第7号 令和2年度資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（案）

竹本 貴明 常務理事

議案第8号 令和2年度借入金（会務運営）最高限度額について（案）

竹本 貴明 常務理事

野村伸昭議長

「以上で議案第1号から議案第8号までの提案理由の説明を終わります。

あらかじめ提出された質問は、呉市薬剤師会の大塚代議員からの8問のみでした。

まず、大塚代議員より一問ずつご質問いただきます。関連質問は挙手の上、私の許可を得て、議席番号、氏名を述べ、ご発言ください。

大塚代議員お願いいたします。」

【質疑応答1-別添】

【質疑応答2-別添】

【質疑応答3-別添】

【質疑応答4-別添】

【質疑応答5-別添】

【質疑応答6-別添】

【質疑応答7-別添】

【質疑応答8-別添】

野村伸昭議長

「ありがとうございます。ほかにありませんでしょうか。
それでは、もう質疑もないようでありますので、ここで質疑を終了したいと思いますが、御異議ございませんか。」

〔「異議なし」〕

野村伸昭議長

「では、御異議がないようでありますので、以上をもって質疑、討論を終了いたします。それでは、これより採決に入ります。」

お諮りします。議案第1号から議案第8号までの各議案は、いずれも原案のとおり可決するに賛成の方は挙手願います。」

〔賛成者挙手〕

野村伸昭議長

「賛成が9名、書面表決の賛成が69名で、合わせて78名となります。過半数を超えておりますので、この各案はいずれも原案のとおり可決いたしました。」

議案第9号 公益社団法人広島県薬剤師会会长候補者の推薦について

議案第10号 公益社団法人広島県薬剤師会監事の選任について

野村伸昭議長

「それでは、議案第9号、公益社団法人広島県薬剤師会会长候補者の推薦について、議案第10号、公益社団法人広島県薬剤師会監事の選任についてを審議いたします。」

まず、公益社団法人広島県薬剤師会会长候補者及び監事の選挙結果について、公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会委員長からの報告を本日の資料としてお配りしております。いずれの選挙も立候補者数が定数を上回らなかつたため、公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理規程第11条の規定により、立候補された公益社団法人広島県薬剤師会会长候補者に豊見雅文氏を、また、同監事に岡田甫氏、村上信行氏をいずれも無投票により当選者と決定いたしました。

それでは、議案第9号、公益社団法人広島県薬剤師会会长候補者の推薦について、採決を行います。

先ほど報告いたしましたように、公益社団法人広島県薬剤師会定款第27条第3項の規定により、公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理規程に基づき実施された会長候補者選挙で当選された豊見雅文氏を会長候補者に推薦することに賛成の方は挙手をお願いします。」

〔賛成者挙手〕

野村伸昭議長

「ありがとうございます。賛成9名、書面表決69名が賛成であります、合わせて78名であります、過半数を超えております。よって、豊見雅文氏を推薦することが可決されました。」

次に、議案第10号、公益社団法人広島県薬剤師会監事の選任について採決を行います。

報告いたしましたように、公益社団法人広島県薬剤師会定

款第15条第2項の規定により、公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理規程に基づき実施された監事選挙で当選されました岡田甫氏、村上信行氏を監事に選任することに賛成の方は挙手をお願いします。」

〔賛成者挙手〕

野村伸昭議長

「ありがとうございます。賛成が9名で、書面表決の賛成が69名で、合わせて78名となります。それは過半数を超えております。よって、岡田甫氏、村上信行氏を選任することが可決されました。」

それでは、次に、議案第11号、公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会委員の選任についてです。

提案の理由の説明を求めます。野村祐仁副会長。」

議案第11号 公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会委員の選任について

野村 祐仁 副会長

野村祐仁副会長

「現在の現公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会委員の任期が令和2年3月31日をもって満了となりますので、それに伴い、公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会委員に次の者を選任することについて、公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会規程第3条第1項に基づき総会の決議を求めるものでございます。なお、任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日までとする。委員といたしまして、大町久男氏、串田慎也氏、高橋強氏、西谷啓氏、山木寛氏の5名でございます。よろしくお願ひいたします。」

野村伸昭議長

「ありがとうございます。」

以上で議案第11号の提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入りたいと思います。ただいまの説明を受けて、質疑のある方は挙手をして御発言ください。発言者は私の許可を得て、議席番号、氏名を述べて御発言ください。何かありますでしょうか。」

質疑がないようですので、それでは、採決をとります。

選挙管理委員を選任することについて、賛成の方は挙手を願います。」

〔賛成者挙手〕

野村伸昭議長

「挙手9名ということで、書面表決で賛成が68名、それで、合計が77名となり、過半数を超えておりますので、よって、委員に大町久男氏、串田慎也氏、高橋強氏、西谷啓氏、山木寛氏の5名を選任することが可決されました。」

なお、任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日までといたします。

以上をもちまして、本総会において審議することは全て終了いたしました。

それでは、この際、何か御意見がありましたら御発言願います。」

野村伸昭議長

〔大塚代議員〕

〔質疑応答9-別添〕

野村伸昭議長

「ありがとうございます。ほかにございませんか。
特にないようでしたら、協議を終了したいと思います。」

閉会にあたり、谷川正之副会長が閉会の辞を述べ閉会した。

閉会 午後3時54分

定款第30条第2項の規定により、ここに署名する。

年 月 日

第56回公益社団法人広島県薬剤師会臨時総会

議長	印
議事録署名人	印
議事録署名人	印

【会長演説】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面表決にご協力いただき会場への出席者を最小限にする形での総会開催になりました。このような中、出席して下さった代議員、及び、書面表決で開催にご協力をいただいた代議員に感謝申し上げます。本日、この会場におられない欠席の代議員には、ネットで中継を行うこととしており、数人ではあります、傍聴していただいております。

今朝のニュースによりますと、大阪の薬局がタンポポ茶が新型コロナウイルス感染予防に効果があると宣伝したとして摘発されています。その薬局には残念なことですが、基準薬局の黄色い看板がかかっておりました。他にも、健康食品やマイナスイオン発生器、空間除菌剤の何種類かが、効果が証明されていないのに新型コロナウイルス除去に効果があるという宣伝をして消費者庁から注意を受けています。

薬剤師は街の公衆衛生の司令塔であるべきです。

私は、4年前会長になった時、薬局からニセ科学を追放しようと言いました。今それが試されています。薬剤師が効果が証明されていない空間除菌剤などを勧めることが無いようお願いしたいと思います。

広島県薬剤師会は公益社団法人です。公益に資することを目的とする団体です。そして、薬剤師は薬剤師綱領にあるように、国民の健康増進に寄与し、人類の福祉に貢献しなくてはならないのです。勿論、薬剤師は職業として、生活ができると言うことは大事な事ではありますが、それは、職能を十分に発揮した後に付いてくることだと考えなくてはならないと考えます。

この数年、薬剤師職能が一般の皆さんに理解されていない、従って医薬分業も評価されない、と言うことが続いています。なんとか報酬面でも踏ん張って維持している今、まさに薬剤師、薬局が変わらなければならないのだろうと思います。

今日の臨時総会は今後1~2年の広島県薬剤師会の行方を決める総会であろうと思います。皆様の慎重なる審議をお願いして、私の挨拶といたします。宜しくお願い致します。

【質疑応答1】

○52番・大塚幸三代議員（呉） 52番、呉支部の大塚です。

では、質問事項の1番としまして、歯科医師会会館との間の通路の件ですけど、昨年度も通路につきましては歯科医師会のほうの売却へというようなお話をあったと思うんですけども、約1年たちまして、歯科医師会への通路の売却についての現状はどのようにになっているか。売却金額、売却時期等の決定している事項、あるいは契約書類などがあれば報告・公開を求めます。以上です。

○野村伸昭議長 豊見会長。

○豊見雅文会長 広島県薬剤師会館南側通路の広島県歯科医師会への返却、売却につきましては、昨年3月の臨時総会において基本財産の処分について御承認をいただきました。その後の経過ですが、昨年6月に歯科医師会の会長が交代されたため、改めて話し合いを行いましたので少し時間を要しましたが、昨年の臨時総会で説明した内容で合意し、歯科医師会では合意に基づき、つい先日ですが、3月

7日の総会で承認を得られたと伺っております。現在は、今の会館の土地が1筆で登記されておりますので、これを売却部分と残存部分に分筆するための測量、境界確認、登記の手続に入っています。昨日なんですが、関係の広島県、広島市、医師会、歯科医師会、県薬で境界確認を行ったところです。今後は、3月中に分筆の手続を終えて、4月中にも売買手続を終えたいと考えております。なお、売却価格は平米単価約18万9,000円で、面積は210.53平米ということで、売却価格は3,969万円余となる見込みです。以上です。

○野村伸昭議長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○52番・大塚幸三代議員（呉） そういうことでございましたら、それを皆様方に十分に知らせるような手段をとっていただきたいと思います。

【質疑応答2】

○52番・大塚幸三代議員（呉）

それから、これは長年続いている問題でございますけども、保険薬局部会の会費徴収ですけども、各支部は保険薬局部会という形での徴収をしておりますけども、県薬に入りますと、保険薬局部会のお金は一般会計のほうに入って、公益の活動に使われております。個人の会費ではございません。薬局のほうの処方箋枚数に応じての賦課金でございますので、多いところ、少ないところがございますけども、そういうところの部分の徴収方法が、この一般の会計報告の中では全く見られない。説明にも非常に難解な数字がありますので、保険薬局部会のものだけでも何とかならないかと、事務のほうは非常にしんどいということをおっしゃってますけども、そういうような改善の仕方を別紙でも結構ですから出していただきたいなと思っております。

○野村伸昭議長 青野副会長。

○青野拓郎副会長 大塚先生のおっしゃるとおり、予算決算につきましては公益法人の会計基準に則り作成する必要があり、したがって、直ちにほかの方法で提示するのが難しい状況でございます。会計がこの書類上は非常にわかりにくいのではないかと思っておりますが、予算では公益目的事業の中にひっくるめられている状況ですが、決算のほうにつきましては6月の定時総会で提案します公益目的事業会計の内訳というのがございます。その中では保険薬局部会としてどのようなふうにお金を使ったかという数字を示しているので、そちらのほうを見ていただくとわかりやすいのじゃないかと思います。

また、事業計画報告につきましても、公益法人の認定を受けました際の区分に従って御提示させていただいております。議決後に監督官庁である県の公益法人担当に報告する必要があり、その際の区分になっております。報告につきましては、先ほど説明いたしました事業を実施しております。また、これらの予算及び事業計画につきましては、1月28日に開催しました医療保険委員会において承認されてるところでございます。以上です。

○52番・大塚幸三代議員（呉） 医薬分業をというところでの保険薬局部会の会費徴収というところから始まって、そして、時間はたちましたけども、もう医薬分業は終わったというところでの部分で、各支部の会営、もしくはそういう分業への資金の供与というのもなくなっております。そうしますと、一般的の事業を行うためのものであれば、保険薬局部会というもののじゃなくて、一時、薬務課のほうもおっしゃってましたけども、薬局というのは保険薬局も、

それから一般的な医薬品もやるところが薬局だというんであれば、わざわざ保険薬局部会というものの徴収をしなくてもいいのじゃないか、あるいは逆に、調剤の会費というところの部分のものがあってもいいんじゃないかというような気もします。

しかしながら、そういう難しい保険薬局部会の会計が出ないというならば、これは仕方ないことですけども、こういう総会に別紙でというところの部分は考えられないかどうか。そうでないと、その保険薬局の会員さんに向けて、どのような使い方をされてるのかと、これでは我々のほうも説明がつかない。ましてや、今日欠席されておりますけども、各支部の方も本当にわかってらっしゃるのか我々もわかりませんので、そこら辺のことは改めて再考するというようなことの確約はできないでしょうか。

○野村伸昭議長 青野副会長。

○青野拓郎副会長 先ほどもお話し申しましたように、予算については提示できないところではございますけど、6月の定時総会の中では保険薬局部会としてどのような使い方をしてるかということは御説明できますので、そちらのほうを参考にしていただければと思うんですが。

○52番・大塚幸三代議員（呉） わかりました。では、6月の総会のところに向けて、保険部会の決算、事業内容というものを精査させていただきたいと思います。

【質疑応答3】

○52番・大塚幸三代議員（呉）

それから、先ほど薬剤師国保が6月からなくなるということですけども、会館事業との部分で、今後、減収をどうカバーされるのか教えてください。

○野村伸昭議長 野村副会長。

○野村祐仁副会長 広島県薬剤師国保健康保険組合におきましては、去る今月の3月12日に広島県から解散の許可が正式におりたということで、御指摘のように、薬剤師国保は今月の31日をもちまして解散となります。ただ、清算業務がありますので、一応半年間、9月まで、従来のとおり、今までどおりの場所で業務を行われると聞いております。その後、最終的に終わるのは令和5年の5月の予定でございます。そのときに残っておれば残余財産につきましては、県の薬剤師会のほうに寄附していただく予定となっていまます。

現在、薬剤師国保にお支払いいただいている賃料は月額で24万9,926円でございまして、299万9,112円、約300万の、減収となる見込みでございます。

薬剤師国保が退館された後につきましては、どんな会社が入ってもいいというような会館ではございませんし、当面入居の希望者はございませんので、改装して会議室として運用したいと考えております。その工事費といいますか、原状復帰といいますか、会議室の工事費につきましては薬剤師国保のほうで負担をいただくこととなっております。全体としては、会議室がどうしても不足してるんだよということではありませんけども、時期的には研修会とか会議が集中して困るということも発生しておりますので、より会議室がふえることで全体としては使いやすくなるんじゃないかなと考えております。今後の活用方法につきましては、随時常務理事会あるいは理事会におきまして検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○52番・大塚幸三代議員（呉） ありがとうございました。

【質疑応答4】

○52番・大塚幸三代議員（呉）

院内薬局への対応というところをお願いしたいと思うんですけども、先般も呉のほうで共済病院のほうが時間外と申しますか、夕方4時、5時ごろになってからの患者さんが増えてきたため、院内薬局で処理をしていただけないかというような話がありました。呉の薬剤師会としては、いや、そんなことでは困ると。院内薬局は全くない、困るということを言いますと、薬剤師会が入ってはどうかというようなことも言われましたけども、それを断りました。院内薬局というのが今、風潮としてどんどんできる状態、ということを聞いておりますけども、日本薬剤師会あるいは広島県薬剤師会として、そういう院内薬局への対応、それから、その院内薬局を出した会員は日本薬剤師会、あるいは県薬剤師会の会員として認めるのかどうかというのもちょっとあわせてお伺いしたいと思います。

○野村伸昭議長 豊見会長。

○豊見雅文会長 今のおっしゃってるのは敷地内薬局、院内というのは敷地内ですね。敷地内薬局というふうに一般的には言われてるものだと思います。

この件に関しましては、一番最初といいますか、大きく話が出たのが安佐市民病院が移転されるところに2件の敷地内といいます建物内薬局を募集したということがあります。もちろん県薬としては一番最初から反対をしておりまして、影本理事長さんにお会いするたびに中止をするよう話をしますが、うまくいきません。全国的にもそうとして、いろんな大学病院等々が敷地内薬局を募集する、日赤もしかりというふうな状況が続いております。一番最初から私は、広島県薬剤師会の会長としては、どうしようもないことなのかどうか、ずっと日薬にも問い合わせてきました。結果なんですが、現時点では法律的に許されてるものはどうしようもないということになっております。現状、安佐市民病院の中に入る、100m²×2という面積で2店舗の薬局が入るわけですが、その家賃が相場の10倍以上というふうにも聞いております。相場の10倍払ってやっていけるわけはないわけで、もともとがもうそこで利益を上げようというふうには考えていない薬局なわけです。どういう意味で入られるのかよくわかりませんけども、そういうふうな本当にびっくりするような多額な家賃を納めて入られる。ということは、それでも入られるチェーンがあるということは、幾ら調剤報酬を下げても、マイナスにしても入ってるわけですよ、現実に言うと。だから、今回、そういうところは調剤報酬を下げるというふうなことをやっておられますけども、幾らそれをやっても、0にしてもマイナスにしても入るところは入るんだというふうに思います。だとすると、それを止める方法、そういう風潮を止める方法、これはまさに医療分業の危機だというふうに私は認識しておりますので、それを止める方法は、あとは、残ってるのは唯一、医療機関にとって都合のいい薬局を持ってる医療機関の処方箋料を下げるしかないというふうに思っております。要するに処方箋を出すほうの料金を下げてしまうという方法をとることによって、ちょっとはその風潮が止まらないかなというふうにも期待しているところなんですが、これは財政諮問会議からそういう規制緩和を厳しく言ってきて、厚労省が反対してもそういうのをやってくるというふうなことになっておりますので、一広島県薬剤師会としては、これはほぼどうしようもない。あとは、そういうふうな運動をしていくしかないなというふうに思ってるところです。

こうした薬局が薬剤師会に入るか入らないかという問題なんですが、薬剤師会に入るなということはできないと思っていますので、薬剤師会には入っていただいて、そういう場所であるということを認識していただいた上で協力いただくというふうに思っています。敷地内薬局をつくれたから薬剤師会から追い出すというのでは対立構造がいつまでたっても終わませんので、それは薬剤師会に入っていただいて協力をいただくという方向になろうかというふうにも考えています。

○52番・大塚幸三代議員（呉） 薬務課のほう、改めてじゃあ言わせていただきます。ちょっと資料があったからあれなんですけども、かかりつけ薬剤師、薬局というところと、それから、今、恐らくほとんどの会員が混乱しているのがサポート薬局という名称だと思うんです。従来、広島県で認定薬局というものがあって、いろいろと事情も変化しての言葉の変更だと思うんですけども、それに伴う使い方が要は混乱してないか。県の薬務課のほうのこのかかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師というものと、サポート薬局、従来からある認定薬局、基準薬局の区別をそろそろもうしてもいいんじゃないかと。言葉の整理をしていただきたいなと思うんですけども、どうでしょう。

○野村伸昭議長 豊見常務理事。

○豊見敦常務理事 常務理事の豊見です。区別については、認定基準薬局、かかりつけ薬局、健康サポート薬局とございますけれども、今回の薬機法改正に伴って、地域連携薬局ですか専門医療機関連携薬局というのもできています。それぞれもちろん定義はされておりまして、明確にされているという状況ではございます。広島県薬剤師会では、あれは平成元年ですか、かかりつけ薬剤師を持っていただこうという一つの指標として、広島県の認定基準薬局という制度を立ち上げられたと認識をしております。

まず御理解いただきたいのは、広島県の薬剤師会がやっている認定基準薬局というものと健康サポート薬局というものは目的としているところが違うということでございます。近年議論されているのは、この高齢化社会において、いかに治療に入る前の段階で薬剤師が、薬局が機能を発揮していくかというところが求められていまして、健康サポート薬局というのはその未病のところのサポートも含めて求められているものと認識をしております。

今回御質問にもありました広島県が進めておりますアクションプランについてもご理解いただくと、かかりつけ薬剤師・薬局に求められるものについてご理解いただけるかもしれません。これについて少し踏み込んで御説明させていただきますと、地域における薬剤師・薬局機能強化検討会という一般市民の方も交えた検討会をつくれております、そちらに薬剤師会が参加しています。

この資料、追加でお配りしておりますA3の縦になっている資料に詳しくその広島県におけるかかりつけ薬剤師・薬局推進に向けたアクションプランの御説明がございます。広島県はこちでかかりつけ薬剤師・薬局を推進していくプランを練っているという状況で、広島県薬剤師会はそれに協力をしているという位置づけでございます。医療計画の中で薬剤師、薬局の位置づけが明確に今までではなっておりませんでしたので、この薬機法改正を機に県の中でも議論を進めていくわけですけれども、広島県保健医療計画を始めとした計画の中で質の高い保健医療体制を地域包括ケアシステムと一体的に構築することとしており、薬剤師、薬局も地域の医療資源としての貢献が求められているということを背景にしまして議論が進められているということを背景にしまして議論が進められているということを背景にしまして議論が進められているということを背景にしまして議論が進められているということを背景にしまして議論が進められています。

ろでございます。

具体的な内容としましては、この下段のところに具体的取り組み内容と目標としてまとめられておりますけれども、こちらの一番左側の3つのテーマは、これは患者のための薬局ビジョンで設けられている3つのテーマでございますけれども、それをどのように実現していくか、そういったアクションプランを広島県では考えているということです。実際にはこの年度末に向けて取りまとめが行われると思います。よろしいでしょうか。

○52番・大塚幸三代議員（呉） 豊見常務理事が言われたようなこともこれはわかるんですけども、県薬としては認定基準薬局というものの縛りで会員を確保しているわけですが、だんだんその認定薬局の数も減り、そして、B会員も減ってくるというところの部分と、それから、そういう一本立ちしてると申しますか、一般行政のほうから見ると、市民から見ると、薬剤師、基準薬局であろうとなかろうと同じ薬剤師だというところでのその推奨する薬剤師らしきものの指導という、あるいは目標というものが市民には混同してくると思う。県薬ならば、その認定基準薬局の会員に向けての指導というところであれば納得は、会費ももらってらっしゃるし、その会費を十分に活用して勉強さすというのはわかるんですけども、そうでないところの部分の研修会等にこういうところの会員でない薬局が出てくるというのはちょっとおかしいんじゃないかなという気もします。先ほども院内もありましたし門前もありましたけれども、今度、呉の日調が入会届を出します。今まで広島市薬のほうでは日調さん、入らない、入らないというようなことを聞いてたわけですけども、日調さんが呉のほうへ入ってくるというので、先ほども豊見会長言われましたけども、一応受けるということですけども、呉は受け付けるというだけの話で、県薬に入れて日薬会員になるかどうかというのは県のほうにお願いしたいと思うんですけども、ウォンツにしても、だから先ほどの院内をつくったところの部分がそういうぐあいにして門前展開をしてくると、そういう会員が、会員なら、我々は面分業という形で一生懸命やった部分が、要は、同じ会員が院内や門前というところにどんどん出てくるというのは非常にゆゆしき問題。そして、最終的には、先ほどの保険部会の会費というもののところにも大きくはね返ってくるのであろうかと思います。そこら辺はひとつ十分な御考慮の上、お願いしたいと思います。

【質疑応答5】

○52番・大塚幸三代議員（呉）

会営薬局を市薬に委託と聞いた、これは市薬じゃなく市ですか。お願いいいたします。

○野村伸昭議長 野村副会長。

○野村祐仁副会長 以前、二葉の里薬局は、将来的に事業が拡大して事業費が大きくなり、公益事業の過半数を超えるほどの規模というような事態が参りましたら、ほかへの委託とせざるを得なくなるということをお伝えしておりますが、今は広島市の薬剤師会への委託はしておりませんで、広島県薬剤師会が直営で、運営をしています。

ただ、休日等の歯科救急の処方箋の取り扱い業務の委託事業ということで、広島市からの委託を受けています。

○52番・大塚幸三代議員（呉） 広島市のほうからの委託金があっての営業だというところがわかりました。会営薬局として営業して、現状で大きく赤字が出てると思うんですけども、その赤字を要は会費で補填しての状態になってく

ると思います。そうすると、会員の懐をまた傷めてくるんじゃないかというようなことも考えておりますので、健全な運営を一刻も早くやっていただきたいなと思います。

○野村伸昭議長 中嶋代議員。

○53番・中嶋都義代議員（呉） 53番、中嶋です。今の薬局についての関連で質問させていただきたいんですけども、42ページから45ページにかけての内訳表を見てみると、薬局会計のところの経常収支が2,100万余りで、経常費用が2,130何万となってまして、損益として77万4,230円という赤字となっていますが、常務理事会報告では、年間1,000万の赤字ということでなってます。この金額のずれはどういったことで出てるのか。例えば42ページの10行目、11行目ですか、正会員の受け取り会費が980万という項目が薬局のところに上がってるわけなんですけども、これは普通の一般会計の中の会費を薬局事業にここに振り分けたということでおろしいんですかね。そういうことによって、赤字がいかにも少なく見えるような数字が出てるように感じられるんですが、いかがなんでしょう。

○野村伸昭議長 谷川副会長。

○谷川正之副会長 昨年12月に県の監督官庁である総務課から公益法人の会計の監査がありまして、そのときに、予算の段階で、収益事業が赤字で予算を立てるのはおかしいということで指摘を受けました。それで、総務課とも相談をした結果、一応薬局運営するということで、保険薬局部会だけじゃなくて、薬剤師会全体でやっぱり薬局をサポートしていくということで、会費を980万円ほど薬局のほうの収入として分けています。それによって赤字額を、見た目減ってるような形になってます。予算の段階でそういう措置をとるということで、一応総務課とも相談の上でこういった形にしております。

○野村伸昭議長 中嶋代議員。

○53番・中嶋都義代議員（呉） ありがとうございます。表を見ると赤字が少ないなと思ったので確認をさせていただきました。ということで、赤字はやはり年間1,000万ということで今年度も上がってるようですので、その赤字を縮小するために経費をいかに少なくするとか、そういうことを今後検討される、現在では案がまだないということなんですかね。今後検討されるということで、先ほどの答弁のとおりですね。ありがとうございます。

【質疑応答 6】

○52番・大塚幸三代議員（呉） では、6番の質問に参ります。災害薬事コーディネーターということで、今、事業報告あるいは計画のところにもありましたけども、県薬の主催じゃないわけですけどもそういうものがあって、そしてコーディネーターを養成して、災害時に薬剤師を活用させということで、非常に共感して、私も研修を受けたわけです。全く今までのパターンとは違ったやり方ですし、また中身も大いに私の想像したのと違ってましたので、追試、追試を受けて、最後にやっとこさ通ったというような形になりましたけども、そういうところの事業を受けて、話を聞いてみると、どうも日薬との災害時の避難所のマニュアルとかなりかけ離れてるなというところがありました。また、そういうところで、今から日薬と折衝をして、そういう災害のコーディネーター等のものをするり合わせをするんだというような話も聞きました。そういう問題がちょっと生じてくるならば、改めて県薬としてすり合わせをうまくして、会員のほうへ周知するなり、あるいは逆に県薬が主導をしてそういう形のものをつくり上げるのかい

うところの部分をちょっとお伺いしたいと思います。

また、支部のほうも集合研修というのもなかなか出にくいと思いますので、各支部でそういうことができるならば、やってみたいなど。そうしないと、災害時の現地の対策本部としては、全く知らない、知らないの状態ですと皆さんお困りになるんじゃないかというので、そういうことも含めての県薬のお考えをお願いしたいと思います。

○野村伸昭議長 青野副会長。

○青野拓郎副会長 災害薬事コーディネーターの養成につきましては薬剤師会の中の災害対策検討委員会の中で検討しております。また、その中で各支部への指導も検討しているところでございます。また、先ほど大塚先生のほうから話がありました、大塚先生も参加されましたPhDLSのプロバイダコースとか、いわゆる災害薬事研修コースにつきましては、県薬としましては広報という形で協力をしております。また、来年度も開催予定しております。ここにございます災害対策マニュアルにつきましては、県薬としては独自のものはつくっておりませんが、日本薬剤師会が災害対策マニュアルをつくっておりませんので、それに従って現在は活動しておるところでございます。以上です。

○52番・大塚幸三代議員（呉） そうしますと、一応日薬のつくった災害時対応マニュアルが生きて、そして、それで動いてくるという形でよろしいですね、わかりました。

【質疑応答 7】

○52番・大塚幸三代議員（呉） では、7番目ですけども、学校薬剤師部会の会計で、今年度でゼロになって、赤字が出たので県薬のほうが負担したと、来年からは会費を取るよと言われたわけですけども、旅費、交通費等のところで、学薬の会計の中で150万という大きな数字がぽんと上がっております。100万ほどの赤字ですので、その数字から見ると余りにも旅費、交通費等が非常に突出していると思うんですけど、事業報告を見ますとあっちこっちたくさん行かれてるんですけども、今後、会費を集めてやっても、この事業費等のものにはやはり150万ぐらいかかるものなのか、それと、お祝い金というところで、一昨年、昨年と、ことしも広島、お祝い金のほう、祝儀が多分あったと思いますけども、他の支部のほうには数字が出てないんですけども、そこら辺はいかがでしょう。

○野村伸昭議長 村上専務理事。

○村上信行専務理事 今の御質問に対してのお答えを申し上げます。

まず、今年度の150万、確かに異常んですけど、これは資料の17ページにございます、nの学校環境衛生・薬事衛生研究協議会、これが令和2年度、広島県で開催されることになってございます。したがいまして、その準備を踏まえまして、この佐賀県のほうに担当理事、学校薬剤師部会担当理事5名と、それから、事務局の2名のこの出張がございます。それから、mの検査技術の講習会、これは2年に1度の開催、東京で開催されてございます。これは伝達講習等々をやる研修会なんんですけども、これも2年に1度の状況になってございます。それから、今年度は学薬部会としていろいろな規則等の変換等を行いましたので、例年ない4回の理事会も開催してございます。等々踏まえまして、ざっと見ますと約70万ぐらいの、今年度、単年度の事業、旅費。交通費は、大幅な支出になってございます。それと、あともう1点のことです。これ、市薬ということは、市学薬のことでしょうか。祝い金。市学薬ですね。基本的には総会の御案内等があったときに支出ということであり

ますので、30年度は広島市学薬のみでしたけれども、31年度は福山市学薬あるいは広島市学薬からの総会案内がありましたところでのお祝い金支出ということになってございます。以上です。

○野村伸昭議長 ありがとうございます。中嶋代議員

○53番・中嶋都義代議員（呉） 53番、中嶋です。学薬関係の話ですので関連で質問させていただきたいんですけども、現在、広島県学校薬剤師会は薬剤師会の中の部会ということになりますけども、各支部においては、各支部の薬剤師会の中の部会のところと、薬剤師会とは別の組織としての学校薬剤師会というのがあると思うんですけども、それぞれ、これをもう全国統一的に学校薬剤師会も薬剤師会の中の部会にするような形の組織づくりというのは、そういう指導をするとかということは何か考えておられるんでしょうか。

○野村伸昭議長 豊見会長。

○豊見雅文会長 日本薬剤師会が学薬部会にしたときの事情がありまして、実は日本学校薬剤師会がちゃんとした組織であれば、全国的な組織であれば、もしかしたら学薬部会をつくる必要がなかったかもしれないというふうに思っています。県によって、学薬に入っていない県が数県出てきたんですね、当時。そうすると、日本学校薬剤師会といいながら県が入っていない県があるということになりますと、これは全国組織ではないだろうというようなことがありますと、学薬部会をつくることによって日学薬を吸収して、全国組織にしようというふうなことがありました。日本学校薬剤師会として別組織にしていたときに、別個にそこで社団法人をつくろうとかそういうふうな動きもありました。そういう経過を経まして、私が日学薬の常務理事と、日薬の理事やってるときになんすけども、児玉日薬会長と話しながら統一をしたという経緯があります。

それじゃあ、県のほうどうするかといったときに、広島県も遅いほうではあったんですが、広島県薬と県学薬、一緒になったほうが便利はよからうと。構成員が同じなのにわざわざ頭を2つつくって、理事もばらばらで、別の組織に意味がないだろうということで、広島県もつい最近でこういうふうになりました。このほうが便利がいいといいますか、学薬部会として動きがとりやすい部分もあって、そうなった。

支部ではどうかというと、学薬を知らない会長がおられたりとか、そうすると、一緒になったらかえって動きにくくなる場合もあるかと思います。お忙しくて学薬は実際にはできない支部長さんがおられるときに、学薬に非常に熱心なベテランの学校薬剤師会の会長さんがおられるというようなときには、非常に分業でうまいぐあいにいってる部分もあるかと思うんですね。だから、そういうことに関してこちらにしなさいというのは、今の上部組織としては言わないでいいのではないかというふうに思っております。ですから、うまいぐあいにいってればそれでいいし、もしも連絡等で不都合が起こってくるようなら統一していただいたらいいかなというふうにも思っています。

○野村伸昭議長 ありがとうございました。

中嶋代議員。

○53番・中嶋都義代議員（呉） 現状で非常に厳しいというのは理解しますけども、薬剤師が全体が統一したもので力を持っていくという意味では、やはり組織を一体化していくほうがよりいいかと考えますので、そういうお考えをお持ちでしたら、ぜひ全国、日薬も含めて各支部までまとまるような形での指導をしていただければいいんではな

いかと考えて質問させていただきました。ありがとうございます。

○野村伸昭議長 ありがとうございます。

【質疑応答8】

○52番・大塚幸三代議員（呉） では、最後の8番目の質問になります。先般の支部長会議のところで、広島、安佐支部等から借入金を起こして、それで支払い充てて返済が楽になったというような話を聞いたかと思うんですけども、それ、帰って調べてみると、その数字がどこにもないんで、質問させてもらいました。これは借入金なのかというので、去年もお話をさせていただきましたけども、とにかく銀行ではなくても、全部で借り入れた金は借入金だというところで、後ほど決議があると思いますけども、1,000万というところの数字のものも合わせて、そういうものがどこに記載されてあるのか、それとも、私の聞き間違いであるならば聞き間違いだとおっしゃっていただければよろしいかと思います。

○野村伸昭議長 谷川副会長。

○谷川正之副会長 大塚代議員から聞き間違いというふうに言われたので、まず1つ訂正をさせていただくといいますか、大塚代議員の聞き間違いを指摘したいと思います。広島市薬、安佐支部等からとありますが、まず、広島市薬剤師会からは平成30年度の中で借り入れを行っております。安佐薬剤師からは借り入れはしておりません。広島市薬剤師会の前に、広島佐伯薬剤師会から3,000万の借り入れを行っております。これは30年度の決算をしたときに財産目録上であらわしております。貸借対照表には反映されないということなので、去年の決算、6月のときの総会資料の46ページの財産目録のところに、固定負債の長期借入金として広銀から借りてる1億円と広島佐伯薬剤師から3,000万円、広島市薬剤師会から1億円という長期の借り入れしているというのを表記しております。確認していただければと思います。

それと、多分この前の会議のときでしたかね。三次から2,000万、今年度新たに借り入れを行っております。それについては、今度、今年度の決算時点で同じように財産目録上の長期借入金として三次薬剤師会ということで2,000万円ほど借り入れをしておりますので、そこに記載をいたします。

返済についてですが、3支部、3薬剤師会についてはそれぞれ借り入れして10年間は据え置きということで、10年経過した後に返済をしていくということで、それも10年間かけての返済という内容で、金銭消費貸借契約書を各薬剤師会、それぞれ締結しておりますので、それにのっとった形で返済をしていくということになります。

なお、来年度中に何とか広銀の借り入れ分を返せそうなので、またその辺については別途御報告をしていきたいと思います。

○野村伸昭議長 豊見会長。

○豊見雅文会長 計1億5,000万のお金を支部からお借りしているわけですが、改めてここで広島支部の方、広島佐伯支部の先生方、三次支部の先生方、このことによって、今申しましたように広銀へ高い利子で借りてるお金を早く返すことができて、またキャッシュフローが非常に楽になるということで、非常に県薬としては感謝を申し上げるところです。どうもありがとうございます。

○野村伸昭議長 ありがとうございます。

○52番・大塚幸三代議員（呉） では、以上8項目の質問を

終わります。ありがとうございました。

○野村伸昭議長 ありがとうございました。

ほかに質問等ございませんか。

中嶋代議員。

○53番・中嶋都義代議員（呉） 53番、中嶋です。総会資料の2ページを見ますと、一番最初に報告がありましたように、会員数が減少しております。この理由については何か把握というか検討されてるんでしょうか。やはり会員数が減っていくということは組織の弱体化にもつながりますし、いろんな活動においてもいろんな支障を来していく可能性が出てくる可能性がありますので、そこら辺を、なぜ減少したかというのを考えて、そくならないような施策を考えていく必要があるんではないかと思いますので、質問させていただきます。

○野村伸昭議長 豊見会長。

○豊見雅文会長 正直に言いますと、細かく分析したわけではないのですが、M&Aの影響もあるのかなというふうにも思っています。大きいチェーンの薬局になった薬局の場合は管理薬剤師のみ入ってるとかというのがあるんではないかなと。割に個人の薬局の場合はB会員さんもみんなで薬剤師会入ろうということでやっていただいているのですが、ある程度大きいチェーンになりますと管理薬剤師だけ入っとればええかというようなところあるのかなと。細かい分析ではありませんが、何となくの雰囲気でそういうふうに思っています。

○野村伸昭議長 中嶋代議員。

○53番・中嶋都義代議員（呉） 薬剤師会に入るメリットがどうのこうとかいう、ネットを見ても随分たかれるような発言があるのも承知しておりますけども、そういったことを、ただお金の問題だけではない、薬剤師だから薬剤師会に入って薬剤師会組織を盛り上げてもらいたいという、何かそういった理念的なものを含めて会員さんに伝えられるような機会があれば、そういったことを行いながら、会員の減少に歯どめをかけていっていただくようなことを考えていただきたいと思います。

続けてよろしいでしょうか。

○野村伸昭議長 はい。

○53番・中嶋都義代議員（呉） 今、会員の減少のことを聞きましたけども、基準薬局についても37薬局という、かなりの数が減少しているという報告、先ほどありましたけども、それについてはどのようにお考えでしょう。

○野村伸昭議長 青野副会長。

○青野拓郎副会長 1つ目としまして、基準の中で一番薬剤師数がひっかかるところかなと思っております。審査の上

でも処方箋枚数に対して足りないというので審査で落ちたりするところがあるので、それが原因かなと思うのと、あとは、それ以上に問題かなと思うのは、認定基準薬局になったメリットというのがなかなか出せてないというのがございます。いろいろメリットを出していきたいわけですが、現状では健康サポート薬局の研修会の参加費を一般の会員よりももっと、1,000円だったと思うんですが、安くするというのしかできてないので、そういうメリットをもっともっとふやしていかないと、ちょっと減少に歯どめがかかるのではないかとは思っております。以上です。

○野村伸昭議長 ありがとうございます。

中嶋代議員。

○53番・中嶋都義代議員（呉） ありがとうございます。先ほどと同じように、ただ金額的なものだけではなくて、入ってるからこそいいということをもっともっとアピールできるようなことを、施策を考えていっていただきたいと思います。以上です。ありがとうございます。

【質疑応答9】

○52番・大塚幸三代議員（呉） その借入金の数字いうのは、この予算総会には出ないんですね、数字が。三次が3,000万借りたいうような数字や何か。出ないんですね。では、広島の1億とかそういうのも出ない。出るのはどこで出るんですか。決算にも出ない。出ない。決算のときの6月には出るんですか、決算総会には。

いや、そうすると、予算上の問題ですからあれだと思うんですけども、借入限度額1,000万という数字が討論するときに今までの借入金等の問題が見えない書類で討論するわけですね。

○野村伸昭議長 ちょっと事務局長が発言しますので。

○横山事務局長 済みません。御質問の借入金ですが、各薬剤師会からお借りした、もしくは広銀からお借りしたお金と、今ここへ出ております1,000万の借入金は、ちょっと内容が違っております。御指摘いただいた1,000万というのは、会を運営していく中で一時的にキャッシュフローが厳しくなったときに短期に借り入れてもいいよというお金を1,000万までに制限、1,000万までは借りてもいいよということにしていただきたい。あくまで短期の借り入れのお金の限度額。前回の総会のときに、実は今まで会館建設があつたので1億円に設定されてたんですけども、それは多いんじゃないのかっていう中島先生の御指摘もありまして、今回、従前、会館建設の前の金額に戻させていただけます。

◆4月16日定例常務理事会議事要旨

日 時：令和2年4月16日（木）午後7時～9時10分

場 所：広島県薬剤師会館

議事要旨作製責任者：中川潤子

出席者：豊見会長、野村副会長

オンライン出席者：青野・谷川・松尾各副会長、村上専務理事、有村・小林・竹本・豊見・中川・平本・二川・松村・柚木・吉田各常務理事

欠席者：宮本常務理事

【会長挨拶】

今日か明日、緊急事態宣言の対象地域が全国の都道府県となりそうな状況です。薬局で働いておられる皆さんは薬品を提供する義務があります。休むことはできないので、可能な限り感染を避けながらも事業を続けていくという責務を負っていると思っています。薬剤師会事務局に関しては週休2日に加え、週に1日は家で連絡がつくように待機をしていていただくという勤務態勢を取ります。緊急事態宣言後はどうするか事務局とも相談しながら、できるだけ感染のリスクを避けながらサービス・情報伝達等がとまらないようと考えながらやっていかなくてはならないと考えています。

1. 審議事項

- (1) 令和2年度広島県薬剤師会関連事業について（資料1）（平本常務理事）
現在研修会が開催出来ない状況なので不透明である。ただし、補助金を申請しているので新たな内容でスタートをしたい。後発医薬品使用促進事業については9月までに稼働させたいと提案され承認された。
- (2) 新型コロナウイルス感染症関連について（資料2）（豊見会長）
メールニュースやFAX一斉同報で情報提供をしている。ウェブサイトは抜けている文書があるので抜けないように掲載することとし、今後もこの方式を続けることが承認された。
- (3) 在宅医療の人材（訪問看護師）確保のための推進事業検討委員会委員への就任について（資料3）（野村副会長）
現在：中川潤子常務理事
任期：3年（承諾日から令和5年3月31日まで）
引き続き中川常務理事を推薦することを承認した。
- (4) 広島県地域保健対策協議会役員の選出について（資料4）（野村副会長）
現在：理事 豊見雅文会長
理事 平本敦大常務理事
選出：2名
任期：2年間（令和2年4月1日から令和4年3月31日まで）
引き続き上記2名を推薦することを承認した。
- (5) 広島県学校保健会の役員等の改選について（資料5）（野村副会長）
副会長 豊見雅文会長
監事 平本敦大常務理事
常任理事 竹本貴明常務理事
上記3名を推薦することを承認した。
- (6) 広島県高等学校保健会理事の推薦について（資料6）（野村副会長）
現在：理事 平本敦大常務理事
引き続き平本常務理事を推薦することを承認した。
- (7) 広島県医療費適正化計画検討委員会委員の推薦について（資料7）（野村副会長）
現在：青野拓郎副会長
任期：就任日から令和3年3月31日まで
引き続き青野副会長を推薦することを承認した。
- (8) 広島県エイズ対策推進会議委員の就任について（資料8）（野村副会長）
現在：谷川正之副会長
任期：2年（令和2年4月1日から令和4年3月31日まで）
引き続き谷川副会長を推薦することを承認した。
- (9) 令和2年度広島県薬物乱用対策推進本部名簿の作成について（資料9）（野村副会長）
(令和元年度) 本部員 豊見雅文会長
幹事 野村祐仁副会長
事務担当者 横山修三事務局長
引き続き上記3名を推薦することを承認した。
- (10) 県民が安心して暮らせるための四師会協議会医療・介護人材の育成・確保対策ワーキンググループにおける在宅ノウハウ連携研修の事業活動に関する提案について（資料10）（平本常務理事）
・地域医療介護総合確保基金の内示までの会議費等

の負担について

承認することとした。

- (11) 臨床研究・疫学研究倫理審査申請費用について（資料11）（谷川副会長）
「迅速」を「速やか」に変更することとした。
- (12) 中国新聞広告掲載について（資料12）（谷川副会長）
3月に掲載予定であった就業支援の広告を5月に掲載する。今年度は8月前5段の白黒（薬草の案内）、9月に半五段のカラー（県民公開講座）、10月（薬と健康の週間）1月、3月（令和3年度の就業支援）ということで本年度の事業として行うこととした。
- (13) 用紙の販売実績について（資料13）（谷川副会長）
引き続き来年の3月までは旧用紙については半額で販売することとした。
- (14) 会館南側道路用地の売買契約について（資料14）（横山事務局長）
売買契約について承認された。
- (15) 常務理事会の開催日について（資料15）（野村副会長）
令和3年1月の常務理事会を14日（木）、27日（水）に変更した。
- (16) 理事会及び臨時総会の日程について（資料15）（野村副会長）
開催予定日
理事会：令和3年2月20日（土）16:30～
(同日15:00～地域・職域会長協議会)
臨時総会：令和3年3月21日（日）13:00～
承認された。
- (17) 令和2年度第1回理事会について（資料16）（野村副会長）
日時：5月16日（土）15:00～
場所：広島県薬剤師会館
承認された。
- (18) 第57回広島県薬剤師会定時総会について（資料17）（野村副会長）
日時：6月21日（日）13:00～
場所：広島県薬剤師会館
総会の運営について：
・開会の辞：青野副会長
・閉会の辞：村上専務理事
・司会者：竹本常務理事
理事数を増員させるため、定款変更について検討することとした。
- (19) 日薬代議員中国ブロック協議会への質問事項について（青野副会長）
開催日：5月23日（土）・24日（日）
場所：西の雅 常盤（山口市）
質問提出締切：5月7日（木）
質問事項を事務局に提出することとされた。
- (20) 後援、助成及び協力依頼等について
ア. 令和2年度広島県農薬危害防止運動の後援について（資料18）（野村副会長）
期間：6月1日～8月31日
主催：広島県、広島県植物防疫協会
後援：広島県農業協同組合中央会、広島県医師会ほか
(毎年・承諾)
後援について承認された。
- イ. 環境と健康のポスター・標語コンクール事業の後援

について（資料19）（野村副会長）

主催：広島県環境保健協会

共催：広島県、広島県教育委員会、広島県環境保全
公社

後援：広島県医師会、広島県歯科医師会、広島県看
護協会

（昨年度・承諾）

後援について承認された。

ウ. 令和2年度健康づくりポスター募集の後援について
(資料20)（野村副会長）

主催：広島県国民健康保険団体連合会

後援：広島県、広島県教育委員会、広島県医師会、
広島県歯科医師会

（毎年・承諾）

後援について承認された。

エ. 令和2年度広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の
後援名義使用について（資料25）（野村副会長）

主催：広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実行委
員会

共催：広島県、広島県警察本部、広島県教育委員会
ほか

後援：広島県医師会、広島県歯科医師会、広島県看
護協会ほか

（毎年・承諾）

後援について承認された。

2. 報告事項

(1) 2月26日定例常務理事会議事要旨（別紙1）

(2) 諸通知

ア. 来・発簡報告（別紙2）

イ. 会務報告（〃3）

ウ. 会員異動報告（〃4）

(豊見会長)

3/20 第56回広島県薬剤師会臨時総会 [広島県薬
剤師会館]

3/24 協会けんぽジェネリック医薬品推進薬局表
彰（3件）[安芸郡坂町外]

3/26 第3回広島県医療審議会保険医療計画部会
[県庁・本館]

3/26 広島県医療審議会 [県庁・北館]

3/30 広島県地域保健医療推進機構 評議員会 [広
島県健康福祉センター]（中止）

3/31 (株)アボアエンジニアリング打合せ [広島県
薬剤師会館]

4/6 特区打合せ [広島県薬剤師会館]

4/7 (株)アボアエンジニアリング打合せ [広島県
薬剤師会館]

4/9 第858回社会保険診療報酬支払基金広島支部
幹事会 [支払基金広島支部]

4/10 エタノール配達打合せ [広島県薬剤師会館]

4/11 中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入
調整機関評議員会及び運営委員会合同会議
[サンピーチ・OKAYAMA]（中止）

ティーエスアルフレッサからマスクを購入したと報
告された。

(青野副会長)

3/22 令和2年度調剤報酬改定等説明会（西部）
[NTTクレドホール]（中止）

3/23 令和2年度調剤報酬改定等説明会動画撮影

[広島県薬剤師会館]

3/26 第138回中国地方社会保険医療協議会広島部
会 [中国四国厚生局]

3/27 ひろしま医療情報ネットワーク（HM ネッ
ト）検討委員会 [広島県薬剤師会館]

3/29 令和2年度調剤報酬改定等説明会（東部）
[県民文化センターふくやま]（中止）

3/29 広島県薬剤師会調剤報酬追加説明会（東部）
[県民文化センターふくやま]（中止）

4/5 広島県薬剤師会調剤報酬追加説明会 [広島
県薬剤師会館]（中止）

(谷川副会長)

3/25 「葉草に親しむ会」WG [広島県薬剤師会館]
(延期)

4/7 倫理審査委員会（迅速審査） [広島県薬剤
師会館]

4/9 中国新聞広告社来会 [広島県薬剤師会館]

(谷川・松尾副会長)

4/11 医療事故調査制度対応支援委員・外部委員
研修会 [広島県医師会館]（延期）

(村上専務理事)

3/30 復職支援研修説明会（オリエンテーション）
[まなびの館ヨーズヨム]（中止）

4/4 復職支援研修説明会（オリエンテーション）
[まなびの館ヨーズヨム]（中止）

(竹本貴明常務理事)

3/24 ASTC アジアトライアスロン選手権廿日市
2020におけるアンチ・ドーピングホットラ
イン等支援についての打合せ [安芸グラン
ドホテル及び廿日市市役所、及び大会コ
ース]

3/25 薬事情報センター業務紹介及びモバイル
スマートフォン見学（午前） [広島県薬剤師会
館]（中止）

3/25 薬事情報センター業務紹介及びモバイル
スマートフォン見学（午後） [広島県薬剤師会
館]（中止）

4/5 ASTC アジアトライアスロン選手権2020廿
日市アンチ・ドーピング研修会 [廿日市市]
(中止)

(豊見日葉常務理事)

3/23 情報システム検討委員会 [日本薬剤師会]

3/24 常務理事会 [日本薬剤師会]

3/27 医療扶助に関する検討会 [未定]（延期）

3/31 常務理事会 [日本薬剤師会]（欠席）

4/7 常務理事会 [日本薬剤師会]（中止）

4/14 第1回理事会 [日本薬剤師会]（書面開催）

4/15 医療薬学会地域薬学ケア専門薬剤師認定委
員会 [日本医療薬学会]（中止）

日薬ではリモートワークや時差通勤を行っている。
会議については来週からオンラインで行うことにな
っていると報告された。

(中川常務理事)

3/26 令和元年度在宅医療の人材（訪問看護師）
確保のための推進事業検討委員会（第2回）
[広島県看護協会]（中止）

4/8 緊急避妊薬の調剤に関する研修会 WG [広
島県薬剤師会館]（中止）

4/11 第532回薬事情報センター定期研修会 [広島

- 県薬剤師会館】（延期）
 4/13 広報委員会【広島県薬剤師会館】（中川・平本各常務理事）（資料26）
 目次については1案とし紙の色を変更してはどうかという意見があったので確認して決定することとした。
 （平本常務理事）
 3/11 広島県介護支援専門員協会第2回理事会【広島県健康福祉センター】
 3/15 日本介護支援専門員協会令和元年度中国ブロック研修会第19回ケアマネジメント広島大会【広島県JAビル】（中止）
 3/18 地対協 第2回在宅医療・介護連携推進専門委員会【広島県医師会館】
 3/24 令和2年度調剤報酬改定等説明会動画編集作業【広島県薬剤師会館】
 4/6 お薬手帳啓発資料作成作業【広島県薬剤師会館】
 ○県民が安心して暮らせるための四師会協議会 医療・介護の人才培养・確保対策ワーキンググループにおける在宅ノウハウ連携研修への講師の選出について
 テーマ：「褥瘡」
 褥瘡に強い薬剤師をご存じの方がいましたら推薦してほしいと報告された。
 ○広島県社会福祉協議会と連携して作成する啓発資料について（資料21）
 ・各薬局に100枚ずつ発送予定
 （資料の説明する機会がないため発送の時期は未定）
 ○地域包括支援センター規範的統合推進会議（資料22）
 ・「これから手帳」薬剤師会版を作成
 （手帳についての説明をする機会が必要であるが、現在目途が立たないため発送 保留）
 ○広島県介護支援専門員協会第2回理事会
 ・本年度のメンター事業についての協力要請
 ・ケアマネ協がHPをリニューアル

- 地対協 第2回在宅医療・介護連携推進専門委員会（資料23）
 ・第7次広島県保健医療計画の状況について（吉田常務理事）
 3/28 復職支援研修説明会（オリエンテーション）
 【広島県薬剤師会館】（中止）
 3/30 復職支援研修説明会（オリエンテーション）
 【広島県薬剤師会館】（中止）
 （横山事務局長）
 3/27 令和元年度ひろしま健康づくり県民運動推進会議総会【広島県健康福祉センター】（中止）
 4/16 令和2年度防災管理講習（1日目）【広島市総合防災センター】

3. その他

- （1）常務理事会の開催について（野村副会長）
 5月8日（金）午後7時～（議事要旨作製責任者
 【予定】平本敦大）
 5月28日（木）午後7時～
 6月11日（木）午後7時～
 （2）会営二葉の里薬局の収支状況及び処方箋応需状況報告について（資料24）（野村副会長）
 青野副会長より
 4月22日に予定されていた令和2年度社会保険医療担当者（薬局）指導打合会は後日顔合わせをすること、及び書類を見ていただいて、内容を確認していただくことで中止となったと報告された。
 会長より
 明日県庁で会議があり広島国際大学の佐々木先生に災害時薬事コーディネーターとして出席してもらうが、毎日8時30分～17時まで薬剤師が出勤しなくてはいけない。災害対策委員会で人選を検討してほしいと報告された。

◆5月8日定例常務理事会議事要旨

日 時：令和2年5月8日（金）午後7時4分～8時41分
 場 所：広島県薬剤師会館
 議事要旨作製責任者：二川 勝 回覧
 出席者：豊見会長、野村副会長
 オンライン出席者：青野・谷川・松尾各副会長、村上専務理事、有村・小林・竹本・豊見・中川・平本・二川・松村・宮本・柚木各常務理事
 欠席者：吉田常務理事

【会長挨拶】

薬局において電話等による服薬指導を実施した後、薬局から患者宅等に薬剤を配送する場合の配送料等を支援する薬剤交付支援事業ですが、厚生労働省が提示したものと違うファイルを、今、日薬で作成されております。今、それに合わせる準備作業を進めております。

補助金総額は457,545千円ですが、広島県に割り当てられる金額はまだ決まっておりません。決まるのは週明けになります。補助金額が決まらないまま、この事業が始まっています。

しました。補助金がなくなった時点でこの事業が終わるために、なくなった時点ですぐ薬局にお知らせできるような状況を作りたいと思っております。明日お知らせができるようになりますため苦労しております。

それ以外にも、マスクはだんだんと値下がりをして、なんとか手に入るような状況にはなっておりますが、やはり、医療機関では何日か連続してマスクを使うような話を聞いておりますので、安定供給にはまだほど遠い状況だと思います。

実は私の薬局もコロナウイルス陽性の方が来局されたため、B薬局ということで報道されております。接触がありました、防護対策をしっかり行っていたため、保健所の調査でも濃厚接触はないということで、平常通り営業を続けております。きちんと対処をしておりますと助かる確立が高いのかなと思うのですが、いつどうなるかわからないのが現状だと思います。

みなさんもこれからもまだ気を付けて業務をしていかないといけないだろうと思います。気をつけられるようお願いします。何とか乗り切って、平常どおり、総会が開ければと思っています。

今日も総会のことがでてきますが、よろしくご審議をお願いします。

1. 審議事項

- (1) 防災推進国民大会2020へのモバイルファーマシーの出展申込について（資料1）（青野副会長）
開催日：10月3日（土）～4日（日）
開催場所：広島国際会議場及び屋外展示スペース
申込締切：5月20日（水）
※日本薬剤師会が構成団体として参画しており、日本薬剤師会としての参加になります。
広島市で開催されるため、日本薬剤師会から本会へ出展依頼であったと説明があり、出展を決定し、災害対策委員会で対応することとした。
- (2) 新型コロナウイルス感染症関連について（資料2）（豊見会長）
地域薬剤師会・保険薬局会員・学校薬剤師部会員等へメール・ファックス等で、情報を発信している。主な通知は本会ホームページの新型コロナウイルス感染症関連情報に掲載していると説明があり、承認した。
- (3) 令和2年度第1回理事会について（資料3・別冊）（野村副会長）
日 時：5月16日（土）15:00～
場 所：広島県薬剤師会館
広島県歯科医師会へ会館南側通路の土地を譲渡し、土地代として39,913,332円を受け取ったことについて、総会で報告するため、議案としてあげている。また、現在の定款では、理事の定員は28名以内であるが、今回の定時総会で28名を選任した後、30名以内とする定款の一部改正を議案としてあげている。次に、代議員・補欠の代議員が任期満了で改選になるため、選挙の実施及び選挙期日を決議するため、議案としてあげていると説明があり、理事会議案等について承認した。
- (4) 第57回広島県薬剤師会定時総会について（資料4・別冊）（野村副会長）
日 時：6月21日（日）13:00～
場 所：広島県薬剤師会館
総会資料の業務執行報告の内容について、確認してほしいと依頼があった。
現段階では、通常どおりの総会として開催する予定であると説明があり、承認した。
- (5) 中国新聞への広告掲載について（資料5）（谷川副会長）
5月31日を掲載候補日としていること、研修会の日程が未確定のため、開催場所のみを掲載した予告広告にしたいと説明があり、提案された案のうち、B案を掲載することを決定した。
- (6) 後援、助成及び協力依頼等について
ア. リレー・フォー・ライフ・ジャパン2020広島（尾道）（資料6）（野村副会長）
期 間：9月19日（土）14:00～9月20日（日）13:00
主 催：公益財団法人日本対がん協会・リレーフォーライフ広島実行委員会
共 催：広島県、尾道市、公益財団法人広島県地域保健医療推進機構ほか（予定）
後 援：厚生労働省、福山市、三原市ほか（予定）（毎年・承諾）
後援について承認した。
- イ. 第70回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防

止し、立ち直りを支える地域のチカラ～広島県推進委員会への参画について（資料7）（野村副会長）（毎年：参画）
参画について承認した。

(7) 会誌の掲載方法について

会誌5月号に掲載した広島県病院薬剤師会医療連携支援検討委員会のトレーシングレポートの記事について、目次なく、会員にわかりにくいので、わかりやすくしてほしいと要望があったと説明があり、広報委員会で対応することになった。
DI Newsについて、電子化にする予定があるか質問があり、現段階では印刷物として発行する予定であると説明があった。現在、各地域薬剤師会へ届いたものを各薬局へ発送する流れになっており、配付方法について検討した方がいいのではないかと意見があった。

2. 報告事項

- (1) 3月19日定例常務理事会議事要旨（別紙1）
(2) 委員会等報告

（豊見会長）

4/21 医療関係者へのマスク贈呈式 [広島県医師会館]

（株）威風堂からマスク25,000枚を提供していただいたこと、広島市域の薬剤師会は、先日、中国烟台市からのマスク40,000枚を受け取っているため、広島市域の薬剤師会を除いた薬剤師会へ送ったと報告があった。

マスク5,000枚を県薬備蓄備品として購入したと報告があった。

4/21 災害対策委員会（Zoom）

4/26 IPPNW日本支部理事会・広島県支部総会・日本支部総会 [広島県医師会館]（中止）

4/27 広島県後期高齢者医療広域連合来会 [広島県薬剤師会館]（中止）

（青野副会長）

4/17 令和2年度緩和ケア薬剤師研修WG [広島県薬剤師会館]

研修内容、講師の選定等について協議を行い、調整中であると報告があった。

4/22 令和2年度社会保険医療担当者（薬局）指導打合会 [広島県薬剤師会館]（中止）

4/24 第139回中国地方社会保険医療協議会広島部会 [中国四国厚生局]

4/24 新型インフルエンザ等対策時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書に基づく派遣 [広島県庁]

4月17日から広島県庁に災害対策委員会委員を派遣していること、コロナに感染した人がホテルに滞在した場合に備えてのOTC等の準備、マスク・フェイスガード等の資材のリストを作成、医師会等にアンケート調査を行い、備品を隨時発送していると報告があった。

既に、感染者がホテルに滞在しており、OTCを配置したこと、本日、ホテル滞在感染者の慢性疾患への処方箋がかかりつけ医師から発行され、薬を二葉の里薬局で準備し、明日、届ける予定であると報告があった。

4/26 日本医療薬学会主催「新専門薬剤師制度の

- 発足にかかる全国研修会～地域薬学ケア専門薬剤師制度の運営～」[長井記念ホール]～(中止)
- 4/27 令和2年度第1回 HM ネット運営会議 [広島県医師会館] (書面会議)
- (谷川副会長)
- 4/23 公認会計士会計処理確認指導 [広島県薬剤師会館] (石橋三千男先生、石橋祥英先生)
決算処理について、確認中であると報告があった。
豊見会長から、会計処理の方法について、スムーズにできるよう公認会計士・ソフト会社に確認することになった。
- (竹本常務理事)
- 4/22 新型インフルエンザ等対策時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書に基づく派遣 [広島県庁]
- 4/22～25 ASTC アジアトライアスロン選手権2020廿日市アンチ・ドーピング活動 [薬剤師会館及び廿日市市] (開催未定)
- 4/23 新型インフルエンザ等対策時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書に基づく派遣 [広島県庁]
- 4/27 新型インフルエンザ等対策時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書に基づく派遣 [広島県庁]
- 4/28 新型インフルエンザ等対策時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書に基づく派遣 [広島県庁]
- (豊見常務理事)
- 4/30 新型インフルエンザ等対策時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書に基づく派遣 [広島県庁]
- 5/1 新型インフルエンザ等対策時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書に基づく派遣 [広島県庁]
災害薬事コーディネーターとして、41指定医療機関に不足している物資の搬送準備、広島県のホームページに、新型コロナウイルス感染症対策関係医療資材の寄贈について窓口が設置されており、その物資の医療資材としての確認作業等を行ったこと、コロナウイルス感染症広島県対策本部事案対策部班長等会議に出席し、医療関係で起きた問題について協議が行われたこと等、写真をもとに報告があった。
- (豊見日薬常務理事)
- 4/19 医療薬学会地域薬学ケア専門薬剤師運営委員会 (WEB会議)
- 4/21 常務理事会 [日本薬剤師会] (WEB会議)
- 4/28 常務理事会 [日本薬剤師会] (中止)
- 4/26 日本医療薬学会主催「新専門薬剤師制度の発足にかかる全国研修会～地域薬学ケア専門薬剤師制度の運営～」[長井記念ホール]～(中止)
中止になった日本医療薬学会主催「新専門薬剤師制度の発足にかかる全国研修会」について、6月にWebで開催するよう準備をしていると報告があった。

(平本常務理事)

4/23 コロナ対策啓発資料打合せ [広島県薬剤師会館] (資料8)

福岡県薬剤師会の資料をイラスト化した「布マスクの洗い方」リーフレットを作成し、各薬局へ50枚ずつ配付する予定であると報告があった。

(豊見会長)

広島県健康福祉局地域包括ケア・高齢者支援課から「広島県からのお知らせ～新型コロナウイルス予防+元気でいるために～」リーフレットを配付してほしいと依頼があり、広島県で印刷をしてもらえば地域薬剤師会に送りますと返事をしたと報告があった。

(村上専務理事)

令和2年度薬剤師認知症対応力向上研修について、三原と三次で開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染予防のため中止になったと報告があった。

(平本常務理事)

0410対応で処方箋を取り扱った際、薬剤師の裁量で対面が必要であると判断した場合のデータ収集はできないか、オンラインが進んでいくと、薬剤師の存在について危機感を覚えると発言があった。

豊見会長から、補助の申請のための様式であり、来局した患者数は入れていないこと、薬剤師の判断で薬局において服薬指導を行った場合のデータ収集方法について、保険薬局部会で検討してはどうかと提案があった。

(横山事務局長)

4/17 令和2年度防災管理講習 (2日目) [広島市総合防災センター] (中止)

新型インフルエンザ等対策時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書について、新たに締結すること、内容は災害薬事コーディネーターに係る協力協定と同様になると報告があった。

(その他)

4/17 新型インフルエンザ等対策時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書に基づく派遣 [広島県庁] (佐々木委員)

4/20 新型インフルエンザ等対策時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書に基づく派遣 [広島県庁] (佐々木委員)

4/21 新型インフルエンザ等対策時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書に基づく派遣 [広島県庁] (佐々木委員)

4/28 新型インフルエンザ等対策時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書に基づく派遣 [広島県庁] (串田委員)

3. その他

(1) 常務理事会の開催について (野村副会長)

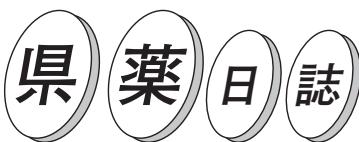
5月28日 (木) 午後7時～ (議事要旨作製責任者
【予定】平本敦大)

6月11日 (木) 午後7時～

6月24日 (水) 午後7時～

7月9日 (木) 午後7時～

7月22日 (水) 午後7時～



日付	行事内容
4月 20~24日 27日・28日 30日	新型インフルエンザ等対策時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書に基づく派遣 (広島県庁)
21日 火	・医療関係者へのマスク贈呈式 (広島県医師会館) ・災害対策委員会 (Zoom)
23日 木	・公認会計士会計処理確認指導 ・コロナ対策啓発資料打合せ
24日 金	第139回中国地方社会保険医療協議会広島部会 (中国四国厚生局)
27日 月	令和2年度第1回HMネット運営会議 (書面会議)
5月 1日・7日 8日 11~15日 18~22日 26日・29日	新型インフルエンザ等対策時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書に基づく派遣 (広島県庁)
8日 金	常務理事会
14日 木	・第859回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会 (支払基金広島支部) ・日本薬剤師会総会議事運営委員会 (東京 日薬) ・監査会
16日 土	理事会
18日 月	令和2年度新基金事業工程打合せ会 (Web会議)
20日 水	正・副会長会
22日 金	学校保健委員会(学校薬剤師部会) (オンライン)

日付	行事内容
23日 土	日薬代議員中国ブロック協議会 (オンライン)
25日 月	広島県教育委員会・広島市教育委員会訪問
26日 火	・第140回中国地方社会保険医療協議会広島部会 (中国四国厚生局) ・学校薬剤師部会(動画編集) (薬剤師就業支援室)
26日・27日	令和2年度防災管理講習 (広島市総合防災センター)
28日 木	・会誌7月号巻頭特集 対談 ・常務理事会
30日 土	学校薬剤師部会 理事会・幹事会
6月4日 木	(株)じほう取材
6日 土	広島市薬剤師会総会
7日 日	日本医療薬学会主催「新専門薬剤師制度の発足にかかる全国研修会(Web開催) ~地域薬学ケア専門薬剤師制度の運営~」
9日 火	認定基準薬局運営協議会
10日 水	広島県介護支援専門員協会令和2年度第1回理事会
11日 木	・常務理事会 ・第860回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会 (支払基金広島支部)
15日 月	「葉草に親しむ会」開催に向けての打合せ会
18日 木	広報委員会
20日 土	・広島県介護支援専門員協会 定期総会 (広島県健康福祉センター) ・安佐薬剤師会総会 (安佐南区総合福祉センター)
21日 日	第57回広島県薬剤師会定時総会

行事予定（令和2年7月～9月）

- 7月7日(火) 日本薬剤師会第5回理事会(東京 日薬)
 // 日本薬剤師会第1回都道府県会長協議会(東京 日薬)
- 7月8日(水) 日本薬剤師会日薬賞等選考委員会(東京 日薬)
- 7月9日(水) 常務理事会
 // 第861回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会(支払基金広島支部)
- 7月22日(水) 常務理事会
- 7月28日(火) 第142回中国地方社会保険医療協議会広島部会(中国四国厚生局)
- 8月5日(水) 福山市民病院 院内事故調査委員会(福山市民病院)
 // 常務理事会
- 8月6日(木) 第862回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会(支払基金広島支部)
- 8月20日(木) 第65回中国地区学校保健研究協議大会(書面開催)
 // 常務理事会
- 8月26日(水) 第143回中国地方社会保険医療協議会広島部会(中国四国厚生局)
- 9月2日(水) 常務理事会
- 9月3日(木) 令和2年度広島県四師会役員連絡協議会(ANAクラウンプラザホテル広島)
- 9月10日(木) 第863回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会(支払基金広島支部)

第105回薬剤師国家試験問題（令和2年2月22日～2月23日実施）

問56 「ショック」という用語で表される状態として適切なのはどれか。1つ選べ。

- 1 一過性の意識消失
- 2 組織間液の増加による臓器不全
- 3 酸素欠乏による血中の還元型ヘモグロビン上昇
- 4 急激に発生する組織循環不全
- 5 心拍の乱れによる不快感

正答は72ページ



令和2年4月30日

公益社団法人広島県薬剤師会会長 様
広島県医薬品卸協同組合理事長 様

広島県健康福祉局薬務課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（通知）

このことについて、令和2年4月24日付けで厚生労働省医政局歯科保健課及び厚生労働省医薬・生活衛生局総務課から別紙のとおり事務連絡がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ
電話 082-513-3222（ダイヤルイン）
(担当者 秋山)

別紙

事務連絡
令和2年4月24日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局歯科保健課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて

今般、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）において、「新型コロナウイルス感染症が急激に拡大している状況の中で、院内感染を含む感染防止のため、非常時の対応として、オンライン・電話による診療、オンライン・電話による服薬指導が希望する患者によって活用されるよう直ちに制度を見直し、できる限り早期に実施する。」とされたところである。これを踏まえ、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等の取扱いについて下記のとおりまとめたので、貴管下の医療機関、薬局等に周知していただくようお願いする。

また、これに伴い、「歯科診療における新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」（令和2年3月4日厚生労働省医政局歯科保健課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「3月4日事務連絡」という。）は廃止し、本事務連絡をもって代えることとする。

記

1. 医療機関における対応

（1）初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施について

患者から電話等により診療等の求めを受けた場合において、診療等の求めを受けた医療機関の歯科医師は、

当該歯科医師が電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方が当該歯科医師の責任の下で医学的に可能であると判断した範囲において、初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をして差し支えないこと。ただし、麻薬及び向精神薬の処方をしてはならないこと。

診療の際、できる限り、過去の診療録、診療情報提供書、地域医療情報連携ネットワーク（※）又は健康診断の結果等（以下「診療録等」という。）により当該患者の口腔内の状況や基礎疾患の情報を把握・確認した上で、診断や処方を行うこと。診療録等により当該患者の口腔内の状況や基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とするとともに、麻薬及び向精神薬に加え、特に安全管理が必要な医薬品（いわゆる「ハイリスク薬」）として、診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤（抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤等）の処方をしてはならないこと。

（※）患者の同意を得た上で、医療機関において、診療上必要な医療情報（患者の基本情報、処方データ、検査データ、画像データ等）を電子的に共有・閲覧できる仕組み

なお、当該歯科医師が電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方を行うことが困難であると判断し、診断や処方を行わなかった場合において、対面での診療を促す又は他の診療可能な医療機関を紹介するといった対応を行った場合は、受診勧奨に該当するものであり、こうした対応を行うことは歯科医師法（昭和23年法律第202号）第19条第1項に規定する応招義務に違反するものではないこと。

（2）初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する場合の留意点について

① 実施に当たっての条件及び留意点

上記（1）により初診から電話や情報通信機器を用いて診療を行う場合は、以下アからウまでに掲げる条件を満たした上で行うこと。

ア 初診から電話や情報通信機器を用いて診療を行うことが適していない症状や疾病等、生ずるおそれのある不利益、急病急変時の対応方針等について、歯科医師から患者に対して十分な情報を提供し、説明した上で、その説明内容について診療録に記載すること（※）。

（※）説明に当たっては、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月厚生労働省策定。以下「指針」という。）Vの1.（1）に定める説明や同意に関する内容を参照すること。

イ 歯科医師が地域における医療機関の連携の下で実効あるフォローアップを可能とするため、対面による診療が必要と判断される場合は、電話や情報通信機器を用いた診療を実施した医療機関において速やかに対面による診療に移行する又は、それが困難な場合は、あらかじめ承諾を得た他の医療機関に速やかに紹介すること。

ウ 電話や情報通信機器を用いて診療を行う場合においては、窓口での被保険者の確認等の手続きが行われず、また、診療も問診と視診に限定されていることなどから、対面で診療を行う場合と比べて、患者の身元の確認や心身の状態に関する情報を得ることが困難であり、患者のなりすましの防止や虚偽の申告による処方を防止する観点から、以下の措置を講じること。

- ・ 視覚の情報を含む情報通信手段を用いて診療を行う場合は、患者については被保険者証により受給資格を、歯科医師については顔写真付きの身分証明書により本人確認を、互いに行うこと。その際、歯科医師にあっては歯科医師の資格を有していることを証明することが望ましい。
- ・ 電話を用いて診療を行う場合は、当該患者の被保険者証の写しをファクシミリで医療機関に送付する、被保険者証を撮影した写真の電子データを電子メールに添付して医療機関に送付する等により、受給資格の確認を行うこと。
- ・ 電話を用いて診療を行う場合であって、上記に示す方法による本人確認が困難な患者についても、電話により氏名、生年月日、連絡先（電話番号、住所、勤務先等）に加え、保険者名、保険者番号、記号、番号等の被保険者証の券面記載事項を確認することで診療を行うこととしても差し支えないこと。
- ・ なお、被保険者証の確認に加えて患者の本人確認を行う場合には、「保険医療機関等において本人確認を実施する場合の方法について」（令和2年1月10日付け保保発0110第1号、保国発0110第1号、保高発0110第1号、保医発0110第1号厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長、医療課長連名通知）等に留意して適切に対応されたい。
- ・ 虚偽の申告による処方が疑われる事例があった場合は、その旨を所在地の都道府県に報告すること。報告を受けた都道府県は、管下の医療機関に注意喚起を図るなど、同様の事例の発生の防止に努めること。

② その他

患者が保険医療機関に対して支払う一部負担金等の支払方法は、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えないこと。

(3) 2度目以降の診療を電話や情報通信機器を用いて実施する場合について

① 既に対面で診断され治療中の疾患を抱える患者について

既に対面で診断され治療中の疾患を抱える患者について、電話や情報通信機器を用いた診療により、当該患者に対して、これまで処方されていた医薬品を処方することは差し支えないこと。

また、当該患者の当該疾患により発症が容易に予測される症状の変化に対して、これまで処方されていない医薬品の処方をしても差し支えないこと。ただし、電話や情報通信機器を用いた診療により生じるおそれのある不利益、発症が容易に予測される症状の変化、処方する医薬品等について、患者（既に当該患者に対して3月4日事務連絡に基づき電話や情報通信機器を用いた診療を行っている場合を含む。）に説明し、同意を得ておくこと。また、その説明内容について診療録に記載すること。

② 上記（1）により電話や情報通信機器を用いて初診を行った患者について

上記（1）により電話や情報通信機器を用いて初診を行った患者に対して、2度目以降の診療も電話や情報通信機器を用いて行う場合については、上記（1）の記載に沿って実施すること。なお、上記（1）による診療は、問診及び視診に限定されたものであることから、その際に作成した診療録は、上記（1）に記載した「過去の診療録」には該当しないこと。

(4) 電話や情報通信機器を用いた診療の実施について

電話や情報通信機器を用いた診療を実施するにあたっては、指針Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ並びにV1（1）、（2）、（4）、（5）及び（6）並びにV2（1）、（2）及び（5）に定める内容も参考とすること。また、感染が収束して本事務連絡が廃止された後に、直接の対面診療を行うこと。

(5) 処方箋の取扱いについて

患者が、薬局において電話や情報通信機器による情報の提供及び指導（以下「服薬指導等」という。）を希望する場合は、処方箋の備考欄に「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「4月10日事務連絡」という。）と同様、「0410対応」と記載し、当該患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局にファクシミリ等により処方箋情報を送付すること。その際、歯科医師は診療録に送付先の薬局を記載すること。また、医療機関は、処方箋原本を保管し、処方箋情報を送付した薬局に当該処方箋原本を送付すること。

上記（1）の診療により処方を行う際、診療録等により患者の基礎疾患を把握できていない場合は、処方箋の備考欄にその旨を明記すること。

なお、院内処方を行う場合は、患者と相談の上、医療機関から直接配送等により患者へ薬剤を渡すこととして差し支えないこと。その具体的な実施方法については、下記2.（4）に準じて行うこと。

(6) 実施状況の報告について

上記（1）及び（3）②により電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関は、その実施状況について、別添1の様式により、所在地の都道府県に毎月報告を行うこと。また、各都道府県は管下の医療機関における毎月の実施状況をとりまとめ、厚生労働省に報告を行うこと。なお、厚生労働省への報告に際しては、4月10日事務連絡1.（5）において依頼した実施状況の報告と同時に取りまとめて報告して差し支えない。

2. 薬局における対応

(1) 処方箋の取扱いについて

1.（4）により医療機関から処方箋情報を送付を受けた薬局は、医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、ファクシミリ等により送付された処方箋を薬剤師法（昭和35年法律第146号）第23条～第27条、医薬品、

医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第49条における処方箋とみなして調剤等を行う。

薬局は、可能な時期に医療機関から処方箋原本を入手し、以前にファクシミリ等で送付された処方箋情報とともに保管すること。

（2）電話や情報通信機器を用いた服薬指導等の実施について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のため、全ての薬局において、薬剤師が、患者、服薬状況等に関する情報を得た上で、電話や情報通信機器を用いて服薬指導等を適切に行うことが可能と判断した場合には、当該電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を行って差し支えないこととする。患者、服薬状況等に関する情報としては以下が考えられる。

- ① 患者のかかりつけ薬剤師・薬局として有している情報
- ② 当該薬局で過去に服薬指導等を行った際の情報
- ③ 患者が保有するお薬手帳に基づく情報
- ④ 患者の同意の下で、患者が利用した他の薬局から情報提供を受けて得られる情報
- ⑤ 処方箋を発行した歯科医師の診療情報
- ⑥ 患者から電話等を通じて聴取した情報

ただし、注射薬や吸入薬など、服用に当たり手技が必要な薬剤については、①～⑥の情報に加え、受診時の歯科医師による指導の状況や患者の理解に応じ、薬剤師が電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を適切に行うことが可能と判断した場合に限り実施すること。

なお、当該薬剤師が電話や情報通信機器を用いて服薬指導等を適切に行うことが困難であると判断し、対面での服薬指導等を促すことは薬剤師法（昭和35年法律第146号）第21条に規定する調剤応需義務に違反するものではないこと。

（3）電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を実施する場合の留意点について

上記（2）により電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を行う場合は、以下①から④までに掲げる条件を満たした上で行うこと。

- ① 薬剤の配送に関わる事項を含む、生じうる不利益等のほか、配送及び服薬状況の把握等の手順について、薬剤師から患者に対して十分な情報を提供し、説明した上で、当該説明を行ったことについて記録すること。
- ② 薬剤師は、電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を行うに当たり、当該患者に初めて調剤した薬剤については、患者の服薬アドヒアラנסの低下等を回避して薬剤の適正使用を確保するため、調剤する薬剤の性質や患者の状態等を踏まえ、
 - ア 必要に応じ、事前に薬剤情報提供文書等を患者にファクシミリ等により送付してから服薬指導等を実施する
 - イ 必要に応じ、薬剤の交付時に（以下の（4）に従って配送した場合は薬剤が患者の手元に到着後、速やかに）、電話等による方法も含め、再度服薬指導等を行う
 - ウ 薬剤交付後の服用期間中に、電話等を用いて服薬状況の把握や副作用の確認などを実施する
 - エ 上記で得られた患者の服薬状況等の必要な情報を処方した歯科医師にフィードバックする等の対応を行うこと。当該患者に初めて調剤した薬剤でない場合であっても、必要に応じて実施すること。
- ③ 電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を行う過程で、対面による服薬指導等が必要と判断される場合は、速やかに対面による服薬指導に切り替えること。
- ④ 患者のなりすまし防止の観点から講すべき措置については、1.（2）①ウに準じて行うこと。

（4）薬剤の配送等について

調剤した薬剤は、患者と相談の上、当該薬剤の品質の保持（温度管理を含む。）や、確実な授与等がなされる方法（書留郵便等）で患者へ渡すこと。薬局は、薬剤の発送後、当該薬剤が確実に患者に授与されたことを電話等により確認すること。

また、品質の保持（温度管理を含む。）に特別の注意を要する薬剤や、早急に授与する必要のある薬剤については、適切な配送方法を利用する、薬局の従事者が届ける、患者又はその家族等に来局を求める等、工夫し

て対応すること。

患者が支払う配送料及び薬剤費等については、配送業者による代金引換の他、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えないこと。

(5) その他

- ① 本事務連絡に基づき電話や情報通信機器を用いて服薬指導等を行う場合であっても、患者の状況等によつては、対面での服薬指導等が適切な場合や、次回以降の調剤時に対面での服薬指導等を行う必要性が生じ得るため、本事務連絡に基づく取扱いは、かかりつけ薬剤師・薬局や、当該患者の居住地域内にある薬局により行われることが望ましいこと。
- ② 歯科医師が電話や情報通信機器を用いて上記1（1）に記載する受診勧奨を実施した場合であって、患者に対して一般用医薬品を用いた自宅療養等の助言した場合には、当該患者が薬局等に来局せずに、インターネット等を経由した一般用医薬品の購入を行うことが想定されるところ、薬局等においては、適切な医薬品販売方法に従つて対応されたいこと。この際、当該医薬品に係る適切な情報提供及び濫用等のおそれのある医薬品の販売方法について留意すべきであること。

なお、インターネット等を利用して特定販売を行う薬局等に関しては、厚生労働省ホームページ「一般用医薬品の販売サイト一覧」（※）において公表しているため、適宜参照すること。

※「一般用医薬品の販売サイト一覧」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/hanbailist/index.html>

- ③ 薬局は、本事務連絡に基づく電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を行う場合の以下の点について、薬局内の掲示やホームページへの掲載等を通じて、事前に医療機関関係者や患者等に周知すること。
 - ア 服薬指導等で使用する機器（電話、情報通信機器等）
 - イ 処方箋の受付方法（ファクシミリ、メール、アプリケーション等）
 - ウ 薬剤の配送方法
 - エ 支払方法（代金引換サービス、クレジットカード決済等）
 - オ 服薬期間中の服薬状況の把握に使用する機器（電話、情報通信機器等）

3. 医療関係者、国民・患者への周知徹底

国民・患者に対して、電話や情報通信機器等による診療を受けられる医療機関の情報を提供するため、本事務連絡に基づき電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧を作成し、厚生労働省のホームページ等で公表することとする。このため、各都道府県においては、関係団体とも適宜協力をしながら、別添2の様式により、管下の医療機関のうち、本事務連絡に基づき電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関を把握するとともに、厚生労働省にその結果を報告すること。なお、厚生労働省への報告に際しては、4月10日事務連絡4.において依頼した結果の報告と同時に取りまとめて報告して差し支えない。また、当該医療機関の一覧については、各都道府県においても、関係団体とも適宜連携をしながら住民や医療関係者への周知を図られたい。

なお、医療機関は、本事務連絡に基づく電話や情報通信機器を用いた診療を実施していることについて、その旨を医療に関する広告として広告可能であること。

4. 本事務連絡による対応期間内の検証

本事務連絡による対応は、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関への受診が困難になりつつある状況下に鑑みた時限的な対応であることから、その期間は、感染が収束するまでの間とし、原則として3か月ごとに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や、本事務連絡による医療機関及び薬局における対応の実用性と実効性確保の観点、医療安全等の観点から改善のために検証を行うこととする。この際、各都道府県においては、上記1（6）に基づき報告された実施状況も踏まえ、本事務連絡による対応の実績や地域との連携状況についての評価を行うこと。なお、評価に当たっては、医務主管課及び薬務主管課等の関係部署が連携しながら対応すること。

別添1

歯科診療における医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票

令和2年4月30日

一般社団法人広島県医師会会長様
 一般社団法人広島県病院協会会長様
 一般社団法人広島県歯科医師会会長様
 公益社団法人広島県薬剤師会会長様
 一般社団法人広島県病院薬剤師会会長様
 広島県医薬品卸協同組合理事長様
 広島県製薬協会会長様
 広島県医薬品配置協議会会長様
 一般社団法人広島県配置医薬品連合会理事長様
 広島県富山配置薬業協議会会長様

広島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬務課

「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について（通知）

このことについて、令和2年4月15日付け薬生安発0415第1号により、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長から別紙のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 製薬振興グループ、薬事グループ
 電話 082-513-3223（ダイヤルイン）
 （担当者 白石、長谷川）

別紙

薬生安発0415第1号
 令和2年4月15日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
 （公 印 省 略）

「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件」（令和2年厚生労働省告示第183号）が令和2年4月15日に告示されました。

また、これに伴い、「一般用医薬品の区分リストについて」（平成19年3月30日付け薬食安発第0330007号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知。以下「通知」という。）の一部を別添1のとおり改正し、今回の改正を反映させた区分リストを別添2のとおり作成しました。改正の概要は下記のとおりです。貴管下関係業者、関係団体等に対する周知方よろしくお願いします。

また、引き続き、医薬品について適切な情報提供及び販売が行われるよう、販売の相手方に当該医薬品を販売しても差し支えないかを確認するために薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者（以下「薬局開設者等」という。）が販売の際に用いることとしている資材及び添付文書の活用等につき、貴管下の関係団体、関係機関、薬局開設者等への指導方よろしくお願いします。

記

1. 改正概要

イコサペント酸エチルを第一類医薬品に指定することに伴い、通知別紙1にイコサペント酸エチルを追加する。

2. 適用期日

令和2年4月15日（水）

別添1

「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前																											
別紙1 第一類医薬品 (1)～(3)(略) (4)下表の「告示名」欄に掲げるもの、 その水和物及びそれらの塩類を有効成分と して含有する製剤	別紙1 第一類医薬品 (1)～(3)(略) (4)下表の「告示名」欄に掲げるもの、 その水和物及びそれらの塩類を有効成分と して含有する製剤																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>告示名</th> <th>別名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～2</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>3</u></td> <td>イコサペント酸</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>エチル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4～25</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		告示名	別名等	1～2	(略)		<u>3</u>	イコサペント酸			エチル		4～25	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>告示名</th> <th>別名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～2</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(新設)</td><td></td> </tr> <tr> <td><u>3～24</u></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		告示名	別名等	1～2	(略)		(新設)			<u>3～24</u>	(略)	
	告示名	別名等																										
1～2	(略)																											
<u>3</u>	イコサペント酸																											
	エチル																											
4～25	(略)																											
	告示名	別名等																										
1～2	(略)																											
(新設)																												
<u>3～24</u>	(略)																											
(5)(略)	(5)(略)																											

別添2

別紙1

令和2.4.15最終改正

第一類医薬品

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の4第1項第2号に規定する厚生労働大臣が指示する医薬品であって、同号に規定する厚生労働大臣が指示する期間に1年を加えた期間を経過していないもの
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項第1号に該当するものとして承認され、同法第79条第1項の規定に基づき、製造販売の承認の条件として当該承認を受けた者に対し製造販売後の安全性に関する調査を実施する義務が課せられている医薬品（その製造販売の承認のあった日後調査期間を経過しているものを除く。）と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められる医薬品であって、調査義務が課せられている医薬品のうち、調査期間に1年を加えた期間を経過していないもの
- (3) 専らねズミ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除のために使用されることが目的とされる医薬品のうち、人の身体に直接使用されることのないもの（毒薬又は劇薬に限る。）
- (4) 下表の「告示名」欄に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

	告示名	別名等
1	アシクロビル	
2	アミノフィリン	
3	イコサペント酸エチル	
4	イソコナゾール	硝酸イソコナゾール
5	オキシコナゾール。ただし、膿カジダ治療薬に限る。	硝酸オキシコナゾール、オキシコナゾール 硝酸塩

6	クロトリマゾール。ただし、膣カンジダ治療薬に限る。	
7	ジエチルスチルベストロール	
8	ジクロルボス。ただし、プラスチック板に吸着させた殺虫剤（ジクロルボス5%以下を含有するものを除く。）に限る。	
9	シメチジン	
10	ストリキニー	硝酸ストリキニー
11	テオフィリン	
12	テストステロン	
13	テストステロンプロピオン酸エステル	プロピオン酸テストステロン
14	トラネキサム酸。ただし、しみ（肝斑に限る。）改善薬に限る。	
15	ニコチン。ただし、貼付剤に限る。	
16	ニザチジン	
17	ビダラビン	
18	ファモチジン	
19	ミコナゾール。ただし、膣カンジダ治療薬に限る。	ミコナゾール硝酸塩
20	ミノキシジル	
21	メチルテストステロン	
22	ヨヒンビン	塩酸ヨヒンビン
23	ラニチジン	塩酸ラニチジン
24	ロキサチジン酢酸エステル	塩酸ロキサチジンアセテート
25	ロキソプロフェン	ロキソプロフェンナトリウム水和物

注）「告示名」欄中の有効成分は、その塩類及びそれらの水和物を含めた形で表記したものであること。また、特に記載がない限り、それらの光学異性体、立体異性体及び構造異性体を含む表記であること。

（5）下記に掲げる体外診断用医薬品

一般用黄体形成ホルモンキット

令和2年5月11日

一般社団法人広島県医師会会長様
 一般社団法人広島県病院協会会長様
 一般社団法人広島県歯科医師会会長様
 公益社団法人広島県薬剤師会会長様
 一般社団法人広島県病院薬剤師会会長様
 広島県医薬品卸協同組合理事長様
 広島県製薬協会会長様
 広島県医薬品配置協議会会長様
 一般社団法人広島県配置医薬品連合会会長様
 広島県富山配置薬業協議会会長様

広島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬務課

要指導医薬品として指定された医薬品について（通知）

このことについて、令和2年5月8日付けで厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課から、別紙のとおり事務連絡がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

なお、別紙の医薬品に関する情報については、厚生労働省ホームページに掲載されています。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/newyoushidou.html>)

担当 製薬振興グループ、薬事グループ
電話 082-513-3223、3222 (ダイヤルイン)
(担当者 白石、秋山)

別紙

事務連絡
令和2年5月8日

各
$$\begin{cases} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{cases}$$
 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

要指導医薬品として指定された医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第5項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第202号）が本日告示され、別表の医薬品が要指導医薬品として指定されましたので、お知らせします。

別表の医薬品を含む要指導医薬品の一覧は、後日、医薬品の販売制度に関する厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/newyoushidou.html>)において掲載することとしております。

(別表)

有効成分	販売名	製造販売業者	承認年月日	調査期間（予定）	販売開始日
精製ヒアルロン酸ナトリウム	ヒアレン S サンテ ヒアルロン酸点眼液	参天製薬株式会社	令和2年5月8日	安全性等に関する製造販売後調査期間（3年）	—

令和2年5月8日

一般社団法人広島県医師会会長様
一般社団法人広島県病院協会会長様
公益社団法人広島県薬剤師会会長様
一般社団法人広島県病院薬剤師会会長様
広島県医薬品卸協同組合理事長様
広島県医薬品配置協議会会長様
一般社団法人広島県配置医薬品連合会理事長様
広島県富山配置薬業協議会会長様

広島県健康福祉局薬務課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

新型コロナウイルス感染症に係る医薬関係者からの医薬品等についての 副作用等の報告について（通知）

このことについて、令和2年5月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び同省医薬・生

活衛生局医薬安全対策課から別紙のとおり事務連絡がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 製薬振興グループ、薬事グループ
電話 082-513-3223（ダイヤルイン）
(担当者 白石、長谷川)

別 紙

事務連絡
令和2年5月1日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 卫生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

**新型コロナウイルス感染症に係る医薬関係者からの医薬品等についての
副作用等の報告について（周知依頼）**

薬局開設者、病院若しくは診療所の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師、登録販売者その他の医薬関係者からの医薬品、医療機器又は再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）についての副作用、感染症及び不具合（以下「副作用等」という。）の報告については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第68条の10第2項の規定に基づき、ご協力を頂いているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、医薬関係者からの新型コロナウイルス感染患者（新型コロナウイルス感染症であることが疑われる者を含む。）の治療等に用いた医薬品等による副作用等について報告いただく際に、医薬関係者にお願いしたい事項を下記にまとめましたので、貴管下の医療機関、薬局、店舗販売業者等に対し周知をお願いいたします。

なお、医薬関係者による副作用等の報告の方法や様式等については、「医療機関等からの医薬品、医療機器又は再生医療等製品についての副作用、感染症及び不具合報告の実施要領の改訂について」（平成28年3月25日付け薬生発0325第4号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページ（<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/pmd-act/0002.html>）を御参照ください。

記

1. 医薬関係者が保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該医薬品等の使用が承認等の範囲か否かに問わらず、副作用等の報告の対象になること。
2. 報告者と独立行政法人医薬品医療機器総合機構の間で情報共有を円滑にするために、新型コロナウイルス感染患者（新型コロナウイルス感染症であることが疑われる者を含む。）に対して治療等を目的として使用した医薬品等による副作用等の発生については、医薬品の場合は使用理由の記載欄に、医療機器又は再生医療等製品の場合は使用目的の記載欄に、「COVID-19」と記載すること。

書告報情報性安全機器医療機器

215

再生医療等製品医療機器法に基づいた報告制度です。記入前に裏面の「報告に際してのご注意」をお読みください。									
☆医薬品医療機器法に基づいた報告制度です。記入前に裏面の「報告に際してのご注意」をお読みください。									
患 者 情 報 報 欄	患者ニシアル	不具合・健診候発現年齢	身長	原疾患・合併症	その他の特記すべき事項				
	性別 □男 □女	妊娠： □無 □有 □妊娠 □不明	cm 1. 2.	既往歴	□飲酒 □喫煙 □カジガ □その他	()			
不具合等製品の不具合：□無・□有(内容： 患者等の健診候：□無・□有(内容： 患者等の健診候：□無・□有(内容： 不具合等発現日時 不具合等発現日時									
使用開始日時 不具合等発現日時									
健診候の転帰 □回復 □悪化 □未回復 □死亡 □不明									
□後遺症あり→()									
製品名： 製造販売業者名： (死亡の場合 製品との因果関係 □有□無 □不明)									
□有 □無 □不明									
○再生医療等製品等の使用状況(使用目的、使用期間、併用した医薬品・医療機器等) COVID-19									
○再生医療等製品の販賣者： □医師 □歯科医師 □薬剤師 □臨床工科学士 □看護師 □その他 ()									
○不具合・健診候発現後の患者等の症状、処置等に附する経過及びコメント 年 月 日									
○報告者意見欄(背景防止の対応方法、類似した不具合・健診候が発生する危険性、類似した不具合により懸念される健診候の医療等)									
○報告者意見欄(背景防止の対応方法、類似した不具合・健診候が発生する危険性、類似した不具合により懸念される健診候の医療等)									
報告日： 年 月 日 (機関：□医師 □歯科医師 □薬剤師 □臨床工科学士 □看護師 □その他 ())									
報告者 氏名： (所属部署まで) : (安全性情報は機密情報を送付しますので住所をご入力ください。)									
設施名 (所属部署まで) : ()									
住所： 〒 (郵便番号) ()									
電話： FAX： E-mail：									
○製造販売業者の情報提供の有無 □報告済 □未 ○医薬品(再生医療等製品)の製造販売業者への返却 □報告済 □未 ○医薬品等副用薬品の差止め制度及び □患者が請求するたけ □患者の請求予定はない 生生物作成製品等副用薬品等の差止め制度について □制度対象外 □不明、その他 生生物作成用等による医療機器等の差止め □差止めの基準 □差止めの基準 ※副作用等による医療機器等の差止めについては、医薬品等副用薬品等副用薬品等の差止め制度が あります FAX又は電子メールでのご報告をお願いします。									

令和2年5月29日

一般社団法人広島県医師会会长 様
一般社団法人広島県歯科医師会会长 様
一般社団法人広島県病院協会会长 様
一般社団法人広島県医療法人協会会长 様
広島県保険医協会理事長 様
公益社団法人広島県薬剤師会会长 様
一般社団法人広島県病院薬剤師会会长 様
広島県医薬品卸協同組合理事長 様

長局祉福康健惺島廣

〒730-8511 広島市中区基町10-52

醫藥 課務

帰国者・接触者外来等において新型コロナウイルスへの感染が疑われる 患者に処方箋を交付する場合の留意事項について（通知）

このことについて、令和2年5月26日付けで厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部、同省医政局地域医療計画課及び同省医薬・生活衛生局総務課から別紙のとおり事務連絡がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 医務課医務グループ
電話 082-513-3056 (ダイヤルイン)
(担当者 安部)

担当 薬事グループ
電話 082-513-3222 (ダイヤルイン)
(担当者 長谷川)

別紙

事務連絡
令和2年5月26日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

帰国者・接触者外来等において新型コロナウイルスへの感染が疑われる 患者に処方箋を交付する場合の留意事項について

現在、新型コロナウイルス感染症患者が各地域で発生しているところであります。感染が疑われる患者に対しては、帰国者・接触者相談センターや保健所、かかりつけ医に相談の上、帰国者・接触者外来を受診していただくよう要請しているところです。

こうした感染が疑われる患者に対しては、外出を避けるよう求めているところですが、患者が受診した帰国者・接触者外来、医療機関（以下、「帰国者・接触者外来等」という。）において、感染が疑われる患者に処方箋を交付する場合の留意事項について、以下のとおりとりまとめましたので、貴管下の医療機関、薬局等に周知していただくようお願いします。

記

1. 帰国者・接触者外来等の医師は、新型コロナウイルスへの感染が疑われる患者に処方箋を交付する際に、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡）に基づき、患者が薬局に来局せずに、薬局の薬剤師による電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を受けることが適切であると判断する場合は、患者に対して、当該事務連絡に基づく対応ができる旨説明すること。
2. 1.により、患者が電話や情報通信機器による服薬指導等を希望せず、薬局における対面での服薬指導等を希望する場合においては、感染拡大を未然に防止する観点から、帰国者・接触者外来等の医師は、可能な限り、患者が希望する薬局の連絡先等を把握し、患者の同意を得た上で、事前に当該薬局に対し情報提供するとともに、患者に対しても当該薬局にあらかじめ連絡するよう伝えること。

行政だより 参考サイト一覧

	タイトル	別紙	URL
01	歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて	令和2年4月24日付け厚生労働省医政局歯科保健課及び厚生労働省医薬・生活衛生局総務課	https://www.mhlw.go.jp/content/000624720.pdf
02	「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について	令和2年4月15日付薬生安発0415第1号、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長	
03	要指導医薬品として指定された医薬品について	令和2年5月8日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課事務連絡	
04	新型コロナウイルス感染症に係る医薬関係者からの医薬品等についての副作用等の報告について	令和2年5月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び同省医薬・生活衛生局医薬安全対策課	
05	帰国者・接触者外来等において新型コロナウイルスへの感染が疑われる患者に処方箋を交付する場合の留意事項について	令和2年5月26日付け厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部、同省医政局地域医療計画課及び同省医薬・生活衛生局総務課	

地域薬剤師会だより

廿日市市薬剤師会



<廿日市市薬剤師会>

廿日市休日夜間急患センターの開設

廿日市市薬剤師会 理事 秋本 伸

廿日市市では、休日・夜間の急病患者に対応するため山崎本社みんなのあいプラザ内の「廿日市市休日・夜間急患診療所」において急患対応を行っていましたが、4月1日よりその機能をJA広島総合病院内へ移し「廿日市休日夜間急患センター」を新たに開設しました。前回の県薬会誌（第287号）でもお伝えしておりますが、今回はより詳細にご紹介いたします。

年間約7,500名の利用者がいた「廿日市市休日・夜間急患診療所」ですが、初期救急から2次救急への円滑化・迅速化を目的に広島県西部地区の基幹病院であるJA広島総合病院内にその機能を移した「廿日市休日夜間急患センター」を開設しました。2次救急への移行が円滑になることで、医師などスタッフの負担軽減も期待されています。同センターの運営は廿日市市からJA広島総合病院となりましたが、今までの診療所と診療時間や診療科などは変わりません。診療時間は月～土曜日は18～22時、日曜日・祝日は9～22時で、内科（15歳以上）と外科の診療を行っています（外科は月～金曜日のみ）。

同センターで勤務する薬剤師は廿日市市薬剤師会から派遣します。JA広島総合病院の薬剤師は同センターで勤務することはありませんが、薬剤の払い出しなどの対

応をしていただいている。特に同センター立ち上げ時には、採用薬剤の選定やシステムの導入、マニュアルの作成など多岐にわたりご協力いただきました。また、院内システムでの運営（電子カルテや部門システムなど）となるため、開設前に同センターで勤務する全ての薬剤師に説明・指導をしていただきました。

開設してから2カ月が経過しました。細部の調整は多少ありましたが、大きな問題は今のところ発生していません。新型コロナウイルス感染症の影響で利用者は例年と比べると減少しており、落ち着いている時間帯が多いです。しかし、発熱している方は「有熱外来」を別に設けて診療しています。有熱外来は、同センターからかなり離れた場所に設置してあり（100m以上は絶対ある！）、医師も看護師も事務も薬剤師も有熱患者が来る度に移動しなければなりません。病院の構造上仕方がないのですが、患者が重なる場合はかなりの運動になります。

薬剤師にとっての移転によるメリットとして、「薬袋が印刷されるようになった（以前は手書き）」「採用薬剤が整理された」などがありますが、個人的に一番のメリットと感じているのが薬剤師会と病院薬剤部が診療に協力する場面ができたことだと考えています。JA広島総合病院の外来は全て院内処方であり、保険薬局や薬剤師会との繋がりは他の地域と比べ強いとは言えません。今回の同センターの開設が薬薬連携強化へ進展すればと期待しています。

第105回薬剤師国家試験問題（令和2年2月22日～2月23日実施）

問134 化学物質のグルクロン酸抱合に関する記述のうち、正しいのはどれか。2つ選べ。

- 1 グルクロン酸抱合を受ける化合物は、必ずOH基又はNH₂基を有している。
- 2 グルクロン酸抱合は、UDP- α -D-グルクロン酸を補酵素とする。
- 3 UDP-グルクロン酸転移酵素に酵素誘導は起こらない。
- 4 グルクロン酸抱合により、化学物質が代謝的活性化を受けることはない。
- 5 UDP-グルクロン酸転移酵素は、小胞体膜に存在する。

正答は72ページ

諸団体だより

広島県青年薬剤師会

会長 石本 新



厚生労働省より新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の具体化に向けた見解が示されました。この見解を受け当会では、知っピン月イチ勉強会、定例勉強会等のイベントを全て開催中止とさせて頂きます。また開催につきましては後日FAX等で案内させていただきますので、その際は奮ってご参加ください。

新型コロナウイルス感染症は少し落ち着きを見せ始めました。

どこにも行けず、ストレス多かったのではないかでしょうか？

ほんの少し散歩に出てみたり、いつもはしない事をしてみたり、ちょっとした行動の変化で色々な事に気づけたりして有意義に過ごす事もできます。

ただし、まだ油断は禁物です。

第2波を起こさないためにも、可能な限り感染リスクの低い行動（密集を避ける・人との距離を保つ・換気を行う・咳エチケット）等をとるようにしましょう。

テレビや雑誌、SNS等では根拠のない誤った情報があふれています。冷静な判断をもって行動することが大切です。引き続き頑張っていきましょう。

広島県青年薬剤師会では、今後も「あっ、これ気になる！」と思っていただけるような勉強会やイベントを企

画します。青薬入会の有無や年齢は問わざどなたでも参加していただけますが、青薬会員になると勉強会費は無料！正会員（40歳未満の会員）のみではなく、準会員（40歳以上の会員）も無料となりますので断然お得に参加できます！会員募集は随時していますので、興味のある方はお気軽にホームページやFacebook分室等からお問い合わせください！

広島県青年薬剤師会 勉強会のおしらせ

○知っピン月イチ勉強会

日 時：未定

会 場：広島県薬剤師会館

テー マ：未定

講 師：未定

参加費：青薬会員（準会員・学生会員を含む）：無料

非会員：1,000円

学生（社会人入学は除く）：無料

○定例勉強会

日 時：【開催延期】

会 場：広島県薬剤師会館

テー マ：未定

講 師：熊本県山鹿地区薬剤師会 理事

大森 真樹先生

参加費：青薬会員（準会員・学生会員を含む）：無料

非会員：2,000円

学生（社会人入学は除く）：無料

広島県女性薬剤師会

会長 松村 智子



第1次新型コロナウイルス感染症収束に伴い少しずついろんなことを再開できるようになりました。

2月以降は何もかもが万事休す。時間ができると、日ごろスルーしていた庭木の剪定、部屋の片づけ、果ては断捨離にまで手を出していました。

薬局窓口ではビニールの仕切り越しに薬を説明しています。マスクの下は汗びっしょり。換気は気になるけど

クーラーを点けてしまいます。また、在宅訪問するときにも手指消毒など細心の注意を心掛けています。本当はいつもこうしなければいけないのかもしれない。気づかされました。

どこにいるのか「見えない」、どうやって防げばよいのか「わからない」、「治療薬がない」、「ない」が不安を大きくしています。そのような中で果敢に新型コロナウイルス感染症と戦っている医療の現場の方々には頭が下がります。

さて、女性薬剤師会は、2月の研修会のあと、すべてを休んでいました。状況を見ながらですが、活動を再開したいと考えています。

第47回研修会

「今おさえておきたい循環器疾患に対する薬物療法」

日 時：令和2年7月18日（土）19時～

場 所：広島県薬剤師会館 2F

講 師：広島大学病院薬剤部

櫻下 弘志先生

※ソーシャルディスタンス確保のため、定員を少なくして募集した結果、6月末現在で満員となっております。

総会では、女性薬剤師として何ができるかを皆さんと考えてみたいと思います。特に、今のこのような状況においての薬剤師と一緒に考えてみましょう。

無事に開催できることを祈っています。

第66回総会・講演会

日 時：令和2年9月13日（日）

総 会 13:30～14:30

講演会 15:00～17:00

講演会演題

「広島県に自生する薬用植物とその効能」

講 師：広島県漢方研究会

副会長 吉本 悟先生

広島漢方研究会

新型コロナウイルスと漢方薬

理事長 鉄村 努



新型コロナウイルス感染の影響により、3月以降の月例会を中止しています。参加を予定されていた先生方には引き続き大変ご迷惑をお掛けして申し訳ございません。7月は外部講師をお招きして総会を開催する予定でしたが、本年度は延期となりました。8月または10月以降になるかもしれません、月例会が再開できる月に総会を開催したいと思います。毎年9月は広島大学霞キャンパス広仁会館において吉益東洞顕彰会を開催していますが、県外からの参加者もおられるため開催が危ぶまれています。いつになるか分かりませんが、開催が決まりましたら広島漢方研究会ホームページ、広島県薬剤師研修協議会研修会カレンダーにてお知らせします。

中国では、新型コロナウイルス感染症の治療に漢方薬が処方され効果が出ています。金沢大学附属病院漢方医学科 小川恵子先生が「COVID-19感染症に対する漢方治療の考え方」という論文のなかで、中医学（漢方薬）

での軽症から重症感染患者に有効な様々な漢方処方と日本の漢方エキス剤で代用する場合の処方の組み合わせを詳しく紹介されています。論文の最後には、中華人民共和国国家衛生健康委員会の2月の発表として、清肺排毒湯での治療を確認済みの701症例のうち、130症例が治癒および退院、51症例の臨床症状が消失、268症例の症状が改善、212症例が悪化せず安定した症状改善を示した。COVID-19に対する清肺排毒湯の効果的な治癒率は90%以上と報告されたことを紹介しています。ちなみに清肺排毒湯を日本のエキス剤で代用する場合は、麻杏甘石湯+胃苓湯+小柴胡湯加桔梗石膏と一緒に服用すると同様なものを作ることができます。

また、小川先生は予防に有効な漢方薬として補中益気湯と十全大補湯を紹介しています。これらの処方は“補剤”と呼ばれ、免疫システムを活性化して無症状病原体保持者の病原体陰性化の促進が期待できると述べています。

薬局や病院での勤務は、感染に対するリスクが一般の方より高いです。感染は収束傾向にありますが、どこに無症状感染者がいるか分かりません。感染予防には、マスク・手洗い・漢方薬！自分の体質に合った漢方薬を服用して、免疫力アップを図ってみてはいかがでしょうか。

広島県医薬品卸協同組合 <日本医薬品卸勤務薬剤師会広島県支部>

株式会社サンキ 薬事情報室
学術情報課 藤本 寛子

青空が気持ちよく広がり、真っ白な雲がモクモクと出現。本原稿を書いている5月、初夏の気持ち良いお天気に誘われて近所をお散歩するのにもってこいの気候になりました。そこで、サンキの本社がある広島市西区草津港をご紹介したいと思います。

商工センターと呼ばれるこの地区は様々な業種の卸や物流倉庫などがあります。大型のトラックが行き交い、巨大な倉庫が立ち並ぶ様は無機質で一見するとやや殺風景ですが、隠れた見どころもある地域です。

草津港にはその名の通り港があります。なかなか大きな規模で、広島市の中央卸売市場があり、水産物、青果、花が朝早くからやり取りされ、私たちの生活を陰ながら支えてくれています。一度、見学ツアーに参加した事がありますが、朝の3時集合で瞼をこすりながら行ったにも関わらず、市場に入ると活気あふれるセリの声と大勢の人々の行き交いに驚いたのを覚えています。市場の中には数少ないながら食堂もあり、サンキの社員はお昼ご飯にお邪魔する事もあります。お袋さんが作る定番の定食みたいなものから海鮮の乗った丼ものもあり、とても美味しいです。モチロン、市場で働く方の為に朝早くから開いているので早起きに自信のある方は出社前にチャレンジしてみても良いかもしれません。冬季には牡蠣小屋も運営されます。日替わりで違う水産会社が入るので、日によって牡蠣の特徴が変わるもの他のカキ小屋とは違う面白い点です。調味料持ち込み可ですのでお気に入りのスパイス片手に是非行ってみてください。

さて、サンキでの薬剤師の業務内容ですが、私のいる建屋には学術情報課に5名。同建屋内にある物流センターに1名。計6名の薬剤師が勤務しています。医薬品の流通管理、品質管理、薬事の教育研修、営業支援、お得意様支援、お問い合わせ対応などに従事しており、広島支店、物流センターとしての業務に加え、中国地方5県に展開するサンキ全社の調整等の業務を行っています。(詳細につきましてはこれまで多くの卸勤務薬剤師の方がご紹介されていますので本稿では割愛させて頂きます。)

現在は新型コロナウイルスの影響で様々な業種が影響を受けています。医療機関、薬局にお勤めの方にとっては気の休まらない緊張感のある日々を送っておられるをお察しし、心よりの感謝を申し上げます。我々を振り返ってみると、サンキを含め、医薬品の卸売事業者はその性質から様々な医療機関に出入りします。感染を広げず医薬品の供給を続けるため、輪番での体制をとらざるを得なくなるなど、平時とは異なる雰囲気に包まれました。この度の新型コロナウイルスの拡がりは世界的に類を見ない社会の変革をもたらしています。ポストコロナの新しい生活様式が提唱され、テレワークやフレックス制の導入が急速に進みつつある中、働き方について、これまでとは違う取り組みを求められ、変革を迫られています。我々卸の使命は必要なモノを必要な場所に必要なタイミングでお届けする。これにつきます。

これから大きく変わっていく社会に即し、これまでと変わらずお得意様に商品をお届けするにはどうしたらいいか、知恵を絞っていかなければなりません。私自身も、この状況に直面し、自身の業務の棚卸や全体のバランスを見直すなど変革を強いられています。

一年後、「コロナでの時は焦ったけど、おかげでこんな改革もできた。悪いことばかりではなかった」と思えるよう、現状をしっかりと受け止めて次に繋げられるよう、日々を務めてまいります。

会員発表支援について

広島県薬剤師会では、例年、学術大会における本会会員の研修発表に対して旅費等の支援を行っています。発表される方は、次の要領でご応募下さい。

1. 支援対象学術大会

1) 第53回日本薬剤師会学術大会（北海道札幌市）

会期：令和2年10月10日（土）・11日（日）

会場：札幌市民交流プラザ（札幌市中央区北1条西1丁目）ほか

2) 第59回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会（松江市）

会期：令和2年11月7日（土）・11月8日（日）

会場：島根県民会館（島根県松江市殿町158）ほか

2. 支援対象者数

各学術大会5名以内（但し、支援は発表者のみとし、二重支援はいたしません。）

3. 応募方法

応募者は、発表予定学術大会名、発表題名、発表者名、演題要旨を、

県薬事務局【担当：木下（kinoshita@hiroyaku.or.jp）】までメールにて送付して下さい。

4. 応募締切

令和2年7月31日（金）

5. 採否について

採否は、学術・研修および保険薬局部会研修担当者から選任された選考委員により決定し、応募者にご連絡いたします。

6. 附記

採択された研究発表は、本年広島市で開催する第40回広島県薬剤師会学術大会（10月25日）において口頭発表していただきます。

〈問い合わせ先〉

公益社団法人広島県薬剤師会

〒732-0057 広島市東区二葉の里3-2-1

TEL: 082-262-8931(代) FAX: 082-567-6066

E-mail kinoshita@hiroyaku.or.jp

日薬研発第18号
令和2年4月20日

各都道府県薬剤師研修協議会会長様

公益財団法人日本薬剤師研修センター
理事長 豊島聰
(捺印省略)

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大防止のための措置に伴う更新認定申請の取扱いの一部改正について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に伴う更新認定申請の取扱いについては、令和2年3月5日日薬研発第360号によってお知らせしておりますが、先に定めた取扱いを一部改正し、別添のとおり当財団のホームページに掲載いたしますので、お知らせします。

なお、本件に関する質問等は、記録を残すとともに、齟齬を避けるため、電子メールでのみ受け付けます。jpec-soumu@jpec.or.jpに送信してください。電話でのご質問にはお答えいたしません。

(ホームページ掲載)

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大防止のための措置に伴う更新認定申請の取扱いについて

令和2年3月5日（4月20日一部改正）
公益財団法人日本薬剤師研修センター

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に関する政府の要請に基づき、各団体において所要の措置が講ぜられ、研修受講シールの交付される研修会や学会の中止が生じております。

このことに鑑み、更新認定申請に関し、特例として次のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。なお、必要単位を取得済みの方は、通常どおり申請してください。

その一方、新型コロナウイルスの感染拡大により研修会等の中止又は延期の期間の終期が不明なことから、自己研鑽の趣旨に鑑み、規定の期間内に必要な単位を取得する観点から、当財団配信及び当財団の集合研修対象として配信されているe-ラーニングを有効にご活用いただきますようお願いいたします。

本件に関する質問等は、記録を残すため、電子メールでのみ受け付けます。
jpec@jpec.or.jpに送信してください。電話でのご質問にはお答えいたしません。

1. 対象者

研修認定薬剤師、漢方薬・生薬認定薬剤師又は小児薬物療法認定薬剤師の認定期限日が、令和2年3月1日から同年6月30日までの方で、単位取得予定の研修会や学会が新型コロナウイルス感染拡大防止の理由により中止になったため、期限内に必要単位を取得することが困難になった方（必要単位を取得済みの方は、通常どおり申請してください）。

2. 具体的な対応及び申請方法について

上記1の対象者に対し、単位取得期間を最大4か月間延長します（例えば、認定期限日が3月15日の場合は7月15日までに取得した単位も今回申請分の単位の対象とします）。

認定期限日から不足分の単位取得日までの間は認定を有しているものとみなし、その間に取得した研修認定単位は、認定期限日の前の1年間に取得したものとみなします。

更新に必要な単位数を取得した後は速やかに申請してください（単位取得後1か月以内）。その際、研修認定薬剤師更新申請においては、更新申請書（様式11-1）項目7に、「新型コロナウイルス感染拡大防止の理由により参加予定の研修会（又は学会）が中止になったため、単位取得期間を○か月延長（端数は切り上げ）」と記載してください。漢方薬・生薬認定薬剤師又は小児薬物療法認定薬剤師の場合は、この記載は不要です。

3. 次回認定期間について

この特例によって更新認定申請を行った場合の更新認定日は、通常の更新認定がなされた場合と同じ日となります。よって更新認定後の1年目は、延長された単位取得期間を含めた、更新認定日からの1年間になります。

（以上1から3までは、添付の参考図を参照してください。）

〔参考図〕

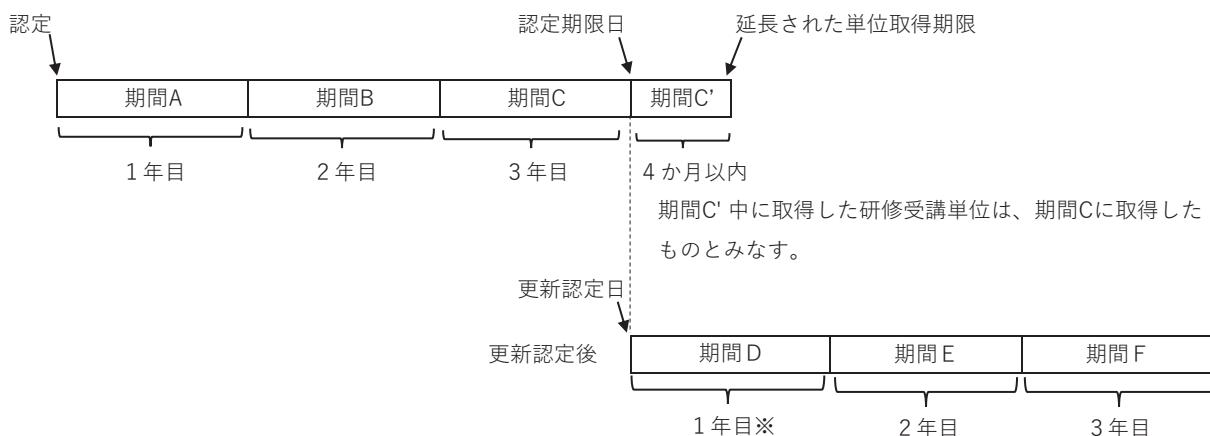
通常の場合

（単位を満たしている方は、通常の方法で申請する。）



特例を適用した場合

（単位を満たしていない方は、本来の認定期限日の後4か月以内に、不足分の単位を取得して申請する。）



※1年目（期間D）の単位としては、期間C'中に取得した単位でも、更新申請に使用したもの以外は認められる。

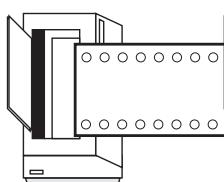
◆◆◆◆◆ 研修だより ◆◆◆◆◆

薬剤師を対象とした各種研修会の開催情報をまとめました。

他支部や他団体、薬事情報センターの研修会については、準備の都合もありますので事前にお問い合わせください。
詳しくは研修会カレンダー (<http://www.hiroyaku.or.jp/sche/schedule.cgi>) をご覧ください。

広島県の研修認定薬剤師申請状況
令和2年4月末日現在 2,849名 (内更新1,691名)

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
7月5日(日) 13:00~16:00 広島県薬剤師会館2階 アフターコロナ第1回薬塾広島研修会 テーマ:秋冬のウィルス感染症に備えよう正しく広いウィルスの知識を身につけて薬剤師の存在感を地域に広めよう! 今、気になる話題・職場で自分や職員を守るには? 職場の環境はどうすれば? など含め、人の歴史の中でウイルスはいつごろから出現し、人類は感染によってどのような影響をうけたのかをわかりやすくストーリーとしてお伝えします。 講 師:中川茂男先生		主催 薬塾広島 問い合わせ先 いとう薬局 082-503-5520		会費:薬剤師3,000円、一般1,500円
7月7日(火) 19:30~21:00 福山大学社会連携推進センター(旧・宮地茂記念館) 福山支部シリーズ研修会 テーマ:「経口抗がん薬における副作用マネジメントの実践」(全3回) 演 題:「大腸がんに使用される経口抗がん薬の副作用マネジメント」 講 師:福山大学薬学部 製剤物理化学研究室 教授 佐藤雄己先生	(一社) 福山市薬剤師会 084-926-0588	1		研修費:一般1,000円 ※参加される方のマスク着用や、咳・発熱等の症状がある場合の参加見合わせなどにご協力をお願いいたします。
7月21日(火) 19:30~21:00 福山大学社会連携推進センター(旧・宮地茂記念館) 福山支部シリーズ研修会 テーマ:「経口抗がん薬における副作用マネジメントの実践」(全3回) 演 題:「肺がんに使用される経口抗がん薬の副作用マネジメント」 講 師:福山大学薬学部 製剤物理化学研究室 教授 佐藤雄己先生	(一社) 福山市薬剤師会 084-926-0588	1		研修費:一般1,000円 ※参加される方のマスク着用や、咳・発熱等の症状がある場合の参加見合わせなどにご協力をお願いいたします。
8月4日(火) 19:30~21:00 福山大学社会連携推進センター(旧・宮地茂記念館) 福山支部シリーズ研修会 テーマ:「経口抗がん薬における副作用マネジメントの実践」(全3回) 演 題:「乳がんに使用される経口抗がん薬の副作用マネジメント」 講 師:福山大学薬学部 製剤物理化学研究室 教授 佐藤雄己先生	(一社) 福山市薬剤師会 084-926-0588	1		研修費:一般1,000円 ※参加される方のマスク着用や、咳・発熱等の症状がある場合の参加見合わせなどにご協力をお願いいたします。



薬事情報センターのページ



薬事情報センター長
水島 美代子

With コロナ時代の『自己研鑽』のすすめ

～研修認定薬剤師の単位取得方法含め～

(本記事は、2020年6月5日現在の情報を基に執筆しております。制度運用の変更等については、今後の情報をご確認ください。)

みなさま、各薬剤師会や団体等が企画開催する研修会が中止、延期となっており、なかなかお会いできませんね。一方、会場への移動時間も含め、本を読んだりネットで情報収集したりと、勉強時間がたくさんできたのではないかでしょうか。

そこで、今回は、自宅でできる『自己研鑽』の各種ツールを使った学習方法や、研修認定薬剤師の単位取得方法を含め、ご紹介いたします。With コロナ時代を見据え、ご参考いただければ幸いです。

まず、日本薬剤師研修センター*からのお知らせ

*注「公益財団法人 日本薬剤師研修センター（以下、日薬研修センター）」と「公益社団法人 日本薬剤師会」とは、異なる組織です。

「(抜粋) 新型コロナウイルスの感染拡大により研修会等が中止又は延期されており、当財団配信及び当財団の集合研修対象として配信されている e-learning 等を有効にご活用いただき、研修を継続されますようお願いいたします。」とお知らせが出ました。

引用：新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言への対応について（令和2年5月7日付）及び、同宣言解除に伴う対応について（令和2年5月27日付）<http://www.jpec.or.jp/download/20200527.pdf> (2020年6月5日確認)

加えて、厚生労働省からも「(抜粋) 継続的研修の開催にあたっては、感染症対策に万全を期すこと、万全な感染症対策が困難である場合、当面の間、インターネット等を利用した方法での実施について、差し支えない（医薬・生活衛生局医療機器審査管理課、安全対策課 5月11日事務連絡）」と発出されております。

いつもは、地域薬剤師会や諸団体による対面式研修に会場に出向いて受講されている場合、当面は開催延期や人数制限も想定されるため、『自己研鑽』による知識の習得に加え、研修認定単位も自身での申請が必要となります（「かかりつけ薬剤師」の条件である「薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の認定を取得していることに、ご留意」）。

そもそも、研修認定薬剤師制度とは？

薬剤師は、時代に即応した医療需要と社会的要請に応え、薬剤師として必要な責務を全うするために、生涯にわたって研修等による『自己研鑽』に努めなければなりません。その研修実績の保証の1つとして認定証があります。日薬研修センターは、全国のあらゆる職域の薬剤師を対象に、研修成果を記録し、それを客観的に認定するために「研修認定薬剤師制度」を発足させました。これは、全職域の薬剤師の方々が自らの責任で、薬剤師免許を持つにふさわしい資質を維持するための生涯研修をバックアップし、その成果を客観的に認定するものです。

そして、研修認定薬剤師とは？

研修認定薬剤師とは、研修認定薬剤師制度のもと、倫理、基礎薬学、医療薬学、衛生薬学及び薬事関連法規・制度など、良質の薬剤師業務を遂行するために、『自己研鑽』した成果について、一定期間内（新規4年以内、更新3年毎）に所定の単位を取得したと申請した後、認定された薬剤師です。認定されたことにより、他の医療従事者や患者様からの信頼を高め、常に時代に即した薬学的ケアを行える薬剤師であることを示すことができます。また、この認定は、免許の更新と同じ効果を期待するものもあります。

では、研修認定薬剤師になるには

次のフローで、認定薬剤師証が交付されます。

1 研修手帳を入手。

(購入方法：<http://www.jpec.or.jp/publication/purchase/kenshutechou.html> (2020年6月5日確認))

2 認定の対象となる研修（次に詳記）を受講し、受講シールを収集。

3 シールを研修手帳に貼付し、研修内容を記録。40単位以上（最長4年以内、毎年5単位以上）習得し申請。

	1年目	2年目	3年目	4年目	必要単位	
認定「初回」取得者	1年に5単位以上、習得する。				合計40単位以上	4年以内で習得。 1年以内でも40単位あれば可。
認定「更新」者	1年に5単位以上、習得する。				合計30単位以上	3年毎に更新。

4 認定手数料を振り込み、研修認定薬剤師新規申請書、研修手帳、生涯学習自己診断表、認定申請手数料受領証の写しを県薬剤師研修協議会（広島県薬剤師会内に事務局設置）へ提出。

5 研修認定薬剤師として登録、認定薬剤師証の交付（3年毎に更新が必要）。

参考：<http://www.jpec.or.jp/nintei/kenshunintei/howto.html> (2020年6月5日確認)

具体的な認定の対象となる研修と取得できる単位数

研修受講シール（単位）を取得するには、次の2通りがあります。

1. 研修会に出席				2. 自自分で学習			
集合研修	限度単位数 上限なし	グループ研修	限度単位数 5単位まで／期*	自己研修	限度単位数 5単位まで／年		
1.5時間の研修で1単位		2時間の研修で1単位		4時間の研修で1単位			
主催研修会 ・座学 ・e- ラーニング② ・ビデオ・オンデマンド①		複数人数で行った研修会 ▶薬局内の勉強会や企業による新薬説明会等。 ▶日本病院薬剤師会や日本薬剤師会の支部等の研修会でも、日薬研修センターが事前に受理していない研修会（会場で受講シールの配布がない研修会）は全てこの扱い。					
共催研修会 登録実施機関の研修会 インターネット研修②		個人が学習 ▶書籍・雑誌及びTV、ビデオ、インターネット等、視聴覚機器の活用により医学・薬学関連分野を学習。					
学会等への参加 通信講座研修 15単位まで／期*		日薬研修センターに「受講単位請求書」を提出し、受講シールを取得					
大学等が行う通信講座。事前に日薬研修センターへ「研修会開催計画書」を提出し受理された研修会		日薬研修センターに「受講単位請求書」を提出し、受講シールを取得					
実習研修 5単位まで／年							

*期：認定後、次の申請までの期間（新規申請の場合は4年、更新申請の場合は3年）

集合研修 対象として配信されている e-learning 等**⑦. 「e- ラーニング (ストリーミング型) 研修 (2020年度)」**

http://www.jpec.or.jp/kenshu/jyukou/kenshunintei_e-learning.html (2020年6月5日確認)

日薬研修センターが実施。申込受付期間：2020年4月15日～2021年3月15日

研修会名称	受講料	単位数
薬剤師が知っておきたいバイオ医薬品の基礎知識	2,200円	1
医薬品の適正使用のための情報の収集・評価、共有化に関する研修会	6,600円	2
国際感染症Ⅱ－感染症の国際化に対する対応－	6,600円	3
国際感染症Ⅰ－国際感染症の現状と耐性菌への対処－	6,600円	3
血液がん	6,600円	3
肺がん	4,400円	3
前立腺がん	4,400円	3
乳がん	4,400円	3
高血圧症	4,400円	3
心不全	4,400円	3
漢方薬・生薬薬剤師講座27 注：申込受付期間～7月15日	11,000円～	10

⑧. ビデオ・オンデマンド (VOD) 研修

CareNeTV で配信される番組（上記、⑦e- ラーニング (ストリーミング型) 研修に、ほぼ同じ）

⑨. 「インターネット研修」 http://www.jpec.or.jp/kenshu/jyukou/kenshunintei_internet.html (2020年6月5日確認)

日薬研修センターに登録されたインターネット研修実施機関が行う研修会。

研修会名称	実施機関	受講料	単位数
インターネット薬剤師生涯教育講座	ファーマストリーム	33,000円他	受講プログラム毎に設定
メディカルナレッジ	NPO法人医療教育研究所	13,500円～	
薬剤師のための e- ラーニング	MP ラーニング	8,380円～	
副作用診断教育プログラム	徳島文理大学 香川薬学部	0円～	
地域包括ケアを担う薬局薬剤師の為のインターネット研修	(公財) 杉浦記念財団	6,000円	
かかりつけ薬剤師 .com	(一社) 医歯薬アドバンス365	600円／単位	
AMEE 薬剤師生涯学習プログラム	(一社) 医薬教育倫理協会	1,800円～	
「サプネット」かかりつけ薬剤師の為のサプリメント・健康食品動画研修プログラム	NPO法人 NHPインターナショナル認定機構	10,000円～	

このほかにも、研修認定薬剤師制度に準拠したインターネット研修も、民間機関で開講しています。

* 公益財団法人薬剤師認定制度認証機構を参照 (<http://www.cpc-j.org/> 2020年6月5日確認)

では、「2. 自分で学習」する場合の

自己研修 とは、

個人が書籍・雑誌及びテレビ、ビデオ、インターネット等、視聴覚機器の活用により、医学・薬学関連分野の学習をした場合。また、研修センターが事前に受理していない公共団体の研修会又は学会等への出席による場合（会場で受講シールの配付がない公共団体の研修会又は学会）は、自己研修として報告することが可能（グループ研修としても報告できる）。

自己研修の教材

- ア 研修センターが刊行または監修の書籍及びビデオテープ。
- イ 実施要領「2の（1）」の実施機関の定期刊行物。
- ウ 医学、薬学の関連書籍。
- エ 薬剤師業務関連書籍。
- オ その他視聴覚機器活用によるもの。

イ. 実施要領「2の（1）」の実施機関とは、

国、地方自治体、（公社）日本薬剤師会、（一社）日本病院薬剤師会、（公社）日本薬学会、日本製薬団体連合会、（一社）日本医薬品卸売業連合会、薬科大学（大学薬学部等）、学会（日本学術会議に登録されている学会で、「学会名鑑」に掲載されている学会及びそれと同等のものとして研修認定制度委員会が認めた学会に限る。）、その他（実施細則で定める）。

オ. その他視聴覚機器活用によるものとしては、

JPALS「日本薬剤師会生涯学習支援システム」では、e ラーニングコンテンツを多数用意。

<https://www.jpals.jp> (2020年6月5日確認)

[受講できるコンテンツ一覧] コンテンツ名 コンテンツ数（2020年5月現在、89コンテンツ）

薬学的管理	3	コミュニケーション	18	実践記録の書き方	2	医薬品試験	1
糖尿病	9	腎機能と薬物療法	3	学校薬剤師	2	DEM	3
医薬品情報	2	研究論文と薬剤師	4	ハイリスク薬	11		
がん	11	医療倫理	2	薬局製剤	1	研究倫理入門編	3
緩和薬物療法	4	法律と薬剤師	3	セルフメディケーション	1	研究倫理更新講習	6

・日本薬剤師会会員の方は、

無料で視聴可能。JPALS のユーザー新規登録し、視聴。視聴したいコンテンツの「コース名」を選び受講できます。

・非会員（一般）の方は、

有料で視聴可能（1コンテンツあたり、500円（税別）。一部のコンテンツは無料。）。

自己研修の報告

実施要領「2の（6）」の「受講単位請求書」は、個人申請の場合、様式第10-1によるものとする。

申請様式は、こちらです。受講単位請求書（様式第10-1）<http://www.jpec.or.jp/download/youshikil0-1.pdf> (2020年6月5日確認)

今、まさに「自己研修」された内容を4時間分について、250~500文字程度にまとめ、「受講単位請求書」に記載して、日薬研修センターに単位申請しましょう。

「研修認定薬剤師制度」以外にも、「漢方薬・生薬認定薬剤師制度」、「小児薬物療法認定薬剤師制度」等、いろいろな認定研修制度がありますので、これを機会に、チャレンジしてみて下さい。

詳細：<http://www.jpec.or.jp/nintei/kanpou/index.html> <http://www.jpec.or.jp/nintei/shouni/index.html> (2020年6月5日確認)

薬事情報センター定例研修会も、環境が整い次第、再開したいと存じます。それまでは、ご自宅で『自己研鑽』され、じっくりと日頃の疑問を解消いただければと存じます。ではまた、研修会でお会いしましょう。

～本原稿は、日本薬剤師研修センターを参照し作成しております。詳細、及び最新の情報は、こちらをご参照下さい。
<http://www.jpec.or.jp/nintei/kenshunintei/index.html> (2020年6月5日確認)～

自己研修時の「受講単位請求書」(様式第10-1)

様式第10-1 (実施要領9の(2)関係)

年 月 日

公益財団法人 日本薬剤師研修センター 理事長 殿

申請者氏名	ふりがな 氏名	印	性別 (○で囲む) 1. 男性 2. 女性
生年月日	年 月 日		
薬剤師名簿登録番号		認定登録番号	
単位収集方法	1. 研修手帳にシール貼付 2. カード		
受理書等送付先	〒		
連絡先電話番号	(該当の方を○で囲む:自宅・勤務先)		

受講単位請求書

実施要領9の(2)に基づき、受講単位を請求致します。

1. 請求理由 (該当理由を○で囲む。)	1. グループ研修 2. 自己研修
2. 研修会名称 及び実施機関	
3. 講師氏名・所属 (講師がいた場合のみ記入)	
4. 目的・課題・教材名	目的: 課題: 教材名:
5. 研修日(期間)	年 月 日 ~ 年 月 日
6. 研修時間(合計)	時間 分
7. 参考資料	研修プログラムの写し(主催者、研修会名称が判別可能な部分及びタイムテーブル等。)がある場合は添付すること。
8. 研修成果	裏面を利用し各自記入。別紙にワープロ等でまとめたものの添付可。 1単位の請求(例: グループ研修の場合は2時間分、自己研修の場合は4時間分)につき、250~500文字程度にまとめるこ。

(注) 1. 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

センター記入欄	受付日	年 月 日	単位	単位	受理番号
---------	-----	-------	----	----	------

お知らせ

薬事情報センターでは、5月号の「薬事情報センターのページ」でご紹介した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する最新情報を随時、アップしております。是非一度、ご覧頂きご参照下さい。

掲載場所: 薬事情報センター > 薬剤師・医療関係者のみなさまへ お役立ち情報 >
「UPDATE 新型コロナウイルス感染症 医学・薬学関連情報(○月○日更新)」

内容: 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の薬物療法について、医学情報・診療科別情報リンク集



<http://hiroyaku.jp/di/useful/>

お薬相談電話 事例集 No.124

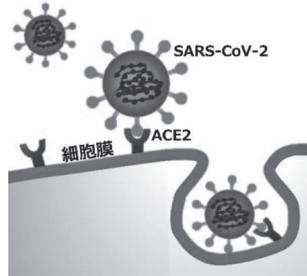
(本記事は、2020年6月8日までに収集した情報を基に作成しております。)



薬事情報センター

Q. 循環器内科を受診したら、新型コロナウイルス感染症¹⁾の関係で、テルミサルタンをアムロジピンに変更すると言われました。どういうことでしょうか？

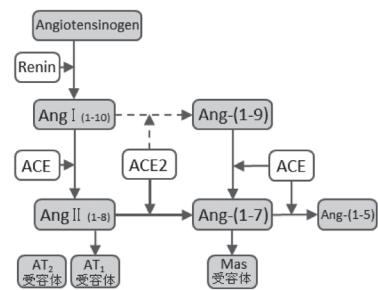
A. 新型コロナウイルス²⁾は感染する際に、細胞表面にあるACE2³⁾と結合して、細胞内に侵入することが知られています。そして、ARBやACE阻害薬と呼ばれるお薬により、ACE2の発現が増加する⁴⁾という動物実験の報告があるため、これらのお薬により新型コロナウイルスに感染しやすくなるのではないかという懸念があった影響で、ARBであるテルミサルタンがそういう懸念のないお薬に変更になったと思われます。しかし、ARBやACE阻害薬の服用により、新型コロナウイルスに感染しやすくなる、あるいは重症化するということは実際の臨床データからは証明されていません⁵⁾。



* 1 : WHOは本疾病を“COVID-19 (Coronavirus Disease 2019)”と命名¹⁾。

* 2 : SARS-CoV (2003年のSARSの原因ウイルス)に遺伝的に近い関係にあることから、国際ウイルス分類委員会 (International Committee on Taxonomy of Viruses: ICTV) はこの病原体を“SARS-CoV-2 (severe acute respiratory syndrome coronaviruses 2)”と命名¹⁾。

* 3 : ACE 2 (angiotensin-converting enzyme-2) は、2000年に発見された、カルボキシペプチダーゼ活性を持つ膜貫通型蛋白であり、アンジオテンシンⅡ [Ang Ⅱ] をアンジオテンシン(1-7) [Ang-(1-7)] に変換する。[Ang-(1-7)] の主な作用は、血管拡張、炎症抑制などであり、Ang Ⅱに拮抗する作用を示し、臓器保護に働く。肺、心臓、腎臓、消化管などでは特にACE2の発現が高く³⁾、SARS-CoV-2の主要な標的となることが示されている。ACE2は加えて、舌、口腔粘膜をはじめ全身の細胞に分布⁵⁾。また、ACE2の発現は、幼児ではなく、年齢とともに増加することを示した報告もある⁶⁾。



* 4 : チアゾリジン系糖尿病治療薬やイブプロフェンの慢性使用によってもACE2発現の上昇を示す文献あり³⁾。

* 5 : 一方、SARS-CoV-2はACE2を介して侵入するだけでなく、感染後ACE2の発現を低下させる。したがって、ACE2で処理されず蓄積するAng ⅡがAT₁受容体に結合し、肺障害などの臓器障害を重症化することが危惧される⁴⁾。なお、マウスの肺損傷モデルにおいて、ACE2発現の増加がSARS-CoV-2による肺損傷を軽減できることを示唆した前臨床データはあるが、ACE2がウイルスによる肺損傷の効果的な治療であることを証明する臨床的エビデンスはない²⁾。

【参考資料】

- 1) Naming the coronavirus disease (COVID-19) and the virus that causes it | WHO, [https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/technical-guidance/naming-the-coronavirus-disease-\(covid-2019\)-and-the-virus-that-causes-it](https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/technical-guidance/naming-the-coronavirus-disease-(covid-2019)-and-the-virus-that-causes-it) (参照2020-6-8)
- 2) Patel AB, Verma A. COVID-19 and angiotensin-converting enzyme inhibitors and angiotensin receptor blockers: What is the evidence? JAMA 2020. doi: 10.1001/jama.2020.4812
- 3) Olds JL, Kabbani N. Is nicotine exposure linked to cardiopulmonary vulnerability to COVID-19 in the general population? FEBS J 2020. doi: 10.1111/febs.15303
- 4) Vaduganathan M, et al. Renin-Angiotensin-Aldosterone System Inhibitors in Patients with Covid-19. N Engl J Med 2020; 382:1653-1659. DOI: 10.1056/NEJMsr2005760
- 5) Xu H, et al. High expression of ACE2 receptor of 2019-nCoV on the epithelial cells of oral mucosa. Int J Oral Sci. 2020 Feb 24; 12(1): 8. doi: 10.1038/s41368-020-0074-x.
- 6) B Supinda, et al. Nasal Gene Expression of Angiotensin-Converting Enzyme 2 in Children and Adults. JAMA 2020 doi: 10.1001/jama.2020.8707
- 7) Mackey K, et al. Risks and impact of angiotensin-converting enzyme inhibitors or angiotensin-receptor blockers on SARS-CoV-2 infection in adults: a living systematic review. Ann Intern Med. 2020; Epub ahead of print.
- 8) 医学のあゆみ 243巻 5号 (2012)
- 9) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)と高血圧 | 日本医師会 COVID-19有識者会議, <https://www.covid19-jma-medical-expert-meeting.jp/topic/1252> (参照2020-6-8)

聴覚障害者の為の代理電話サービスについて

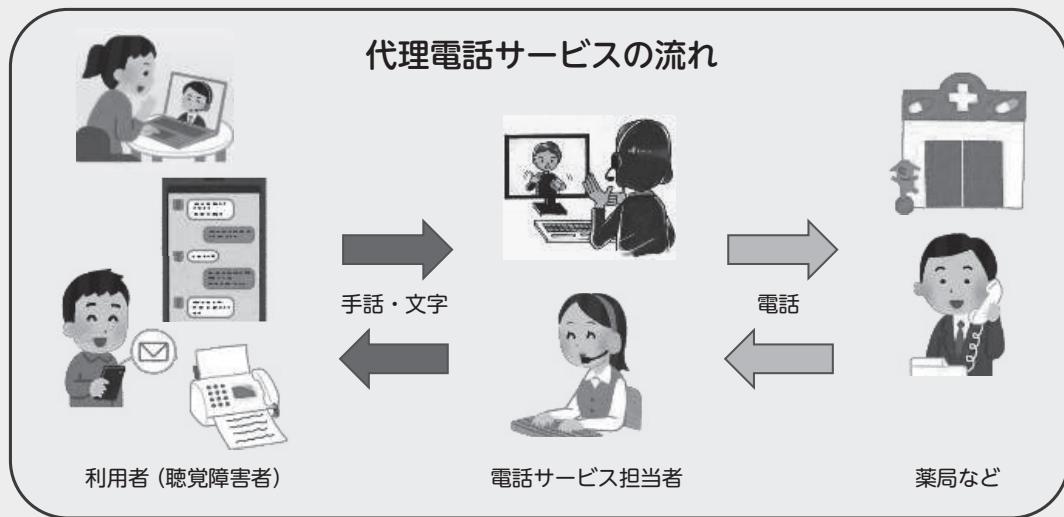
突然ですが皆さん『代理電話サービス』をご存じですか？

このサービスは広島県内在住の方で、聴覚に障害があり電話をかけることが困難な方に代わって
代理電話サービス担当者が電話をかけるサービスです。

薬局などを利用されている聴覚障害の患者さまが帰宅後に問い合わせをする時に利用されことがあるため、
お知らせさせていただきます。

●現在県内には下記の2つ代理電話サービスがあります。

	電話リレーサービス	手話専用テレビ電話
所轄	広島県	広島市
実施機関	広島県聴覚障害者センター	市役所本庁障害福祉課または各区保健福祉課
電話番号	082-254-0085	広島市障害福祉課 082-504-2147 広島市中区保健福祉課 082-504-2588 広島市東区福祉課 082-568-7734 広島市南区保健福祉課 082-250-4132 広島市西区保健福祉課 082-294-6346 広島市安佐南区保健福祉課 082-831-4946 広島市安佐北区保健福祉課 082-819-0608 広島市安芸区保健福祉課 082-821-2816 広島市佐伯区保健福祉課 082-943-9769
利用可能曜日	火曜～日曜日 9:00～17:00 ※年末年始・祝日を除く	月曜～金曜日 9:30～12:00、13:00～16:00 ※年末年始・祝日、8/6 を除く



上記のながれで代理電話サービス担当者から電話にて問い合わせがあります。その場で返答できる際は、そのまま代理電話サービス担当者に伝えていただいて結構です。

また改めて電話を折り返す場合は、電話番号は代表電話となっていますので（代理電話サービス専用ではないため）「電話リレーサービス担当の方」（広島県）、「手話専用テレビ電話の担当の方」（広島市）に繋いでいただくよう依頼してください。

この代理電話サービスを通じて聴覚障害の方々にとって薬局が身近な存在になればと思っています。

Pharmacist's Holiday ~薬剤師の休日~

湯平温泉

湯布院賑 (ゆふいんにぎやか)

歴史は由布院温泉よりも古い。鎌倉時代に始まるとされ、室町時代には存在していたことが確認できる。川沿いの谷間にある緩やかな坂道に沿って温泉街が広がり、通りには石畳が敷かれ、その両側に飲食店や土産屋、共同浴場、旅館が並ぶ。昔ながらの雰囲気が残り、種田山頭火、野口雨情ら多くの俳人・文人に愛されたようである。

共同浴場は金の湯、中の湯、砂湯、銀の湯、橋本温泉と5ヶ所あり、入浴料は1ヶ所につき200円とリーズナブルな価格。※金の湯、砂湯、橋本温泉の3ヶ所は、湧出量の調整により休業中。

泉質は弱食塩泉。飲泉も可能で胃腸への効能が特に優れているとされ、お茶代わりにお湯を出す宿もある。



湯布院インターから



国道210号を経由



温泉街遠景



坂道を上り



石畳のメインストリート



銀の湯 (共同浴場)



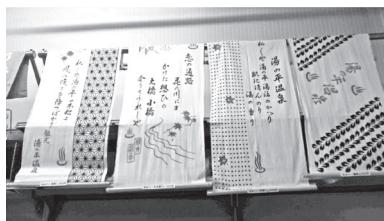
温泉を愛す山頭火



ゆのひらんアイス



無人の番台



特製?手ぬぐい

湯平温泉／大分県由布市湯布院町湯平

アクセス

- 鉄道：JR久大本線湯平駅から約4キロ。
- 自動車：大分自動車道湯布院インターチェンジより車で約30分。

Pharmacist's Holiday ~薬剤師の休日~



コロナでどこにも行けません…。

羅 焚 屋

昨今の事情でご多分に漏れず自粛の毎日である。

もう今回はあまり力を入れずに適当にやらせていただくので、ご了承ください。

5本ほどご紹介。

まず1本目はシェーファー（米）シユノーケル。

やたら仕掛けが複雑で壊れたらめんどくさい。ペン芯の穴から収納された金属管が伸びてインクを吸入する。利点は、瓶の中のインクを可能な限り活用できることとペン先及び周辺が汚れない。

因みにこれは、ほぼ新品である。

2本目は、マーレン（伊）のネイチャー。18金太字である。今年の1月に博多の集会でゲットしました。

80年代起業の新興イタリアメーカーでは、このマーレンとスティピュラがお気に入り。

3及び4本目はダンヒル（独）ジェムライン色違い。種明かしは、モンブランノブレス（2型）のOEM。ノブレス1型から今に至ったみたいです。個人的にはモンブランモデルよりこっちのデザインが好き。天冠斜めカットが良い。

5本目は、プラチナ（日）リビエール（スターリングシルバー）1978年頃かな？

当時の定価は比較的安価にもかかわらず高級なつくりです。対象が高校生、大学生当たりだったと思う。

5本紹介はおそらく過去最高の本数だと思いますが、要は新ネタがないので、本数でごまかすという典型的な質より量ということです。



シェーファー



マーレン



ダンヒル



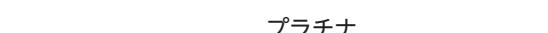
プラチナ



シェーファー



マーレン



ダンヒル



プラチナ

シリーズ 薬局紹介 73

サン薬局
大竹市油見1丁目9-10



みなさんこんにちは。大竹市のサン薬局と申します。

昨年、前のオーナーさんから法人変更し、2019年7月に妻と開局致しました。

処方は主に門前の整形外科さんで、数年前から優しくてカッコいいと評判の息子さんが院長先生として帰って来られ、薬局もとても盛り上がっています。

開局時間は月火木金 9:00~12:30・14:30~18:00、水土 9:00~12:30です。

大竹市玖波にある国病の広島西医療センターや近隣の病院と休みがかぶらないように、木曜日は終日開局しています。

整形の処方箋に加え広域処方箋も積極的にお声かけしながら、整形の患者さんがついでによその処方箋も、と持ってきて来て下さるようになりました。整形ということもあり、患者さんの約7割が高齢者のため、一包化の希望を聞いたり勧めています。OTCも病院さんと連携しながら、処置で使用したものや患者さんのニーズから選び陳列しています。売れ筋はやはり安価で買い求めやすいひざサポーター、包帯の上にカバーするネットです。また、患者さんからリクエストを受けて個別対応もしています。家族と離れて暮らすお年寄りの患者さんは、毎回タクシーを利用して通院するのも大変で、病院後に何ヶ所も買い物をすることが難しいため、薬局に色々なものが揃っているとまとめて買い物できてとても助かるとお声を頂きます。食品、サプリメント、足にやさしい靴などリクエストがありますが、まずはカロリー計算されているレトルト食品を定番発注しています。薬局内の理想の体制にはまだまだ近づいていませんが、開局から約1年、手探りで模索しながらも少しずつ患者さんとの距離を縮めてこれたかなと思います。

以下は僕のことになりますが、昨年の7月に開局、8月に広島市から大竹市に家族で引っ越ししてきました。新居に引っ越しすまでの1か月間は、毎日家族で



車通勤、息子は大竹の一時預かり保育、土地勘のない大竹で初めての開局、並行して引っ越し準備、となかなかハードな日々でしたが、毎日が発見ばかりで充実していて、今となっては良い思い出です。開局当時は「もしかして夫婦?」「息が合ってるね。」「今日も仲良くしてる?」と患者さんによく声をかけてもらいました。人生の諸先輩には分かるんですね(笑)。僕は正直一人の空間がもっと欲しいなと思うところですが、妻からしたら、昼休憩は自宅に帰ってできる限りの家事ができるし、家族で通勤時間が同じになったのでご飯や片づけが楽になり、こんな生活もわりと悪くないようです(笑)。こちら

に引っ越しして感じたのが、冬がとても暖かく、晴海の公園や和木の蜂ヶ峰の公園など子どもと出かけられる場所が近くにあり、ゆめタウン・トライアルなど買い物もしやすく、とても住みやすいと実感しています。また工業が盛んで海側にはたくさんの工場があるのですが、大気のにおいも思っていたより気になら

ず、夜は工場の灯りがイルミネーションのようでとても幻想的です。大竹銘菓の(有)モーコ製パン工場さんの弥栄饅頭はパイ生地とあんこがぴったりでとてもおすすめです。大竹に住む方たちは患者さんをはじめ親切な人ばかりで、息子のことを気にかけて下さったり、薬局の通りすがりに声をかけて下さったり、地域の事や子育てに関する情報を教えて下さったり、大竹の方々に支えられている毎日です。

開局する前は予想もしていなかったコロナの状況で、たくさんの方々が生活に苦しんだり、大切な人との接触を控えたり、出口が見えないことに不安を感じることもありますが、それぞれが我慢を積み重ねて以前のように楽しく外出できるようになればと思います。引き続き、飛沫防止ビニールや換気、消毒をし、今後も大竹市民として地域社会に貢献したいと思います。



書籍等の紹介

「新人薬剤師・薬学生のための医療安全学入門〔改訂版〕 —調剤過誤防止から副作用回避に向けた処方提案まで—」

編集：小茂田昌代
発行：株式会社 薬ゼミ情報教育センター
判型：B5判、133頁
価格：定価 3,300円
会員価格 2,860円
送料：1部 440円

「保険薬局業務指針2020」

企画編集：日本薬剤師会
発行：株式会社 薬事日報社
判型：B5判、約680頁
価格：定価 5,170円
会員価格 4,700円
送料：1部 550円

「皆保険と医薬品産業の未来に向けて」

著者：薬価政策研究会
発行：(株)社会保険研究所
判型：B5判、288頁
価格：定価 1,980円
会員価格 1,690円
送料：1部 550円

「保険調剤Q&A 令和2年版」

編集：日本薬剤師会
発行：株式会社 じほう
判型：A5判、約340頁
価格：定価 2,860円
会員価格 2,420円
送料：1部 550円

「保険薬局Q&A 令和2年版」

監修：日本薬剤師会
発行：株式会社 じほう
判型：A5判、約270頁
価格：定価 2,530円
会員価格 2,200円
送料：1部 550円

「OTC医薬品事典 第17版」

編集：日本OTC医薬品情報研究会
(日本OTC医薬品協会／編集協力)
発行：株式会社 じほう
判型：B5判、1,008頁
価格：定価 7,480円
会員価格 6,490円
送料：1部 550円

「腎機能別薬剤投与量 POCKETBOOK 第3版」

編著：日本腎臓病薬物療法学会
腎機能別薬剤投与方法一覧作成委員会／編
発行：株式会社 じほう
判型：B6変型判、500頁
価格：定価 3,960円
会員価格 3,520円
送料：1部 550円

※価格はすべて税込みです。



幹旋書籍について「お知らせ・お願い」

日薬幹旋図書の新刊書籍につきましては、県薬会誌でお知らせしておりますが、日薬雑誌の「日薬刊行物等のご案内」ページにつきましても、随時、会員価格にて幹旋しておりますのでご参照ください。

また、書籍は受注後の発注となりますので、キャンセルされますと不用在庫になって困ります。ご注文の場合は、書籍名(出版社名)・冊数等ご注意くださいようお願い申し上げます。

申込先：広島県薬剤師会事務局
TEL (082) 262-8931 FAX (082) 567-6066
担当：吉田 E-mail：yoshida@hiroyaku.or.jp

告 知 板

夏季休業のお知らせ

次のとおり夏季休業いたします。よろしくお願いします。

8月13日(木)・14日(金)



(公益社団法人)広島県薬剤師会会員の皆様へ

中途加入用

所得補償制度(団体総合生活保険)のご案内

手続きカンタン。
あなたの暮らしを補償します。

※この保険は病気やケガで働けなくなった場合に給与の一部を補償する保険です。
生活費の実費を補償するものではありません。

1口当たりの月払保険料

保険期間:2019年8月1日午後4時から2020年8月1日午後4時まで

中途加入の場合:申込手続きの日の翌月1日より補償開始

■基本級別1級

(型:本人型、保険期間1年、てん補期間1年)

※5口までご加入いただけます。

補償月額		10万円	
月 払 保 険 料	タイプ	Aタイプ 免責期間4日 入院のみ免責0日特約	Bタイプ 免責期間4日
	15歳～19歳	790円	630円
	20歳～24歳	1,160円	920円
	25歳～29歳	1,280円	1,030円
	30歳～34歳	1,480円	1,270円
	35歳～39歳	1,790円	1,570円
	40歳～44歳	2,160円	1,940円
	45歳～49歳	2,560円	2,290円
	50歳～54歳	2,990円	2,640円
	55歳～59歳	3,210円	2,820円
	60歳～64歳	3,380円	2,940円

※Aタイプ・Bタイプとも天災危険補償特約がセットされています。

※年齢は被保険者(保険の対象となる方)の保険期間開始時(令和元年8月1日)の満年齢をいいます。

おすすめ!

入院による就業不能には1日目から保険金をお支払い(Aタイプのみ)

免責期間(保険金をお支払いしない期間)を定めたタイプに加えて、入院による就業不能となった場合に1日目から保険金をお支払いする「入院による就業不能時追加補償特約」(特約免責期間0日)をセットしたタイプもお選びいただけます。

保険期間開始前に既にかかっている病気・ケガにより就業不能になった場合には、本契約の支払い対象とはなりません。(ただし、新規ご加入時の保険期間(保険のご契約期間)開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。)

入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(公益社団法人)広島県薬剤師会会員のみなさまに補償をご用意。
会員やご家族のみなさまの福利厚生に、ご加入をご検討ください。

このチラシは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読み下さい。
ご不明な点がある場合には、パンフレット記載のお問合せ先までお問合せ下さい。

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

制度の特徴

1

24時間ガード！

業務中はもちろん業務外、国内および海外で、病気やケガにより就業不能となった場合で、その期間が免責期間*1を超えた場合に補償します。*2

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し動けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。



2

天災危険補償特約セット！

地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業不能も補償します。



3

ご加入の際、医師の診査は不要です！

加入依頼書等にあなたの健康状態を正しくご記入いただければOKです。

※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、弊社の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。



4

充実したサービスにより安心をお届けします！（自動セット）

「メディカルアシスト」「デイリーサポート」

サービスの詳細はパンフレットに記載の「サービスのご案内」をご参照ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！

東京海上日動のサービス体制なら安心です。

・メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関を
ご案内します。



・デイリーサポート

介護・法律・税務に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。



ご加入手続きについて

代理店 広医(株)までご連絡ください。追って加入依頼書をお送りします。

(TEL:082-568-6330 FAX:082-262-1688)

●健康状態等の告知だけの簡単な手続きです。(医師による診査は不要)

●1か月の補償額とタイプ(※1)をお決めください。

(原則50万円(5口)補償まで。「入院のみ免責0日タイプ」(Aタイプ)もお選びいただけます。)

※1 所得補償保険金額が事故直前12か月間の平均月間所得額よりも高いときは平均月間所得額を限度に保険金をお支払いたしますのでご注意ください。(他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。)

●薬剤師会会員ご本人様のほか、会員のご家族(※2)も加入することができます。ただし、年齢(保険期間開始時の満年齢)が満15歳以上の方に限ります。

(個別に加入依頼書をご記入願います)

※2 ご家族とは、会員の方の配偶者、子供、両親、兄弟および会員の方と同居している親族をいいます。

●保険料の払い込みは加入翌月より毎月27日にご指定口座からの自動引き落としで便利です。

●残高不足等により2ヶ月続けて口座振替不能が発生した場合等には、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込み頂くことがありますので、あらかじめご了承下さい。

薬剤師国家試験 正答・解説



36頁 問56

解説

1は失神、2は浮腫、3はチアノーゼ、5は動悸のことである。ショック状態の患者は重症であり、心原性ショックや敗血症性ショックでは死亡率も高いため、ICUに収容して管理することが望ましい。原因の多くは、循環血漿量低下、末梢血管抵抗性低下、心原性などで、低血圧に伴い意識レベルの低下が認められる。一般的な治療には生理食塩水の輸液が用いられる。

Ans. 4

51頁 問134

解説

- 1 × グルクロン酸抱合では、ヒドロキシ基、アミノ基の他、カルボキシル基やチオール基を持つ化合物も基質となる場合がある。
- 2 ○ グルクロン酸抱合は、UDP-グルクロノシルトランスフェラーゼ(UGT)が酵素、また UDP- α -D-グルクロン酸(UDPGA)が補酵素となる。
- 3 × UGTはフェノバルビタールやリファンピシンなどにより誘導される。
- 4 × UGTによりモルヒネから生成するモルヒネ6-グルクロニドは、モルヒネより強い鎮痛作用をもつ。
- 5 ○ UGTは小胞体に局在している。

Ans. 2, 5

105回薬剤師国家試験問題

解答・解説 評言社薬学教育センターより引用





広島ではなんとか収まりつつあるコロナ禍今回の自粛で感じたこと、日本人とはなんと真面目な人種なのかと！
自主規制がかかると街には人がいなくなる罰則があるわけでもないのにちゃんとstayhome学校生活の規則を守るように皆 自粛・自制（校則は破るためにあるという人もいましたね 汗）
良くも悪くも、日本人であることの誇りを持つことを感じる期間でした。

<つばみ>

コロナ禍で家庭菜園をはじめました。トマト、キュウリ、ブロッコリー、ナス、オクラ、パッションフルーツ、アイスプラント等々。これらの野菜は花をつけて、実が出来はじめました。自粛中にオンライン飲み会もしました。意外と楽しめます。なかなか会えない人との距離も縮みました。
ウィズコロナで新しい発見をしつつ、平穏な日常も待ち遠しく思う今日この頃です。

<二葉里子>

STAY HOME中に料理に目覚めました。美味しいもの吃るのは大好きですが、作るとなると…「めんどくさい」で敬遠していました。しかし！作り始めると実験みたいで楽しい～！毎回調味料を合わせながらどんな化学反応が起るのかワクワクしています！

<AKN54>

世間はもともと自粛一色なのに、私は自粛出来ずおやつをいっぱい食べて太ってしまいました。（運動はちゃんと自粛出来ました。）職員健康診断どうしよう。間に合わない。

<T²>

新型コロナウイルスの影響で患者さんが減り経営的に厳しい状況です。自宅で過ごす時間が増えたせいか体重は増えて健康に厳しい状況です。

<ターボ>

たまたま見かけた初心者向けバジルの栽培キットを購入しました。これまでガーデニングには全く興味がなく、観葉植物すら枯らしたことのある自分がいますが、今のところ順調に成長しています。

<ニソトミカ>

いつのまにか梅雨になっていた。局地的に大雨注意報が出ている。コロナと大雨の災害が重なるかもという危機を感じる。安心・安全は普通にあるものだと思っていた。人間の力の及ばない現象かもしれないけど、どのように対応したらよいか、対策はあらかじめ考えることはできる。

<のりか>

今年の4月以降、学校薬剤師を担当している小学校・中学校から新型コロナウイルス感染症に関わる問い合わせが激増している。環境衛生のみならず、健康診断やクラブ活動を行う際の注意事項など多岐にわたる。今後のためにも情報を集積し、活用していく必要がある。

<K-Z>

常にマスクの生活にも慣れてきましたが、マスクによる肌荒れのため妻の化粧水・乳液を勝手に毎日使っています。この場を借りて謝罪いたします。

<リオン>

編集委員

青野 拓郎	吉田亜賀子	竹本 貴明	柚木 りさ
松村 智子	秋本 伸	中野 真豪	宮地 理
村上 孝枝	池田 和彦	三浦 常代	

表紙写真

コガネバナ（シソ科）

根を黄芩として薬用にします。成分のバイカリンには利胆・抗炎症・降圧・鎮静作用などがあります。漢方では発熱・咳嗽・黄疸・出血がある時などに清熱解毒薬として用います。特に肺に炎症がある時に用いる清肺湯や小柴胡湯、発熱を伴った下利に黄芩湯、高血圧や鼻血に三黄瀉心湯など多くの漢方処方に配剤されます。

写真解説：吉本 悟先生（安芸薬剤師会） 撮影場所：広島大学薬用植物園





交通安全ニュース

令和2年
No.2

その用事、今(夜間に)必要ですか?

～高齢歩行者の通行目的の特徴～

- 散歩 19.5%
- 買い物 19.5%
- その他 17.2%
- (ごみ捨て、掃除など)



※ 過去5年間(平成27年～令和元年)における、夜間発生の高齢歩行者が関係する交通死亡事故の通行目的



反射材活用促進キャラクター
「キラリ☆マン」

危険な時間帯

薄暗い夕方・早朝が最も危険な時間帯です。

近所の外出

夜間の散歩や買い物、ごみ捨てなど、近所の外出は油断しがち。

- ・ 薄暗い時間帯でもライト・反射材の活用を。
- ・ 「その用事、昼にできないかな」と今一度考えて。
- ・ 昼にできる用事は昼の内に。
- ・ 近所の外出でも油断は禁物



夜間は #ステイホーム

がお薦め

6月21日(日)は「父の日」
ライト・反射材をプレゼントしてみてはいかがですか?

保険薬局ニュース

令和 2 年 7 月 1 日

広島県薬剤師会保険薬局部会

Vol.28 No. 3 (No.154)

広島県医師会会長様
広島県歯科医師会会長様
広島県薬剤師会会長様
広島県病院協会会長様
広島県柔道整復師会会长様

令和2年6月1日

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
医療介護保険課

福祉医療費公費負担事業に係る受給者証の更新について（通知）

県内の各市町を実施主体とする福祉医療費公費負担事業の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和2年8月1日から、別紙のとおり福祉医療費公費負担事業に係る受給者証が更新されます。

については、貴会会員への周知について、御配慮くださいますようお願いします。

担当 管理グループ
電話 (082) 513-3212 (ダイヤルイン)
(担当者 末房)

別 紙

福祉医療費公費負担事業に係る受給者証の更新について（お願い）

広島県健康福祉局
(医療介護保険課)

県内の各市町を実施主体とする福祉医療費公費負担事業の推進につきましては、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年度の福祉医療費公費負担事業に係る受給者証の更新について、次のとおりとしますので留意してください。

1 重度心身障害者医療費（91重度）、ひとり親家庭等医療費（92ひとり親）の受給者証について

令和2年8月1日から、県内一斉に重度心身障害者医療費及びひとり親家庭等医療費の受給者証が更新され、原則次の地色の受給者証に変わります。従って、従来の受給者証は7月31日で無効となりますので、8月1日からの診療にあたっては、必ず新しい受給者証によってください。

現在受給者証を持っている方でも、8月1日からは医療費助成制度の対象とならない場合や受給者番号が変更となる場合がありますので、診療の際には受給者証の確認をお願いします。

項目	新しい受給者証の地色
重度心身障害者医療費受給者証	黄色
ひとり親家庭等医療費受給者証	緑色

※市町によって地色の色合が若干異なる場合があります。

2 乳幼児医療費（90乳幼児）受給者証について

乳幼児医療費助成制度については、色の指定は行っていませんので、これまで同様、受給者番号で区別してください。

【参考】 県費対象者（0~6歳児）…頭番号「2」、「4」～「9」

市町単独事業対象者 …頭番号「3」

3 限度額適用認定証の提示について

被保険者が福祉医療費受給者証をお持ちの場合でも、高額療養費制度の該当の場合には、「限度額適用認定証」の提示をお願いするなど、お持ちになっている全ての証を医療機関等の窓口で提示するよう周知してください。

日薬業発第106号
令和2年6月4日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 森 昌平

疑義解釈資料の送付について（その15）

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和2年度診療報酬改定に関する疑義解釈資料につきましては、令和2年5月14日付け日薬業発第68号（その10）にてお知らせしたところですが、今般、別添のとおり追加の疑義解釈が示されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、宜しくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、これら資料につきましては、以下のURLから閲覧が可能なほか、本会ホームページにも後日掲載予定であることを申し添えます。

○「令和2年度診療報酬改定について」

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 >
医療保険 > 令和2年度診療報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00027.html

事務連絡
令和2年6月2日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その15）

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

〈抄〉

事務連絡
令和2年6月2日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その15）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第57号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日保医発0305第1号）等により、令和2年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添1から別添3のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

別添3

医科・歯科・調剤報酬点数表関係

【診療報酬明細書の記載要領】

問1 別表I「診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧」により示されている診療報酬明細書の「摘要」欄に記載する事項等について、電子レセプト請求による請求の場合は令和2年10月診療分以降については該当するコードを選択することになったが、令和2年9月診療分以前の電子レセプト又は書面による請求を行う場合においても、当該一覧の「左記コードによるレセプト表示文言」のとおり記載するのか。

（答）必ずしも当該文言のとおり記載する必要はないが、その旨が分かる記載又は当該診療に係る記載事項であることが分かる記載とすること。

国会レポート

令和2年度補正予算



自由民主党政務調査会会長代理
参議院議員・薬剤師

藤井 もとゆき

日本の新型コロナウイルスによる感染者は3月末頃から急速に増加しはじめ、爆発的な感染拡大も心配されました
が、緊急事態宣言の発令により、新規感染者数は減少傾向となっています。しかしながら、政府は未だ十分な減少には至っていないとして、緊急自体宣言の期間を5月31日迄、約1か月間延長することを決定しました。

緊急事態宣言を受けた、不要不急の外出自粛や店舗等の営業自粛により、社会生活や事業活動は制約を受けるところとなり、経済の下振れが顕著となっています。

政府は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の早急な実施のため、令和2年度補正予算（案）を4月27日に国会に提出しました。国会では祝日の29日も審議を行い、4月30日の参議院本会議にて可決、成立しました。

今回の補正予算は、当初予定した収入減少世帯への30万円の給付に代えて、国民全てに一律10万円を給付するとしたことから、雇用の維持と事業の継続に19兆4905億円を計上するなど、総額は25兆6914億円となっています。厚生労働省関連では、医療提供体制の整備を支援する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援基金（仮称）の創設に1490億円、国立病院機構・地域医療機能推進機構の医療提供体制の整備に65億円、患者の入院医療費の公費負担やオンライン服薬指導時の薬剤配送費等、新型コロナウイルス感染症患者の支援に188億円等が盛り込まれています。

医療機関や薬局で働く薬剤師の皆さんには厳しい業務が続いていることと思いますが、人々の命を守るために引き続きのご尽力をお願いいたします。

藤井もとゆきホームページ <http://mfujii.gr.jp/>

国会レポート

5月25日決算委員会

自由民主党政務調査会会長代理
参議院議員・薬剤師

藤井 もとゆき

開会中の通常国会は、閉会まで残すところ1週間程となりました。今国会は、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するための対処方針や厳しい経済状況に対応するための補正予算の審議等の緊急案件が加わり、各委員会の審議にも少なからず影響を及ぼすところとなりました。

私の所属する決算委員会は、審議日程がずれ込み5月25日に準総括審議が行われ、質問の機会を得ました。質疑では新型コロナウイルス感染症に関する問題を取り上げ、政府の考え方を質しました。

先ず、国民や患者が新型コロナウイルス感染症への不安から、受診を控える状況が生じ、病院のみならず薬局の経営にも影響を与えていていることを提示し、継続的な医療提供体制を確保するための対策実施を要請しました。

次に、新型コロナウイルスの検査について、唾液検体を用いるPCR検査の実施、抗原検査薬、抗体検査薬の利用等、効率かつ迅速な検査体制の整備を要望しました。

最後に、新型コロナウイルス感染症の予防薬や治療薬の開発状況を確認するとともに、ワクチン開発への政府の助成策が欧米等に比べ見劣りすることを指摘し、支援拡充の必要性を指摘しました。また、アビガンについて動物実験で催奇形性が認められていることから、その使用にあたっては慎重を期するよう求めました。

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言は解除されましたが、まだ油断できる状況にはありません。医療機関や薬局は、如何なる状況においても業務の継続が求められるところとなっています。医療関係者の皆さんには、出来る限りの予防策を講じ、適切な医療の提供にご尽力下さいますようお願いいたします。

藤井もとゆきホームページ <http://mfujii.gr.jp/>

本田あきこ オレンジ日記



緊急事態宣言の期間延長

自民党女性局次長・厚生関係団体委員会副委員長
参議院議員・薬剤師 本田 顯子

令和2年5月4日、安倍総理は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間を5月31日まで延長することを決定しました。4月7日の緊急事態宣言以降の感染拡大防止対策にもかかわらず、感染者の減少が十分といえないこと、医療体制のひっ迫の改善に1か月程度の期間が必要であること、新規感染者を1日当たり一定のレベル以下に減らす必要があることなどを延長の主な理由として挙げています。その上で、5月14日を目途に専門家が地域ごとに分析し、可能であれば緊急事態を解除することにも言及されました。一刻も早い収束を願っています。

一方、国会においては、令和2年度補正予算案を審議し、4月30日の参議院本会議において可決され、歳出総額約26兆円の追加予算が成立しました。医療提供体制の強化の中に、治療薬・ワクチンの開発加速に必要な経費（約830億円）とともに、薬局における薬剤交付事業費約4.6億円も含まれています。また、サプライチェーン改革として、生産拠点の国内回帰支援に必要な経費として約2230億円が計上され、海外依存度が高い医薬品原料の国内製造拠点の整備を支援するために必要な経費も盛り込まれています。

さて、新型コロナウイルス感染症への対応としては、2月初旬以降の大型クルーズ船における感染者対策が注目されましたが、5月1日に厚生労働省のダイヤモンド・プリンセス号現地対策本部が報告書をまとめて公表しています。（<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000627363.pdf>）「医薬品ニーズへの対応について」の項目では、薬剤師会、病院薬剤師会、薬局、卸売業連合会等多くの方々の支援があったことが記載されています。ご協力いただいた関係者の皆さんに改めて敬意を表したいと思います。



本田あきこ



メルマガ登録

フェイスブック ツイッター
本田あきこの部屋 @89314honda

本田あきこ オレンジ日記

新型コロナウイルス感染症対策とこれから ～女性局での活動～

自民党女性局次長・厚生関係団体委員会副委員長
参議院議員・薬剤師 本田 顯子

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が5月25日にすべての都道府県で解除されました。一方で、外来患者の減少、長期投薬の増加等により、医療機関のみならず薬局の経営状況も厳しくなっていることから、党内や国会で薬局への支援を訴えており、早期支援のための第二次補正予算を成立させることができました。積極的な活用がなされまることを願っております。

さて、今月のオレンジ日記は、自民党の女性局における活動の一部を報告させていただきます。月刊女性誌「りぶる」の特集企画「新型コロナウイルス感染症対策とこれからのこと」をテーマに、医療系の女性議員座談会が行われ、私も薬剤師議員として参加することになりました。女性薬剤師の先生方から寄せてくださった現場の声をこの座談会で紹介させていただくことができました。私からは次のような発言をさせていただきました。

- 緊急事態宣言の解除は、国民の皆様の正しい行動の結果であり、医療従事者の使命感と行動のおかげである。
- 薬局は、予約もなく様々な方々が来られるので、常に感染のリスクにさらされている。
- 子育て中の女性薬剤師の場合、保育園からの呼び出しで早退せざる場合が多く、肩身の狭い思いをしているとの声が届いている。
- 国から届けられた布マスクにより、医療用マスクは医療現場に回そうとの意識が高まった。
- メディアによる報道の在り方の問題として、科学的根拠のない情報の発信が見られ、医療の現場に混乱が見られたとの声がある。等この座談会の模様は、7月号の「りぶる」に掲載される予定ですので、ぜひご覧になってください。

国政の場において、薬剤師会はもちろん、SNSを通してつながる皆様方からの貴重なご意見を踏まえ、自信をもって現場の声を発言できています。これからも頑張ってまいります。



支援者からいただいた手作りマスク



薬局薬剤師の方の手作りマスク



本田あきこ



メルマガ登録

フェイスブック

本田あきこの部屋

ツイッター

@89314honda

犯罪情報官 速報



1,150万円被害の 特殊詐欺が発生！

概要

呉市内の女性方に、警察官を名乗る男から
 「詐欺にあわないため複数の通帳を
 まとめておいた方がいい。」
 「現金を裁判所に預けるので、現金を
 引き出して準備しておくように。」
 などと電話がありました。

この電話を信じた女性は、後日、自宅を訪問してきた
 裁判所職員を名乗る男に、現金総額1,150万円を2回
 に分けて手渡し、だまし取られてしまいました。

被害にあわないために

- 警察官や裁判所が現金を預かることはありません。
 ☆このような電話がかかってきたらすぐに電話を切り、
 すぐに110番通報しましょう。
 ☆家にいる時でも留守番電話に設定し、相手を確認
 してから電話に出ましょう。



平成28年～令和2年
 「めざそう！
 安全・安心・日本一」
 ひろしまアクション・プラン

運動目標

重点項目

県民だれもが穏やかで幸せな暮らしを実感できる
日本一安全・安心な広島県の実現
 ● 身近な犯罪被害の抑止
 ● 子供・女性・高齢者等の安全確保
 ● 新たな犯罪脅威への対応

なくそう特殊詐欺被害
 アンダー
5 ↓ 作戦

第57回 広島県薬剤師会
定時総会資料

令和2年6月21日(日)

(報 告)	
報告第1号	令和元年度業務執行報告(公衆衛生) 1
報告第2号	令和元年度業務執行報告(会館) 22
報告第3号	令和元年度業務執行報告(薬局) 23
報告第4号	令和元年度業務執行報告(共益) 24
報告第5号	基本財産の騰渡について 25
(議 案)	
議案第1号	令和元年度決算の承認について(案) 26
資料1	令和元年度貸借対照表 27
資料2	令和元年度正味財産増減計算書 29
資料3	財務諸表に対する注記 32
資料4	附属明細書 35
参考1	令和元年度貸借対照表内訳表 36
参考2-1	令和元年度正味財産増減計算書内訳表 38
参考2-2	令和元年度公益目的事業会計内訳表 42
参考3	財産目録 46
参考4	監査報告書 52
議案第2号	理事の選任について(案) 53
議案第3号	公益社団法人広島県薬剤師会定款の一部改正について(案) 54



5. 会員の表彰	旭日双光章 正六位 旭日双光章 正六位 厚生労働大臣表彰 (薬事功労) 文部科学大臣表彰 日本薬剤師会功賞	村上 信行 (福山) 有村 健二 (東広島) 岡田 政 (広島) 玉浦 巍 (三原) 吉田 康 (安佐) 世良 賀陽子 (広島) 多比良 枝美子 (広島) 高橋 美那子 (広島) 金好 康隆 (東広島) 青野 拓郎 (安佐) 坂本 徹 (広島) 前田 修一 (広島) 吉田 垂賀子 (広島) 池田 和彦 (広島)	旭日双光章 正六位 厚生労働大臣表彰 (薬事功労) 文部科学大臣表彰 日本薬剤師会功賞	村上 信行 (福山) 有村 健二 (東広島) 岡田 政 (広島) 玉浦 巍 (三原) 吉田 康 (安佐) 世良 賀陽子 (広島) 多比良 枝美子 (広島) 高橋 美那子 (広島) 金好 康隆 (東広島) 青野 拓郎 (安佐) 坂本 徹 (広島) 前田 修一 (広島) 吉田 垂賀子 (広島) 池田 和彦 (広島)
6. 会員物故	（広島）岡田 政 （広島）男玉 俊子 （東広島）有村 健二 （広島）岡田 新一 （尾道）竹山 守雄 （大塚）ひな子 （八木）鈴恵	（三 次）	（広島）岡田 政 （広島）男玉 俊子 （東広島）有村 健二 （広島）岡田 新一 （尾道）竹山 守雄 （大塚）ひな子 （八木）鈴恵	（広島）岡田 政 （広島）男玉 俊子 （東広島）有村 健二 （広島）岡田 新一 （尾道）竹山 守雄 （大塚）ひな子 （八木）鈴恵
7. 各種印刷出版物等	広島県薬剤師会誌 (6回) 広島県薬メールニュース (24件) DRUG INFORMATION NEWS D. I. News (ヒロシマ) 2020年版管理記録簿 お薬手帳		「薬の基礎知識」 「調剤事故発生時の対応マニフェル」 「調剤事故発生時の再確認」 「連絡先ステッカー」 「薬剤師行動規範」 「個人情報保護に関する基本方針」ボスター 「安心して薬局サービスを受けていただきるために（お知らせ）」ボスター 「お薬のこと」・「お願い」ボスター 「お薬手帳啓発ボスター」 「薬の正しい使い方」リーフレット 「薬剤師名札」 「薬との上手なつきあい方—高齢者とくすりー <ol style="list-style-type: none">アスリートのためのドーピング防止シール	「薬の基礎知識」 「調剤事故発生時の対応マニフェル」 「調剤事故発生時の再確認」 「連絡先ステッカー」 「薬剤師行動規範」 「個人情報保護に関する基本方針」ボスター 「安心して薬局サービスを受けていただきために（お知らせ）」ボスター 「お薬のこと」・「お願い」ボスター 「お薬手帳啓発ボスター」 「薬の正しい使い方」リーフレット 「薬剤師名札」 「薬との上手なつきあい方—高齢者とくすりー <ol style="list-style-type: none">アスリートのためのドーピング防止シール

5. 会員の功賞	（委員 平本教大） 広島県学校保健会 (副会長 豊見雅文 監事 村上信行 常任理事 竹本貴明) 広島県高等学校保健会 (理事 平本教大) 核戦争防止国際医師会議 (I P P N W) 日本支部 (J P P N W) 第36回広島県薬事衛生大会実行委員会 (委員 野村祐仁 (副支部長 豊見雅文 理事 野村祐仁) 広島県看護協会在宅医療の入材 (訪問看護師) 確保のための推進事業検討委員会 (委員 中川潤子) 中国四国調整機構実習問題第三者委員会 (委員 青野拓郎 谷川正之 中川潤子) 県民が安心して暮らせるための四師会協議会健康寿命延伸検討WG 広島県病院薬剤師会医療連携支援検討委員会 (委員 青野拓郎 中川潤子 平本敦大 有村典謙) 広島県医師会糖尿病対策推進会議 (派遣 竹本貴明 平本敦大 柚木りさ) 広島県禁煙支援ネットワーク 広島県毒物劇物安全協会 (一社) 広島県介護支援専門員協会 (社福) 広島県社会福祉協議会 (公財) ひろしまこども夢財団 (公財) ひろしまドナー・バンク (公財) ひろしま国際センター (公社) 日本臓器移植ネットワーク 建国記念の日奉祝委員会 全国公益法人協会 (公社) 青少年育成広島県民会議 広島市防災連絡協議会 (公社) 広島東法人会 (公社) 広島県防犯連合会 広島県日中親善友好協会 (公社) 広島交響楽協会	中曾 實章 (大竹) 枝原 謙二 (福山) 松井 聰政 (東広島) 井上 昌之 (呉) 上野 正司 (安佐) 折田 敏一 (福山) 加島 直 (広島) 加藤 由美 (安佐) 神原 務 (呉) 木村 純子 (三次) 齋藤 泉 (東広島) 田 好子 (福山) 齋藤 信明 (広島) 鍫加 敬二 (福山) 西本 司 (広島佐伯) 堀 美智子 (尾道) 盛岡 (敬称略)
----------	--	--

第2章 事業關係（公衆衛生）

1 県民の福祉・医療・保健衛生向上のための活動

- | | |
|--|---|
| ア 薬事衛生指導員制度事業 | a・薬事衛生指導員（114名）の派遣 |
| b・令和元年度広島県学校薬剤師会研修会及び広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会の開催
(広島 1.11.23 福山 1.11.24) | |
| イ 禁煙支援事業 | <p>a・禁煙推進委員会（1.8.6）</p> <p>b・薬剤師禁煙支援マスターの認定（14名）・アドバイザーの認定（159名）</p> <p>c・薬剤師禁煙支援アドバイザー（25名）及び広島県・健康生活応援店（156店）のWebサイトへの掲載</p> <p>d・令和元年度世界禁煙デー・禁煙週間への協力（1.5.31～6.6）</p> <p>e・広島県禁煙支援ネットワーク運営委員会への出席（1.7.11 1.10.12）</p> <p>f・令和元年広島県禁煙支援ネットワーク研修会への協力・参加（1.10.12）</p> |
| ウ アンチ・ドーピング活動 | <p>a・アンチ・ドーピング活動推進委員会（1.8.8）</p> <p>b・アンチ・ドーピングに係る講演（1.5.25 広島県薬剤師連盟女子カフェ 広島市）</p> <p>　　y (1.7.7 岩手県体育協会・岩手県薬剤師会合同アンチ・ドーピング研修会 盛岡市)</p> <p>　　n (1.10.13 日本薬剤師会学術大会 下関市)</p> <p>c・アンチ・ドーピングに係る研修会の開催（1.6.28 1.11.20 1.12.11 各2地点スポーツ会場）</p> <p>　　n (県民公開講座 1.10.19 広島市)</p> <p>d・アンチ・ドーピングに係る啓発活動（1.8.23 1.9.3・4 テレビ取材対応）</p> <p>　　n (1.10.19-20 120・118日本陸上競技選手権大会におけるアンチ・ドーピング啓発アクト ヴトリーチ活動 広島市)</p> |
| エ 薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業 | <p>e・「アスリートのためのドーピング防止シール」の作成・配布</p> <p>f・アンチ・ドーピングネットワーク Webサイトの開設</p> <p>g・アンチ・ドーピングに係るメールマガジンの開設・発信 7回</p> <p>h・令和元年度都道府県薬剤師会スポーツファーマシスト担当者研修会への出席
(東京 1.11.29)</p> <p>i・アンチ・ドーピング推進活動アシートのためのスポーツセミナー（広島市 2.2.16）</p> <p>j・ASTCアジアトライアスロン選手権2020廿日市アンチ・ドーピング活動打合せ
(廿日市市 2.3.24)</p> |
| エ 薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業 | <p>a・令和元年度患者のための薬局ビジョン推進事業打合せ（1.6.11 1.7.26）</p> <p>b・患者のための薬局ビジョン推進事業にかかる打合せ（動画レクチャー）（31.4.4 31.4.11）</p> <p>c・薬局後発医薬品使用促進事業WG（1.6.14 1.10.2 1.10.21 1.12.23）</p> <p>d・後発医薬品使用促進事業にかかる地域薬剤師会研修会への出席
(広島 1.11.18 三次 1.11.22 福山 1.12.10 安佐 1.12.12)</p> <p>e・患者のための薬局ビジョン推進委員会（2.3.9）</p> <p>f・広島県社会福祉協議会との打合せ（2.2.21）</p> |

才 在家醫療推進活動

- a・在宅支援薬剤師専門研修検討委員会 (1.5.23 1.9.26)

b・在宅支援薬剤師専門研修会（無菌製剤処理研修会）の開催 (1.6.22 午前・参加者5名 午後・参加者6名)

c・在宅支援薬剤師専門研修会Ⅰの開催 (1.7.27 午前・参加者4名 1.10.6 参加者6名)

d・在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱの開催 (1.10.20・参加者56名)

e・在宅支援薬剤師専門研修会 (2.1.19・参加者41名 2.2.2・参加者42名)

f・在宅医療推進委員会 (1.12.3)

g・復職支援研修会の開催 (福山 1.5.21・参加者2名 広島 1.5.30・参加者7名 広島 1.6.8 参加者6名 福山 1.6.18・参加者1名 広島 1.6.27・参加者7名 広島 1.7.11・参加者6名 福山 1.7.18・参加者1名 広島 1.7.27・参加者6名 福山 1.9.3・参加者0名 広島 1.9.7・参加者3名 広島 1.9.12・参加者6名 福山 1.10.1・参加者0名 広島 1.10.3・参加者5名 広島 1.11.4・参加者4名 広島 2.1.23・参加者4名)

h・復職支援研修説明会(オリエンテーション)の開催 (広島・福山 31.4.6 広島・福山 31.4.15)

i・モバイルファーマシーの見学 (学生及び指導薬剤師) (31.4.4 1.6.12 1.6.19 1.9.25 1.10.2)

j・モバイルファーマシーの貸出 (呉 1.10.4.5 1.10.25~10.27 1.11.8~11.10 広島 1.11.20~11.25 三次 1.12.2~12.9)

カ・「県民公開講座」の開催 (1.10.19・参加者54名)

キ・健康サポート薬局に係る研修会

a・日本薬剤師会健康サポート薬局研修担当者全国会議への出席 (1.9.20)

b・健康サポート薬局委員会 (1.6.4 1.10.16)

c・健康サポート研修会開催に伴う模擬研修 (1.10.30)

d・健康サポート薬局研修会打合会 (1.12.5)

e・健康サポート薬局研修会の開催 (広島 1.12.8・参加者A62名・B62名)

ア・県民への薬と健康に関する啓発事業

アア・「薬と健康の週間」の企画・運営

a・「薬と健康の週間」の実施 (1.10.17~10.23)

b・令和元年度「薬と健康の週間」における全国統一事業に関する説明会 (1.9.6)

c・薬と健康の週間ボスターの配付

d・くすりと健康相談窓口の開設 (1.5.16 広島市安佐北区総合福祉センター)

〃 (1.5.25 三原 さつき祭りイベント会場ボボロ)

〃 (1.5.26 三原 ポボロ)

〃 (1.6.2 広島市安佐北区総合福祉センター)

〃 (1.6.9 広島市安佐南区総合福祉センター)

〃 (1.6.16 三原 田野浦小学校)

〃 (1.6.23 広島市東区総合福利センター)

〃 (1.8.4 安芸高田市民文化センタークリスタルアーツヨ)

〃 (1.9.19 広島市安佐南区総合福祉センター)

〃 (1.9.21 三原市中央公民館)

〃 (1.9.22 福山市神辺文化会館)

〃 (1.9.29 広島市東区総合福祉センター)

- i ・広島県農薬乱用防止指導員の推薦 (51名・任期 29.8.1～32.7.31)

j ・第8回リカバリー・ペレード「回復の祭典」inヒロシマへの協力 (1.9.16)

k ・「薬物の乱用がダメ。ゼッタイ!」。「STOP危険ドラッグ」等の配付 (59件)

1 1・向精神薬の偽造方箋の不正利用の周知徹底、発見への協力

m ・令和元年度地盤依存症対策研修事業 (支援者スキルアップ研修)への出席 (1.8.20)

n ・令和元年度薬物専門講師講習会への出席 (1.11.12)

広島県健康増進計画への協力

a ・ひろしま食育・健康新規委員会への協力

b ・ひろしま健康づくり県民運動推進会議議会への出席 (1.6.21)

c ・令和元年度第1回ひろしま健健康づくり実行委員会への出席 (1.7.18)

d ・健康づくりの推進に向けた連携協力協定に係る担当者会議への出席 (1.7.19)

e ・ひろしま健康づくり県民運動推進会議担当者・実行組織連携会議への出席 (1.7.31)

f ・令和元年度ひろしま健康づくり県民運動推進会議への協力

1) その他事業

ア 「広島県薬剤師会認定基準薬局制度」の推進

a ・認定基準薬局制度運営協議会 (1.4.12 1.10.15)

b ・認定基準薬局研修会 (1.7.7)

c ・広島県薬剤師会認定「基準薬局」(284薬局)

d ・薬局業務運営ガイドラインの周知徹底

イ 高度管理医療機器等の販売等に係る継続研修会の開催

a ・高度管理医療機器等の販売等に係る継続研修会の開催

(広島 1.12.22 参加者 午前156名・午後119名 福山2.1.18 参加者 119名)

情報提供活動

ア ・広報委員会

a ・広報委員会 (31.4.19 1.6.19 1.7.1 1.8.20 1.10.18 1.10.29 1.12.17 2.1.31 2.2.2)

b ・広報委員会誌 卷頭特集対談 (1.6.6 1.9.9 2.1.29)

c ・一般紙へ薬局業務・薬剤師職能 (中国新聞 1.8.19 1.9.19 1.10.17)

d ・県薬会誌の発行 (4回)

e ・広島県メールニュースの配信 (11件)

f ・令和元年版管理記録簿・自己点検表の作製・配付

g ・広島県薬局機能情報公開制度への対応

h ・広島リビング新聞社取材 (1.11.5)

i ・緊急避妊薬の調剤に関する研修会WG (2.1.17 2.2.21)

エ 「災害及び感染症対策」事業

a ・広島県医師会CBRN災害対策医療講習会への出席 (31.4.7)

b ・BCP計画打合せ (1.6.10)

c ・第7回広島県災害時医薬品供給訓練 (呉地区)への出席 (1.10.16-17)

d ・令和元年度広島県「みんなで減災」一斉地震防災訓練への参加・協力 (1.11.5)

e ・災害対策委員会 (1.11.21)

f ・鳥取県薬剤師会 災害対策講習会へ西日本豪雨災害から学ぶ～への出席 (1.11.30)

オ 薬剤師無料職業紹介所事業

a ・求人・求職情報システムの促進 (求人12件・求職者0件)

カ 日本薬剤師会との連携・推進

- | | |
|---|---|
| n | (1.10. 5 吳市中央公園) |
| n | (1.10. 6 広島市中区地域保健センター) |
| n | (1.10. 6 大野福祉センター) |
| n | (1.10. 14 広島市安佐北区スポーツセンター) |
| n | (1.10. 20 三原市大和町) |
| n | (1.10. 26・27 広島国際大学吳キャンパス) |
| n | (1.10. 26 三原市中央公民館) |
| n | (1.10. 27 広島市南区地域福祉センター) |
| n | (1.10. 27 海田西小・中学校、ひまわりプラザ) |
| n | (1.10. 27 大竹市総合福祉センター サントピア大竹) |
| n | (1.10. 27 福山ビッグローズ) |
| n | (1.10. 27 フジグラン三原) |
| n | (1.11. 2 海田町福祉センター) |
| n | (1.11. 3 広島サンプラザ、近隣公園) |
| n | (1.11. 3 広島市安佐南区民文化センター) |
| n | (1.11. 3 廿市市総合健康福祉センター) |
| n | (1.11. 3 東広島市総合福祉センター) |
| n | (1.11. 4 三原 うきしろロビー) |
| n | (1.11. 10 広島県南口地下広場) |
| n | (1.11. 10 広島市安芸区民文化センター) |
| n | (1.11. 10 吳市佐伯区民文化センター、五日市中央公園) |
| n | (1.11. 10 吳市蔵本通周辺) |
| n | (1.11. 10 尾道市福祉センター) |
| n | (1.11. 17 庄原市民会館) |
| n | (1.11. 21 広島市安佐北区総合福祉センター) |
| n | (1.12. 8 三次市民ホールきりり) |
| n | (1.12. 14 三原リージョンプラザ*) |
| e | ・広島県漁事衛生大会打合会への出席 (1.8.7) |
| f | ・広島県漁事衛生大会実行委員会への出席 (1.9.19 2.1.30) |
| g | ・第36回広島県漁事衛生大会への協力 (1.11.28) |
| i | 「薬草に親しむ会」の企画・運営 |
| a | ・薬草に親しむ会運営委員会 (1.5.24 1.9.25 1.11.27) |
| b | ・薬草に親しむ会の下見・現地への挨拶 (1.6.19) |
| c | ・令和元年度「薬草に親しむ会」(1.10.22 貭感の里・廿日市市吉和・参加者95名) |
| d | ・次世代講師育成事業の企画推進 |
| u | ・薬物乱用防止活動 |
| a | ・令和元年度広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動への協力 (1.6.20~7.19) |
| b | ・令和元年度広島県薬業用対策推進本部幹事会議への出席 (1.5.13) |
| c | ・NPO法人ビビオ子どもセンター |
| d | ・NPO法人ビビオ子どもセンター |
| e | ・令和元年度広島県薬業用対策推進本部会議及び研修会への出席 (1.6.6) |
| f | ・広島県ダメゼッタイ普及運動実行委員会への協力 |
| g | ・麻薬、覚せい剤、向精神薬等薬物乱用防止活動への協力 |
| h | ・薬物乱用防止対策の推進 |

- a・日本薬剤師会第93回定期総会への出席（東京 1.6.22-23）
- b・日本薬剤師会第92回臨時総会への出席（東京 2.3.14）
- c・日本薬剤師会代議員中国ブロック協議会への出席（鳥取 1.5.25-26）
- d・日本薬剤師会代議員中国ブロック協議会への出席（広島 2.2.8-9）
- e・日本薬剤師会中国ブロック会議への出席（広島 1.11.16）
- f・日本薬剤師会都道府県会長協議会への出席（東京 1.5.15 東京 1.6.21 山口 1.10.12 東京2.1.15）
- g・日本薬剤師会新年賀詞交換会への出席（東京 2.1.15）
- h・日本薬剤師会令和元年度薬局実務実習担当者全国会議への出席（東京 1.8.5）
- i・薬剤師のかかりつけ機能強化に向けた全国会議への出席（東京 1.9.1）
- j・日本薬剤師会第52回学術大会への参加（山口 1.10.13-14）
- k・日本薬剤師会第52回学術大会におけるモバイルファーマシー野外展示（山口 1.10.13-14）
- l・日本薬剤師会令和元年度「成分から導き出す、適切なOTC医薬品の選択方法」研修会への出席（1.11.7）
- m・日本薬剤師会令和元年度オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する全国担当者会議への出席（1.12.15）
- n・日本薬剤師会令和元年度かかりつけ薬剤師・薬局推進指導者協議会（東京 3.2.3）
- o・平成30年度日本薬剤師会研究論理に関する全国会議への出席（東京 2.2.21）
- p・日本薬剤師会陪償責任保険への加入促進
- q・日本薬剤師会個人情報漏洩保険への加入促進
- r・日本薬剤師会共済部への加入促進
- s・日本薬剤師会年金制度への加入促進
- t・日本薬剤師会年金基金への加入促進
- キ・及び広島県との連携・推進
- a・あいサポート運動への協力
- b・平成31年度「がん検診へ行こうよ」推進会議への出席（31.4.18）
- c・がん検研修会の開催（1.12.4）
- d・中国地方社会保険医療協議会広島部会への出席（31.4.24 1.5.24 1.6.25 1.7.25 1.8.26）
- 1.9.25 1.10.25 1.11.26 1.12.24 2.1.23 2.3.26
- e・第69回社会を明るくする運動広島県推進委員会への出席（1.6.7）
- f・広島県「農薬危害防止運動」への協力（1.6.1~8.31）
- g・リハビリテーション専門職派遣等調整会議への出席（1.7.9 1.11.12）
- h・広島県介護支援専門員協会定期総会及び研修会への出席（1.6.15）
- i・広島県介護支援専門員協会研修・出版部会への出席（1.7.17 1.9.4 1.11.6）
- j・介護の日フェスティン広島講演会への出席（1.11.9）
- k・広島県介護支援専門員協会令和元年度広島県認定調査員フォローアップ研修への出席（1.11.14）
- 1・広島県介護支援専門員協議会理事会への出席（2.3.11）
- m・広島原爆障害対策協議会評議員会への出席（1.6.27）
- n・広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会自立支援多職種連携推進研修への出席（1.6.24）
- o・自立支援多職種ネットワーク推進会議への出席（1.8.7 1.12.18）
- p・医療整学フォーラム2019・第2回クリニカルファーマーシンボジウムへの協力（1.7.13-14）

- q・広島県環境審議会温泉部会への出席（1.6.28 1.12.24）
- r・広島県環境審議会総会への出席（2.1.31）
- s・高齢者施設総合推進会議への出席（2.1.23）
- t・広島県薬事審議会への出席（2.2.7）
- u・地域包括ケア強化推進討議委員会への出席（1.9.27 2.2.12）
- v・知事と各種団体関係者等との昼食懇談会のための打合せへの出席（1.9.9 1.9.11）
- w・県知事と各種団体関係者等との昼食懇談会への出席（1.9.27）
- x・広島県アレルギー疾患連絡協議会への出席（1.10.16）
- y・平成30年度広島県合同輸血療法委員会への出席（2.1.15）
- z・外国人医療対策に向けた医療関係団体連絡会議への出席（31.4.25 1.8.28）
- A・県知事への外国人医療対策に関する要望書の提出（健康福祉局長へ提出）への出席（1.9.27）
- B・広島県外国人医療対策協議会への出席（1.9.30）
- C・北方領土返還要求運動への啓発協力
- D・令和元年度北方領土返還要求運動広島県民会議総会への出席（1.6.10）
- E・第36回北領土返還要求広島県民大会への出席（1.8.1）
- F・広島県医療審議会への出席（1.8.26 2.3.26）
- G・県庁インター・シップににおける施設実習への協力（1.8.26）
- H・「広島県アロマ対策パートナーシップ推進会議 第2回定期会への出席（1.10.21）
- I・退院時カウンターメンテナード制度検討委員会の開催（1.6.17 1.10.10 2.3.17）
- J・新任薬事監視員研修の一環として行う薬局における在宅医療への参画及び取組に関するヒアリングについての打合せへの出席（1.11.29）
- K・平成30年度広島県医療安全推進協議会への出席（2.1.28）
- L・令和元年度薬事功労者厚生労働大臣表彰式への出席（1.10.21）
- M・新型インフルエンザ等対策訓練への参加（1.11.8）
- N・令和元年度アルコール関連問題啓発週間への協力（1.11.10~11.16）
- O・広島県アルコール健康障害サポート医養成研修会への出席（1.12.3）
- P・広島県アルコール健康障害対策連絡協議会への出席（1.12.6）
- Q・アルコール健康教育研修会への協力
- R・広島県国民健康保険運営協議会への出席（1.11.21）
- S・令和元年度第1回中国・四国ブロックエイズ治療施設病院連絡協議会への出席（1.11.21）
- T・令和元年度世界エイズデーへの協力（1.12.1）
- U・結核予防技術者研修会への参加（広島 1.10.23）
- V・広島県医療審議会保健医療計画部会への出席（1.9.9 1.12.27 2.3.26）
- W・オンライン資格確認システム説明会への出席（1.12.2）
- X・がん検診研修会への出席（1.12.4）
- Y・地域における薬剤師・薬局機能強化検討会への出席（1.12.6 2.1.23）
- Z・広島県エイズ対策推進会議への出席（1.12.19）
- I・医薬品等安全情報報告制度への協力
- II・がん防護及び結核予防普及啓発事業への協力
- III・「健康日本21」「健康ひろしま21」運動への協力
- IV・健康ひろしま21推進協議会への出席（2.1.29）
- V・新型コロナウイルス感染症医療体制連絡会議（2.3.3）
- VI・けんみん文化祭ひろしま19への協力
- VII・広島県立美術館団体割引会員への協力

- ク 四師会との連携・推進
- a・21世紀、県民の健康とくらしを考える会役員会への出席 (31. 4. 4 1. 8. 29)
- b・21世紀、県民の健康とくらしを考える広島県民フォーラムへの協力・出席 (2. 1. 18)
- c・I P P N W日本支部 (J P P NW) 理事会・総会、広島県支部総会への出席 (1. 5. 11)
- d・I P P N W日本支部への協力
- e・令和元度「看護の日」広島県大会への出席 (1. 5. 11)
- f・広島県医師会第1回糖尿病対策推進会議への出席 (1. 6. 25)
- g・県民が安心して暮らせるための四師会協議会健康寿命延伸検討WGへの出席 (1. 5. 21 1. 7. 24 1. 11. 1 2. 1. 10)
- h・県民が安心して暮らせるための四師会協議会「県民フォーラム」への出席 (1. 12. 1)
- i・県民が安心して暮らせるための四師会協議会医療・介護人材の育成・確保対策WG研修カリキュラム検討部会議合せ会への出席 (1. 6. 10)
- j・県民が安心して暮らせるための四師会協議会医療・介護の人材育成・確保対策WG研修カリキュラム検討部会のための打合会 (2. 1. 14)
- k・県民が安心して暮らせるための四師会協議会 医療・介護の人材育成・確保対策WG研修カリキュラム検討部会への出席 (1. 10. 11 1. 12. 16 2. 1. 21 2. 2. 26)
- l・県民が安心して暮らせるための四師会協議会医療・介護人材の育成・確保対策ワーキンググループ第1回在宅ノハク連携研修「在宅医療はワンチームで～がん疼痛緩和～」への出席 (2. 1. 25)
- m・第30回ジユノー記念祭への協力 (1. 6. 16)
- n・広島県医療事故調査等支援団体協議会への出席 (1. 10. 4)
- o・医療事故調査制度対応支援委員会、外部委員研修会 (31. 4. 13)
- p・令和元年度広島県四師会員連絡協議会への出席 (1. 9. 5)
- q・健康寿命延伸研修会開催のための打合会 (1. 6. 25)
- r・健康寿命延伸検討WG (1. 5. 21 1. 7. 24 1. 11. 1)
- s・健康寿命延伸研修会の講師依頼 (1. 7. 9)
- t・健康寿命延伸研修会の開催 (1. 9. 7)
- u・令和元年度在宅医療の人材（訪問看護師）確保のための推進事業検討委員会への出席 (1. 8. 22)
- v・令和元年度老人保健福祉月間フォーラムへの出席 (1. 11. 2)
- w・第72回広島医学会総会への出席 (1. 11. 24)
- ケ その他関係団体との連携・推進
- a・広島県病院薬剤師会の事業への協力
- b・広島県女性薬剤師会の事業への協力
- c・広島県青年薬剤師会の事業への協力
- d・広島県行政薬剤師会の事業への協力
- e・子育て応援団「こやか2019」打合会 (1. 5. 8 1. 5. 29)
- f・「子育て応援団「こやか2019」実行委員会への参加 (1. 5. 23 1. 11. 7)
- g・子育て応援団「こやか2019」への参加・協力 (広島 1. 6. 1-2)
- h・「子育て応援団「こやか」事前打合会 (2. 3. 12)
- i・ブレストケア・ピンクリボンキャンペーンin広島実行委員会
- j・ブレストケア・ピンクリボンキャンペーンin広島実行委員会への出席 (31. 4. 15 1. 7. 25)
- k・天皇陛下御即位奉祝広島県委員会設立総会への出席 (31. 4. 28)
- l・「建国を祝う会」運営委員会への出席 (1. 10. 19)

- m・ピンクリボンdeカーブ2019への参加・協力 (1. 5. 12)
- n・令和元年度日本赤十字社医療連携支援検討委員会への出席 (1. 7. 11)
- o・広島県病院薬剤師会連携委員会への出席 (1. 9. 20 1. 10. 26)
- p・(公財)広島県地域保健医療推進機構研修会への協力 (広島会場 1. 6. 12)
- q・令和元年度病院診療所薬剤師研修会への協力 (広島会場 1. 6. 22-23)
- r・広島市原爆死没者慰靈式並びに平和祈念式への出席 (1. 8. 6)
- s・第45回広島県国保診療施設地域医療学会への出席 (1. 8. 31)
- t・第1回広島県アレルギー疾患対策研修会への出席 (1. 10. 16)
- u・全国健康保険協会広島支部第3回広島県医療関係者意見交換会への出席 (1. 10. 24)
- v・第58回広島県身体障害者福祉大会への協力 (1. 10. 25)
- w・未成年者の飲酒・喫煙防止啓発キャンペーンへの出席 (1. 9. 8)
- x・後期高齢者医療広域連合運営審議会への出席 (1. 11. 22 2. 1. 17)
- y・一般社団法人広島市ろうあ協会広島市登録手話通訳者研修会への講師派遣 (1. 11. 28)
- z・リワーケンセンター大手町プログラムへの講師派遣 (1. 11. 30)
- コ 本会の後援・共催・賛同した事業
- a・わんぱく大作戦 (31. 4. 1-2. 3. 31)
- b・広島大学電響弦楽團2019 Spring Concert (31. 4. 6)
- c・平成31年 (2019年)「看護の日」広島県大会 (1. 5. 11)
- d・第21回広島県医療情報技術者研修会 (1. 5. 25)
- e・第27回広島県言語学会みづぎ大会 (1. 5. 26)
- f・子育て応援団「こやか2019」 (1. 6. 1-2)
- g・平成31年度広島県農薬危害防止運動 (1. 6. 1-8. 31)
- h・公益社団法人認知症の人と家族の会広島県支部第38回大会 (1. 6. 8)
- i・第30回ジユノー記念祭 (1. 6. 16)
- j・平成31年度広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 (1. 6. 20-7. 19)
- k・㈱メディア中国 薬剤師向け「んかんセミナー」講師が知つておきたい「んかん」の基本～患者さんとの接点を深めるために～ (広島 1. 6. 29)
- l・AMR対策臨床セミナーin広島 (1. 7. 6)
- m・ヒロシマ薬剤師研修会への協力 (1. 7. 21)
- n・第3回きつず感染症サマースクール (1. 8. 10)
- o・平和祈念 U-12デンタルサッカーフェスタ2019 (1. 8. 16-18)
- p・日本緩和医療学会第2回中国・四国支部学術大会 (1. 8. 30-31)
- q・令和元年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座・継続研修 (1. 8. 31 1. 9. 7 1. 9. 14 1. 9. 21 1. 10. 5 1. 11. 9 1. 11. 16)
- r・令和元年度老人保健福祉月間 (1. 9. 1-9. 30)
- s・2019年度がん在宅月間 (1. 9. 1-9. 30)
- t・広島大学電響弦樂團2019 Autumn Concert (1. 9. 15)
- u・リカバー・ペレード「回復の祭典」inヒロシマ (1. 9. 16)
- v・令和元年度広島県認知症疾患セントラル合同セミナー (1. 9. 20)
- w・第7回Neurosurgery Update in Hiroshima (1. 9. 28)
- x・リレー・フォー・ライフ・ジャパン2019in広島 (1. 9. 28-29)
- y・オレンジリング・イベント世界アラツハイマー記念講演会in北広島町 (1. 9. 29)
- z・NHKエンターブライズ「フォーラム がんと生きる～こことからだ～ 私らしく～」 (広島 1. 10. 5)

- A・第28回「奉納広島東照宮宇佐神樂共演会」(1.10.12)
 B・令和元年度鶴羽根神社秋季大祭(1.10.27)
 C・第37回広島院内感染対策研究会(1.10.19)
 D・第23回広島県医療情報技術研究会(1.10.26)
 E・広島市薬剤師会第4回技術と健康の「やく薬フェスタ」(1.11.0)
 F・福山大学薬学部卒後教育研修会(1.11.16)
 G・広島国際大学薬学部卒後教育研修会(1.11.14)
 H・第60回広島県公衆衛生大会～健やかな暮らしをつくる人々の集い～(1.11.21)
 I・第36回広島県事業衛生大会(1.11.28)
 J・第8回ホームヘルプス全国合同研修会in広島(1.11.30-12.1)
 K・第24回広島県理学療法士学会(1.12.1)
 L・安田女子大学薬学部卒後教育研修会(1.12.8)
 M・令和元年度広島県臨床研究・C.R.C研修会(1.12.14)
 N・広島県国民健康保険団体連合会平成31年度健康づくりボスター
 O・広島県環境保健協会環境と健康のポスター・標語コンクール
 P・第8回広島がんセミナー先端的がん薬物療法研究会(2.1.12)
 Q・第24回広島県医療情報技術研究会(2.1.25)
 R・HIP研究会第17回フォーラム(2.2.8-9)
 S・第14回広島県腎臓と経腸栄養療法研究会(2.2.29)
 T・日本赤十字社広島県支部令和元年度防災・減災プロジェクト～私たちちは、忘れないと(2.3.1～3.31)
 U・認定NPO法人ささえい医療人権センターCOMI
 V・第37回全国都市緑化ひろしまフェア(2.3.19～2.11.23)
- 2 医薬分業の推進及び社会保険制度への対応状況報告
- (1) 保険薬局部会事業
- ア 保険薬局への融資
 イ 緩和ケア薬剤師の育成
 ウ HMネット事業への参画
- イ 平成31年度緩和ケア薬剤師研修ワーキンググループの開催(31.4.26)
 b・2019年度緩和ケア薬剤師研修の開催(1.9.29 1.10.6)
 c・四師会協議会医療・介護の人材育成・確保対策WGカリキュラム検討会のための打合会の開催(1.11.5 1.12.27 2.1.14)
 d・HMネット運営会議への出席(31.4.24 1.6.26 1.7.29 1.8.29 1.9.12 1.10.17)
 e・ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)開示病院の意見交換会への出席(1.11.28)
 f・ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)検討委員会の開催(2.3.27)
- エ 抗H1V薬服薬指導薬剤師の育成
 a・令和元年度抗H1V薬服薬指導研修会打合せ会(1.7.24)
 b・令和元年度抗H1V薬服薬指導研修会の開催(2.1.26)
- (2) その他の事業
 ア 院外处方箋への適切対応の推進
- a・保険薬局ニユース(会誌各号)と保険薬局ニュース速報の発行(FAX5回)
 b・調剤報酬に関する質疑、応答
 c・「保険薬局業務指針」等関係書籍の整備、幹能
 d・医療保険委員会(保険薬局等会)担当者会議(1.9.17 2.1.26)
 e・令和元年度薬と健康の週間における全国統一事業に関する説明会の開催(1.9.6)
 f・広域病院の院外処方せんに関する協議と資料の提供
 g・医薬品の適正使用の推進
 h・心霊薬局リストの作成
 i・心霊薬局リストの作成
 j・備蓄検査システムの整備
 k・県民へのかかりつけ薬剤師・薬局の広報
 l・県民への医薬分業啓発
 m・「くすりと健糖相談窓口」等に於いての医薬分業PR支援
 n・全国健康保険協会平成30年度保険薬局による糖尿病重症化予防事業への協力
 o・全国健康保険協会広島支部勉強会への協力(1.7.24)
 p・保健指導薬剤師への対応
 q・平成31年度広島県四師会社会保険担当理事連絡協議会の開催(1.9.5)
 r・日本薬剤師会令和2年度調剤報酬改定等説明会動画撮影(2.3.23)
 s・令和2年度調剤報酬改定等説明会動画撮影(2.3.23)
 イ 休日対応
 a・休日・夜間診療、小児救急等に係る助成
 b・休日当番薬局の広報
 c・休日等歯科救急医療処方せん取扱業務委託事業(広島市)
 ウ 調剤報酬請求の審査支払業務
 a・調剤報酬審査支払機関への対応
 b・社会保険診療報酬支払金広島支部幹事会への出席
 a・社会保険診療報酬支払金広島支部幹事会への出席
 b・社会保険診療報酬支払金広島支部幹事会への出席
 イ 立会人の派遣
 a・平成31年度社会保険医療担当者(薬局)指導打合会の開催
 (中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導に立会)
 b・中国四国厚生局及び広島県(令和元年7月～令和元年10月 45件)
 c・中国四国厚生局及び広島県(令和元年6月～令和元年12月 58件)
 d・中国四国厚生局及び広島県(令和元年9月 112件)
 オ 在宅医療と地域包括ケアシステムへの対応
 a・在宅介護相談事業の支援
 b・在宅介護への参画推進
 カ・リスクマネジメント等への対応
 a・医薬品安全性情報収集活動に協力
 b・DEM事業への協力
 キ 各種印刷出版物等

- a・薬の基礎知識
b・薬との上手なつきあい方－高齢者とくすり－
c・薬の正しい使い方
d・調剤事故発生時の対応マニュアル
e・調剤事故発生時の再確認
f・お薬手帳（改訂版）
g・お薬手帳発行（注意事項）シール
h・保険薬局 ジェネリック医薬品調剤対応看板
i・保険薬局 ジェネリック医薬品調剤対応シール
j・訪問薬剤管理指導業務PRリーフレット
k・「はどう！お薬手帳」PRチラシ
l・「薬と健康の週間」における全国統一事業に係るポスター・チラシ
m・「お薬手帳は1冊に」PRチラシ
n・平成28年度版お薬手帳発券スター・チラシ
o・かかりつけ薬局・薬剤師発券スター・チラシ
p・高齢者が気を付けたい「多すぎる薬と副作用」
- 3 薬剤師の生涯教育及び養成計画**
- (1) 薬学教育実習指導薬剤師養成講習会の開催（福山 1.8.18 ①37名 ②37名 ③3名）
ア 中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入調整機関事務局の受け入れ
イ 病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議（支部総会）への出席
（高松 31.4.10 高松 1.9.9 高松 2.1.7）
ウ 認定実務実習指導薬剤師養成講習会の開催（福山 1.8.18 ①37名 ②37名 ③3名）
エ 第52回認定実務実習指導薬剤師アドバンストW.S岡山への参加（岡山 1.5.12）
オ 第52回認定実務実習指導薬剤師アドバンストワークショップ（薬学教育者ワークショップ）
中国・四国in福山への参加（福山 1.9.15・16）
カ 第5回学会若手薬学教育者のためのアドバンストワークショップへの参加（大阪 9.21～23）
キ 第53回認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ（薬学教育者ワークショップ）
中国・四国in岡山への参加（岡山 1.9.22・23）
ク 認定実務実習指導薬剤師のためのアドバンストワークショップ中国・四国in福山への参加
（福山 1.12.15）
ケ 認定実務実習指導薬剤師のためのアドバンストワークショップ中国・四国in広島の開催
（広島 2.2.11）
コ 薬局実務実習受入に関する中国・四国地区ワークシップ会議への出席（香川 1.11.9）
サ 令和2年度薬局・病院実務実習受け入れ説明会の開催（広島 2.2.5 福山 2.2.6）
シ 福山大学O.S.C.Eへの協力（福山 1.12.1）
ス 早期体験学習への協力（広島大学、福山大学、広島国際大学、安田女子大学）
セ 安田女子大学薬学共用試験（O.S.C.E）直前講習会への協力（広島 1.11.24）
ソ 安田女子大学O.S.C.Eへの協力（広島 1.12.1）
チ 広島大学O.S.C.Eへの協力（福島 1.12.8）
ツ 広島国際大学O.S.C.Eへの協力（吳 1.12.8）
テ 薬局実習の受け入れ（広島大学、福山大学、広島国際大学、安田女子大学）
ト 県外薬学部学生実務研修への協力
ナ 薬局が実習を行っている旨等を示すポスター・薬学生実務実習受入施設証の配付
- (173件)**
- 二 薬局実務実習への協力（薬事情報センター業務紹介及びモバイルアーマーシー見学）
ス 「人を対象とする医学系研究」の倫理審査に係る研修会の開催（1.7.26）
ネ 倫理審査委員会（31.4.17 1.8.23）
ノ 広島大学大学院統合生命科学研究所・大学院系科学研究所設置記念式典・祝賀会への出席
(1.7.20)
- ハ 広島大学薬学部創立50周年記念講演会・記念祝賀会への出席（1.8.31）
(2) 第59回広島県薬剤師会学術大会の開催（広島 1.10.27・参加者195名）
○ 口頭発表
○ シンボルジャム 基調講演 1題 講演 4題
○ モバイルアーマーシー展示
ア 広島県薬剤師会学術大会実行委員会（31.4.11 1.5.28 1.9.2）
イ 広島県薬剤師会学術大会出席合会（1.9.5）
(3) 広島県薬剤師研修協議会への協力
ア (公財) 日本薬剤師研修センターの運営への協力
イ 日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度への協力（2.393名）
ウ 日本薬剤師会生涯学習支援システム（J.P.A.L.S）への推進・協力
エ 生涯学習支援部担当者会議（1.6.7）
オ 日本薬剤師研修センター薬剤師研修協議会連絡会への出席（東京 1.5.27）
カ 力 日本薬剤師研修センター新薬研修会の開催（1.5.26・参加者47名）
キ 広島県薬剤師研修協議会への出席（1.8.26）
ク 学術委員会（旧業務分担3）及び広島県薬剤師研修協議会合同会議（1.12.2）
ケ 研修カレンダーの運営
(4) その他事業
ア 日本薬剤師会学術大会への参加
a・日本薬剤師会第52回学術大会への参加（山口 1.10.13・14 参加者74名）
イ 広島県地域保健対策協議会への参画
a・広島県地域保健対策協議会への協力
b・地対協WG打合会（1.5.31 1.7.31 2.2.17）
c・広島県地域保健対策協議会定例理事会への出席（1.8.2）
d・広島県地域保健対策協議会災害医療体制検討特別委員会への出席（1.9.20）
e・広島県地域保健対策協議会医薬品の適正使用検討特別委員会への出席（1.6.27）
f・広島県地域保健対策協議会在宅医療・介護連携推進専門委員会への出席（1.10.24 2.3.18）
g・令和元年度園城寺地対策研修会への参加（1.6.27）
h・広島県地域保健対策協議会平成30年度糖尿病対策専門委員会への出席（2.1.12）
ウ 日本薬学会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会への参加
a・日本薬学会中国四国支部会員第2回員会/日本薬学会中国四国支部・日本薬剤師会中国四国ブロック会議への出席（香川 1.11.9）
b・第58回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会への出席（香川 1.11.9-10）
エ 学校薬剤師部会事業
a・令和元年度広島県学校保健会常任理事会・理事会及び代議員会への出席（1.5.23）
b・第64回中国地区学校保健研究協議大会実行委員会設立総会及び第1回実行委員会への出席（1.5.23）

c • 学葉部会理事会 (1.6.1 1.9.19 1.12.26 2.3.18)	
d • 学葉部会地域組織(代表者会議) (幹事会) (1.6.1)	
e • 広島県立広島商業高等学校 薬事用防止教室」への協力 (1.6.26)	
f • 広島県立高等学校健会総会への出席 (1.6.27)	
g • 広島県立高等学校保健会への出席 (2.1.16)	
h • 広島市学校薬剤師会総会への出席 (1.6.29)	
i • 令和元年度学校保健及び学校安全管理選考専門委員会への出席 (1.7.5)	
j • 令和元年度学校薬剤師会中国ブロック連絡会議への協力 (1.7.6)	
k • 令和元年度日本薬剤師会学校薬剤師会学校薬剤師学術フォーラムへの協力 (1.7.28)	
l • 日本学校保健会主催学校環境衛生研修会への出席 (1.7.29)	
m • 第64回中国地区学校保健研究協議会学術大会への出席 (1.8.22)	
n • 日薬学部会学校環境衛生検査技術講習会への出席 (1.8.24-25)	
o • 令和元年度学校環境衛生・薬事衛生研究協議会(佐賀)への出席 (1.10.17-18)	
p • 第69回全国学校保健・安全研究大会への出席 (埼玉 1.11.21)	
q • 令和元年度全国学校保健・安全研究大会への出席 (埼玉 1.11.21-22)	
r • 令和元年度広島県学校薬剤師研修会及び薬事衛生指導員講習会への協力 (広島 1.11.23 福山 1.11.24)	
s • 令和元年度広島県学校保健及び学校安全表彰選考専門委員会への出席 (1.12.5)	
t • 令和元年度広島県学校保健及び学校安全表彰会への出席 (2.1.23)	
u • 日本薬剤師会令和元年度くすり教育研修会への出席 (東京 2.2.9)	
v • 日本薬剤師会学校薬剤師会全国担当者会議への出席 (東京 2.2.20)	
(5) 薬剤師生涯教育推進事業	
a • 次世代指導薬剤師特別委員会 (31.4.8 1.6.19 1.9.18 2.2.4)	
b • 次世代指導薬剤師特別委員会報告会 (31.4.14)	
c • 薬剤師のかかりつけ機能強化に向けた研修会 (1.9.22)	
d • 日本薬剤師会令和元年度薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業 (令和元年度薬剤師生涯教育推進事業) 次世代薬剤師指導者研修会への出席 (東京 2.1.12-13)	

4 薬情報センターの事業

(1) 研修会等の開催	
ア 薬情報センター定例研修会の開催(原則、毎月第2土曜日) 9回 (1,003名)	
イ 委託事業としての研修会等の開催(随時)	
a • 令和元年度薬剤師認知症対応力向上研修 (広島 1.11.17 福山 1.12.8) (137名)	
b • スポーツアーマリストのための情報提供研修会 (広島 1.6.28 広島・尾道 1.11.20 広島・福山 1.12.11 計6地点 (75名))	
ウ その他必要と認められる研修会の開催(随時)	
ア 質疑応答業務(電話・FAX・メール・ホームページ)	
a • 受信件数 276件	
b • 情報提供件数 391件	
イ お薬相談電話(電話・ホームページ)	
a • 受信件数 797件	
b • 情報提供件数 1482件	
ウ 広島中毒119番(電話〈フリーダイヤル併設〉・ホームページ)	

c • 受信件数 59件	
b • 情報提供件数 55件	
エ アンチ・ドーピングホットライン(ドーピングに関する相談窓口) (FAX・メール・ホームページ)	
a • 受信件数 57件	
b • 情報提供件数 438件	
(3) 薬事関連情報の収集、ホームページによる情報提供	
ア 薬事関連情報の収集、ホームページによる情報提供	
a • 薬事情報センターーウェブサイト改編による情報提供等及び研修申込システム等の構築	
イ 広島県薬剤師会備蓄検索システムにおける医薬品情報メンテナンス	
ウ 情報誌の発刊・寄稿(広島県薬剤師会誌、D.I.News(ヒロシマ))	
a • 広島県薬剤師会誌 寄稿 21篇 (No.281~286)	
b • D.I.News(ヒロシマ)	
エ 広島県薬剤師会モバイルD1室事業	
a • 薬事情報センターーウェブサイト改編及び検索システムの構築	
b • プレアボイド事例報告書作成件数 3件	
(4) 講演活動及び広島県薬剤師会員の講演活動支援	
ア 薬の適正使用、ドーピング等に関する研修会における講演活動	
a • 広島国際大学初年度生向け「薬学へのいざない」(広島 1.7.5)	
b • 第39回広島県薬剤師会学術大会(広島 1.10.27)	
c • 令和元年度薬剤師認知症対応力向上研修(広島 1.11.17 福山 1.12.8)	
d • 広島県薬剤師連盟女子カフェ「身近にありますからドーピング」(広島 1.5.25)	
e • 岩手県体育協会・岩手県薬剤師会合同アンチ・ドーピング研修会(盛岡 1.7.7)	
f • 第52回日本薬剤師会学術大会分科会17「薬剤師のアンチ・ドーピング活動～東京オリンピック・パラリンピックを見据えて」(下関 1.10.13)	
g • 広島県薬剤師会主催県民公開講座「薬剤師アスリート×競技指導者の立場からアントドーピング」(広島 1.10.19)	
h • 令和元年度ジュニア選手医科学サポート実施事業「第1回医科学サポート講義」(広島 1.11.23)	
i • アンチ・ドーピング推進活動 アスリートのためのサポートセミナー(広島 2.2.16)	
イ 会員の各種研修会における講演活動のための資料収集・資料作成	
a • 資料収集 50件	
b • 資料作成 23件	
(5) 薬局実務実習への協力(学生実習 施設見学受け入れ)	
a • 施設見学の受け入れ (31.4.4 (2回) 1.6.12 (2回) 1.6.19 (2回) 1.9.25 (2回) 1.10.2 (2回))、学生142名、指導薬剤師4名)	
(6) その他事業	
ア 広島県薬剤師会各種委員会の開催	
a • 薬事情報センター委員会 1回	
b • アンチ・ドーピング活動推進委員会 2回	
イ 広島県薬剤師会各種委員会への出席	
a • 広報委員会 6回	
b • 葉草に親しまる会開催運営委員会 3回	

- c・患者のための薬局ビジョン推進事業に係る打合せ 2回
ウ 関係団体への協力
- a・日本薬剤師会
- Bansaku文献データベースの作成、都道府県薬剤師会薬事情報センターとの連携、他
- b・広島県病院薬剤師会
医薬品情報委員会への委員派遣 4回
- c・(公財)日本アンチ・ドーピング機構 (JADA)
広島県におけるアンチ・ドーピングホットラインの設置、スポーツアーマシストのための情報提供研修会の開催
- d・広島県(健康福祉局薬務課)
県庁インターSSH (衛生(薬学)に係る施設実習の受け入れ
- (1.8.26 実習生1名、薬務課職員1名)
- e・マレーシア国際大学薬学生のモバイルアーマーシー見学受入れ対応 (1.5.20)
- f・タイ病院薬剤師会研修のモバイルアーマーシー見学受入れ対応 (1.10.16)
- g・ASTCアジアアスロン選手権2020廿日市 アンチ・ドーピング活動打合せ (2.3.24)
- エ 研修会への出席
- a・平成31年度うつ病・自殺対策相談機関実務者連携会議(事例検討会) (広島 1.6.7)
- b・広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会自立支援多職種連携推進研修
(広島 1.6.24)
- c・医療薬学フォーラム2019/第27回クリニカルアーマーシンポジウム (広島 1.7.13)
- d・公認スポーツアーマシスト認定制度基礎講習会 (京都 1.7.21)
- e・広島県薬事衛生大会 特別講演「医療機関における発達障害児への合理的配慮」
(広島 1.11.28)
- f・令和元年度都道府県薬剤師会スポーツアーマシスト担当者研修会への出席
(東京 1.11.29)
- g・令和元年度薬事情報センター実務担当者等研修会への出席 (東京 2.2.7)
- h・かかりつけ医・歯科医師・薬剤師向け認知症対応力向上研修教材説明会への出席
(東京 2.2.22)
- オ 広報活動(相談窓口のご案内)
- a・薬事情報セミナー
- ・広島県:「医薬品等に関する相談窓口」(ウェブサイト)
- ・広島県:「家計にやさしいジエネリック医薬品を使ってみませんか?」(ウェブサイト)
- ・福山市:「ふくやま子育てe-支援情報」(ウェブサイト)
- b・広島中華119番
・広島県全市町:「母子健康手帳」
- ・広島県:「医薬品等に関する相談窓口」(ウェブサイト)
- ・「2019年版広島県民手帳(広島県統計協会)」
- ・(公財)ひろしまこども夢財団:
- 「イクちゃん子育てガイド2019年度版」
「広島県の子育てポータル イクちゃんネット」(ウェブサイト)
- ・広島市:「母子健康手帳」
- ・(株)じほう:「日本医薬品集 医療薬2019年版」
- ・(株)日本医療情報センター:「JAPIC医療用医薬品集2019」
- ・(一財)日本医療情報センター:「JAPIC医療用医薬品集2019」
- ・(株)日本医薬品集 一般薬2019-20
- ・広島リビング新聞社:「リビングひろしま.com」暮らしの便利情報 保存版 (ウェブサイト)
- ・広島県薬事衛生大会:「第36回広島県薬事衛生大会」
- ・(株)トマトコーポレーション:「50代からを愉しむこだわりライフマガジンCHIC 広島市薬剤師会レポート」(1.6.15 1.9.15 1.12.15)(冊子、ウェブサイト)
- d・アンチ・ドーピングホットライン
「乳幼児と保護者のための子育て支援情報」(ウェブサイト)

- c・「広島市あんしん子育てサポートサイト ひろしまる」(ウェブサイト)
- ウ
・福山市:「あんしん子育て応援ガイド2019」(冊子、ウェブサイト)
- a・「福山市(緊急時の連絡先)」(ウェブサイト)
- ・府中町:「母子健康手帳別冊」
- b・「ママ&パパの子育て応援アツク」
- ・広島県薬事衛生大会:「第36回広島県薬事衛生大会」
- ・広島リビング新聞社:「リビングひろしま.com」暮らしの便利情報 保存版 (ウェブサイト)
- c・「ママ&パパの子育て応援アツク」
- ・(株)トマトコーポレーション:「50代からを愉しむこだわりライフマガジンCHIC 広島市薬剤師会レポート」(1.6.15 1.9.15 1.12.15)(冊子、ウェブサイト)
- ・広島県西部東保健所管内 救急相談窓口一覧表
- ・広島市:「こども未来局こども・家庭支援課 中毒安全対策パンフレット
- c・お薬相談電話
- ・独立行政法人医薬品医療機器総合機構:「全国のくすり相談窓口」(ウェブサイト)
- ・広島県全市町:「母子健康手帳」
- ・広島県:「2019年版広島県民手帳(広島県統計協会)」
- ・(株)トマトコーポレーション:「平成31年度(令和元年度)ひろしま高齢者ガイドブック」(ウェブサイト)
- ・「医薬品等に関する相談窓口」(ウェブサイト)
- ・「広島県(相談窓口)後発医薬品(ジエネリック医薬品)に関する相談窓口」(ウェブサイト)
- ・「2020年9月にジエネリック医薬品使用割合を80%とするためのラストスパートサポータートップ」(公財)ひろしまこども夢財団:
- ・「イクちゃん子育てガイド2019年度版」
- ・「広島県の子育てポータル イクちゃんネット」(ウェブサイト)
- ・広島市:「特定健診PRチラシ」
- ・「ジエネリック医薬品希望シール」
- ・「医療安全支援センター お薬相談電話」(ウェブサイト)
- ・福山市:「あんしん子育て応援ガイド2019」
- ・安芸高田市:「子どもの救急ノート」
- ・広島県国民健康保険団体連合会:「ジエネリック医薬品お願いカード」
- ・広島県後期高齢者医療広域連合:「ジエネリック医薬品希望カード」
- ・(一財)日本医療情報センター:「JAPIC医療用医薬品集2019」
- ・(株)じほう:「日本医薬品集 医療薬2019年版」
- ・(株)日本医薬品集 一般薬2019-20
- ・広島リビング新聞社:「リビングひろしま.com」暮らしの便利情報 保存版 (ウェブサイト)
- ・広島県薬事衛生大会:「第36回広島県薬事衛生大会」
- ・(株)トマトコーポレーション:「50代からを愉しむこだわりライフマガジンCHIC 広島市薬剤師会レポート」(1.6.15 1.9.15 1.12.15)(冊子、ウェブサイト)
- d・アンチ・ドーピングホットライン

- ・日本薬剈師会：「薬剈師のためのアンチ・ドーピングガイドブック」
- ・(公財)日本アンチ・ドーピング機構(JADA)：「薬について問い合わせ」(ウェブサイト)
- e ・在宅訪問相談窓口
- ・広島県：「平成31年度（令和元年度）ひろしま高齢者ガイドブック」(ウェブサイト)
- 「薬局による在宅訪問に関する相談窓口」(ウェブサイト)
- 5 その他事業
- (1) 自動体外式除細動器(AED)の設置(広島県薬剈師会館1階)
 - (2) 福利厚生事業の推進
 - (3) 夏季の省エネルギー対策の実施(1.5.1～10.31)
 - (4) 日本赤十字社広島県支部赤十字サボーターへの登録
 - (5) 日本赤十字社広島県支部活動資金の協力
 - (6) 令和元年台風第15、19号による被災会員への義援金 日薬へ送金
 - (7) 令和元年年度薬剈師大祭の開催(1.11.28)
 - (8) エキキタ「イベント広場」オープンセレモニーへの出席(3.1.4.1.3)
 - (9) 令和元年度自殺予防週間への協力(1.9.10～9.16)
 - (10) 「建国を祝う会」運営委員会への出席(1.10.19)
 - (11) 第28回「奉納広島東照宮子供神楽奉納公演」への協力(1.10.12)
 - (12) 令和元年度鶴羽根神社秋季大祭への協力(1.10.27)
 - (13) 広島県環境保健協会環境と健康のボスター・標語コンクール事業・広島県薬剈師会長賞創設
 - (14) 高木秀彦氏(岡山市薬剈師会会長)叙勲受賞記念懇親会への出席(1.10.19)
 - (15) 令和2年薬事関係者新年互礼会の開催(2.1.9)
 - (16) 「建国記念の日」「天皇陛下御即位奉祝記念式典」への出席(2.2.11)
 - (17) 広島県診療放射線技師会創立70周年記念講演会・式典・祝賀会への出席(2.3.1)
 - (18) 配付したもの
- ア 後期高齢者医療制度「被保険者証」更新のお知らせスターの配付
- イ がん検診啓発ポスターの配付
- ウ 日本薬学会・日本病院薬剈師会・中国四国支部学術大会チラシの配付
- エ 「広島県不妊検査費助成事業」及び妊活応援フォーラム「夫婦で考える不妊治療」周知用リーフレットの配付
- オ 「薬と健康の週間」ポスターの配付
- カ 「薬と健康の週間」リーフレットの配付
- キ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)ポスターの配付
- ク 内閣府「自殺予防週間」ポスターの配付
- ケ 選んでくださいあなたのかかりつけ薬局に。ポスター・チラシの配付
- コ 減らそう犯罪運動事業(広島県警察)への協力
- サ 「地域の薬剈師にご相談ください」在宅啓発チラシの配付
- シ お薬手帳を毎回お持ちくださいチラシの配付
- ス ジェネリック医薬品を使ってみませんか?の配付
- セ かかりつけ薬剈師に関する記事が新聞に掲載されましたチラシの配付
- ソ 県民フォーラムチラシの配付
- タ 広島県保険者協議会特定健診受診勧奨のための広報に係るポスターの配付
- チ 広島県聴覚障害者センター電話リーサービスチラシの配付

報告第2号

令和元年度 業務執行報告(会館)
(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

広島県薬剈師会館及び関連施設の運営管理

121件

会館使用件数(他団体)

報告第3号

令和元年度 業務執行報告（薬局） (平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

1 会員二葉の里薬局の運営

- (1) 保険調剤
処方箋受け取り枚数
(広島市休日等歯科救急医療処方せん取扱業務委託事業
79日1,015枚(37日436枚))
1,953枚 (65枚)
- (2) 一般用医薬品の販売
65件
- (3) 医療機器の販売
12件
- (4) 薬局への分割販売
92件
- 医療用医薬品
2件
- 医療・衛生材料

2 その他事業

- (1) 広島県薬剤師会各種委員会の開催
薬局運営ワーキンググループ
2回
- (2) 広島県薬剤師会各種委員会の出席
アンチ・ドーピング活動推進委員会
2回
- 広報委員会
3回
- 医療・衛生材料供給体制検討委員会
0回
- 在宅支援薬剤師専門研修検討委員会 (無菌調剤研修検討委員会)
0回
- 薬事衛生大会実行委員会
2回
- (3) 研修会の開催
在宅支援薬剤師専門研修会 (無菌調剤処理研修)
5回25名
- (4) 薬局実務実習への協力 (学生実習)
会員薬局見学の受け入れ (1. 6. 20 1. 9. 10)
2回37名
- 薬局実務実習1日 (2. 3. 25)
1回 1名
- (5) 未就業薬剤師研修への協力
薬局実務実習 (2. 1. 23)
1回 4名
- (6) 研修会への出席
第3回広島PhDLSプロバイダーコース (1. 9. 15)
多職種連携システムフェイスネット「TRITRUS」講習会 (1. 9. 2)
1回 (1. 5. 20)
- (7) その他
東区地域ケアマネジメント会議への出席
安田女子大学薬学共用試験 (OSQE)への協力 (1. 11. 24 1. 12. 1)
広島国際大学薬学共用試験 (OSQE)への協力 (1. 12. 8 1. 12. 15)

報告第4号

令和元年度 業務執行報告（共益） (平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

1 内は前年度

- 図書、印刷物等の斡旋販売

基本財産の譲渡について

平成31年3月開催の第5・4回広島県薬剤師会臨時総会で承認をいただいた広島県薬剤師会の基本財産である会館敷地のうち、南側道路部分について、広島県歯科医師会に返還譲渡することについて、4月21日に譲渡契約を締結し、4月22日付で所有権移転が完了した。

譲渡金額	39,913,332円
------	-------------

令和元年度決算の承認について（案）

公益社団法人広島県薬剤師会定款第15条第5項の規定により、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認を求める。

資料1	令和元年度貸借対照表
資料2	令和元年度正味財産増減計算書
資料3	財務諸表に対する注記
資料4	附属明細書
参考1	令和元年度貸借対照表内訳表
参考2-1	令和元年度正味財産増減計算書内訳表
参考2-2	令和元年度公益目的事業会計内訳表
参考3	財産目録
参考4	監査報告書

資料 1

貸借対照表

令和 2年 3月31日現在

貸借対照表			
(単位:円)			
科 目	当年度	前年度	増 減
Ⅰ 資産の部			
1. 流動資産			
2. 現金預金	178,963,023	116,641,982	62,321,041 2
3. 未収金	13,344,041	14,125,600	△ 781,559 4
4. 商商品	329,908	0	329,908 5
5. 前払費用	2,445,246	1,893,086	552,160 6
6. 商品			
7. 流動資産合計	195,082,218	132,660,668	62,421,550 7
8. 固定資産			
(1) 土地			
9. 基本財産積立預金	379,117,903	379,117,903	0 9
10. 基本財産合計	1,521,403	1,521,403	0 11
11. 建物	380,639,306	380,639,306	0 12
12. 基本財産合計	140,997,971	143,401,334	△ 2,403,963 13
(2) 特定資産			
13. 建物	354,894,759	362,250,099	△ 7,355,340 14
14. 退職給付引当資産	12,002,517	12,002,517	0 15
15. 財政調整積立預金	26,500,000	26,500,000	0 16
16. 財政準備積立預金	33,000,000	33,000,000	0 17
17. 学校薬剤師部会預金	0	963,651	△ 963,651 18
18. 建物	69,495,454	70,935,766	△ 1,440,312 19
19. 特定資産合計			
(3) その他固定資産			
20. 建物	150,576,141	162,710,130	△ 12,193,969 21
21. 建物付属設備	15,999,207	17,938,504	△ 1,939,297 22
22. 構造物	1,465,130	2,930,260	△ 1,465,130 23
23. 車両運搬具	9,745,876	15,387,326	△ 5,641,450 24
24. 什器備品	1,195,200	2,008,097	287,103 25
25. ソフトウェア	8,844,809	8,877,761	△ 32,952 27
26. リース資産(有形)	521,640	657,720	△ 136,080 28
27. リース資産(無形)			
28. 長期前払費用	2,417,819	0	2,417,819 29
29. その他固定資産合計	545,660,581	571,719,897	△ 26,059,316 30
30. 固定資産合計	1,067,297,858	1,095,761,137	△ 28,463,279 31
31. 資産合計	1,262,380,016	1,228,421,805	33,958,271 32
Ⅱ 負債の部			
33. I. 流動負債			
34. 1. 流動負債			
35. 未払金	2,056,108	5,133,881	△ 3,077,773 34
36. 前受金	0	36,000	△ 36,000 35
37. 預り金	1,329,652	2,210,054	△ 880,402 37
38. リース債務	3,169,752	2,826,348	343,404 38
39. 賞与引当金	4,178,300	3,818,500	359,800 39
40. 流動負債合計	10,733,812	14,024,783	△ 3,290,971 40
41. 2. 固定負債			
42. 長期借入金	239,992,000	230,000,000	9,992,000 41
43. 長期リース債務	6,196,697	6,709,133	△ 512,436 43
44. 預り金	28,753,250	26,342,000	2,411,250 44
45. 退職給付引当金			
46. 固定負債合計	274,941,947	263,051,133	11,880,814 45
47. Ⅲ 正味財産の部			
48. 1. 指定正味財産			
49. 受取地方公共団体補助金	69,495,454	70,935,766	△ 1,440,312 48
50. 受取寄付金	0	963,651	△ 963,651 50
51. 指定正味財産合計	69,495,454	71,899,417	△ 2,403,963 51
52. (うち特定資産への充当額)	(69,495,454)	(71,899,417)	(2,403,963) 52
53. 2. 一般正味財産	907,208,863	879,446,472	21,762,391 53

科 目	当年度の充当額	当年度への充当額	前年度の充当額	増 減
1 (うち特定資産への充当額)		(380,539,306)	(69,500,000)	(0) 1
2 (うち特定資産への充当額)		(59,500,000)	951,345,889	(0) 2
3 正味財産合計		976,704,317	25,358,448	3
4 負債及び正味財産合計		1,262,380,076	1,228,421,805	33,958,271 4

資料2

正味財產增減計算書

令31年4月1日から令和2年3月31日まで

科 目		当年度	前年度	増 減
1	1 一般正味財産増減の部			
2	1. 経常増減の部			
3	(1) 基本財産運用収益			
4	基本財産運用収益			
5	特定資産受取利息	90	90	0
6	特定資産運用収益	3,855	3,855	0
7	特定資産受取利息	3,855	3,855	0
8	受取入会金	2,250,000	2,250,000	0
9	受取入会金	2,250,000	2,250,000	0
10	受取会費	104,222,000	104,598,000	△ 376,000
11	正会員受取会費	101,134,500	101,264,500	△ 130,000
12	準会員受取会費	492,000	516,000	△ 24,000
13	賛助会員受取会費	2,595,500	2,817,500	△ 222,000
14	事業収益	40,855,457	37,810,211	3,045,246
15	研修会収益	3,213,000	2,874,000	339,000
16	基準業局認定料収益	170,000	256,000	△ 86,000
17	手数料収益	344,576	359,241	△ 14,665
18	広告料収益	537,840	550,380	△ 12,540
19	会館事業収益	8,181,018	8,666,472	△ 145,564
20	医療品等販売収益	817,499	116,093	701,406
21	保険収益	10,604,638	2,676,579	8,018,059
22	用紙販売事業収益	868,411	1,197,902	△ 229,491
23	書籍等販売品代収益	7,777,035	13,639,184	△ 5,862,149
24	委託料収益	7,520,440	7,474,360	46,080
25	受取地方公共団体補助金等	5,536,312	5,046,000	1,490,312
26	受取地方公共団体補助金振替額	5,096,000	5,046,000	50,000
27	受取負担金	1,440,312	0	1,440,312
28	受取負担金	107,486,860	107,972,410	△ 485,550
29	受取負担金	772,160	100,220,910	△ 498,750
30	受取負担金	7,764,000	7,751,500	13,200
31	受取寄付金	1,516,653	2,809,829	△ 1,293,176
32	受取寄付金	553,002	610,000	△ 56,998
33	受取地方公共団体補助金振替額	0	1,080,234	△ 1,080,234
34	受取寄付金振替額	963,651	1,119,595	△ 155,944
35	雑収益	5,537,637	6,024,990	△ 486,453
36	受取利息	140	197	△ 57
37	雑収益	5,537,497	6,023,893	△ 486,396
38	経常収益計	268,408,864	266,514,485	1,894,379
39	(2) 経常費用			
40	事業費	207,665,353	223,405,810	△ 15,740,457
41	給料手当	56,760,650	50,645,300	6,115,350
42	賞与引当金繰入額	3,922,814	3,966,950	△ 325,884
43	臨時雇用費	4,348,321	4,313,526	34,795
44	退職給付費用	2,182,181	1,676,845	505,336
45	福利厚生費	9,600,529	8,377,833	1,222,686
46	会議費	1,285,494	1,338,226	△ 52,732
47	旅費交通費	14,137,216	14,392,856	△ 255,740
48	通信運搬費	9,594,170	7,580,003	2,014,167
49	油缶償却費	26,951,308	22,340,865	4,610,443
50	医薬品等購入費	101,442	43,865	57,712
51	調剤薬品等購入費	7,685,344	1,737,065	5,948,279
52	医薬品費	3,164,064	13,096,189	△ 9,932,126
53	伝記費	3,381,729	8,440,225	△ 4,568,502

- 29 -

科 目		当 年 度	前 年 度	增 減
1	会員管理費	5,794,527	△ 2,046,708	1
2	修繕費	3,747,819	△ 2,157,897	2
3	印刷製本費	1,664,278	△ 1,525,358	3
4	書籍等雑誌品代 用書新聞費	16,370,649	14,845,291	4
5	光熱水料費	7,311,212	13,086,863	5
6	償借料	1,144,304	1,901,165	6
7	交際費	2,813,471	3,247,998	7
8	保証金	446,083	441,395	8
9	諸駄金	167,393	46,416	9
0	支払公課	442,930	3,413,824	10
1	支払負担金	3,464,732	3,526,195	11
2	支払助成金	7,898,725	10,149,047	12
3	支払手数料	10,302,592	9,904,819	13
4	事務処理費	6,290,142	6,929,354	14
5	支払預付金	1,032,822	7,600,739	15
6	管 理 費	428,400	501,419	16
7	賞与引当金繰入額	524,040	570,000	17
8	賞与引当金繰入額	61,361,632	65,450,978	18
9	温贈給付費用	3,873,145	3,880,599	19
0	福利厚生費	255,486	221,550	20
1	会議費	229,069	181,155	21
2	差旅費	649,119	931,119	22
3	差 彰・慶弔弔 賃貸交通費	41,141	41,055	23
4	通 信 費	266,275	226,615	24
5	通 信 運 費	2,504,033	3,062,247	25
6	減価償却費	324,380	484,966	26
7	消費品費	6,414,654	5,453,665	27
8	会館管理費	353,708	1,121,566	28
9	修繕費	370,663	573,085	29
0	印刷製本費	48,081	374,813	30
1	図書新聞費	375,516	487,488	31
2	光熱水料費	19,418	19,418	32
3	償借料	278,255	321,230	33
4	交際費	74,196	22,933	34
5	保険金	2,975,871	3,072,302	35
6	諸駄金	0	334,896	36
7	支払公課	228,420	257,113	37
8	支払負担金	891,475	997,546	38
9	支払手数料	39,202,840	38,983,540	39
0	支払利息	1,068,394	2,183,797	40
1	雜 費	943,815	2,144,210	41
2	経常費用計	63,708	62,988	42
3	損益等調整前	269,026,985	288,856,788	43
4	当期経常増減額	△ 618,121	△ 22,342,303	44
5	当期経常増減額	△ 618,121	0	45
6	2. 経常外増減の部	△ 22,342,303	21,724,182	46
7	(1) 経常外収益	0	220,000,000	47
8	固定資産売却益	0	△ 220,000,000	48
9	固定資産売却損	0	△ 33,000	49
0	災害派遣費用収入	0	△ 12,749,024	50
1	過年度修正益	2,747,727	0	51
2	雜収益	33,409,829	0	52
3	経常外収益計	36,157,556	232,762,024	53
4	(2) 経常外費用	0	44,532,618	54
5	固定資産売却損	261,144	0	55
6	災害派遣費用支出	0	12,749,024	56
7	租税公課	7,515,900	0	57
8	経常外費用計	28,337,044	57,281,642	58
9	当期経常外増減額	28,338,512	175,500,382	59

資料3

財務諸表に対する注記

科 目	当年度	前年度	増 減
1 当期一般正味財産期首残額	27,762,391	153,158,079	△ 125,395,688
2 一般正味財產期首残額	879,446,472	726,288,393	153,158,079
3 一般正味財產期末残額	907,208,363	879,446,472	27,762,391
4 II 指定正味財産の部	0	39,608,000	△ 39,608,000
5 受取寄付金	0	2,083,246	△ 2,083,246
6 受取地方公共団体補助金	△ 2,403,963	△ 2,199,829	△ 204,134
7 受取地方公共団体補助金	△ 1,440,312	△ 1,080,234	△ 360,078
8 受取寄付金	△ 963,651	△ 1,119,595	155,944
9 当期指定正味財産増減額	△ 2,403,963	△ 39,491,417	△ 41,895,380
10 指定正味財產期首残額	71,899,417	32,408,000	39,491,417
11 指定正味財產期末残額	69,495,454	71,899,417	△ 2,403,963
12 指定正味財產期首残額	976,704,317	951,345,859	25,358,428
13 III 正味財產期末残額			

- 重要な会計方針
 - 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 販売法による原価法 (販売対照差額額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定) しております。
 - 固定資産の減価償却の方法
 - ① 建物、建物付属設備、機械物、什器備品は定率法によっております。
 - ② リース資産 (所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産) リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
 - 引当金の計上基準
 - 退職給付引当金 職員の退職金の支給に備えるため、期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上しております。
 - 賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する金額を計上しております。
- 消費税等の会計処理
 - 消費税の会計処理は、税込方式によっております。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
土地	379,117,903	0	0	379,117,903
基本財産積立預金	1,521,403	0	0	1,521,403
小 計	380,639,306	0	0	380,639,306
特定資産				
退職給付引当資産	12,002,517	0	0	12,002,517
財政調整積立預金	26,500,000	0	0	26,500,000
財政準備積立預金	33,000,000	0	0	33,000,000
学校教科書部会預金	963,651	0	963,651	0
建物	70,935,766	0	1,440,312	69,495,454
小 計	143,401,934	0	2,403,963	140,997,971
合 計	524,041,240	0	2,403,963	521,637,277

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)			
科 目	当 期 未 残 高	(うち指定正味財産から当額) (うち負債に対する額)	(うち一般正味財産から当額)
基本財産			
土地	379,117,903	(0)	(379,117,903)
基本財産積立預金	1,521,403	(0)	(1,521,403)
小 計	380,639,306	(0)	(380,639,306)
特定資産			
退職給付引当資産	12,002,517	(-)	(12,002,517)
財政調整積立預金	26,500,000	(0)	(26,500,000)
財政準備積立預金	33,000,000	(0)	(33,000,000)
建物	69,495,454	(69,495,454)	(0)
小 計	140,997,971	(69,495,454)	(59,500,000)
合 計	521,637,277	(69,495,454)	(40,139,306)
			(12,002,517)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりです。

(単位：円)			
科 目	取 得 価 额	減 価 傷 却 累 計 額	当 期 未 残 高
建物 (特定資産)	72,016,000	2,520,546	69,495,454
建物	367,766,604	12,871,845	354,894,759
建物付属設備	171,912,920	21,336,779	150,576,141
構築物	19,332,977	3,393,770	15,999,207
車両運搬具	14,625,006	12,559,876	1,465,130
什器備品	25,808,055	16,062,179	9,745,876
ソフトウェア	1,566,000	370,800	1,195,200
リース資産 (有形)	15,355,416	6,510,607	8,844,809
リース資産 (無形)	680,400	158,760	521,640
長期前払費用	3,299,080	881,261	2,417,819
合 計	691,822,458	76,666,423	615,156,035

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりです。

(単位：円)			
補助金等の名称	交付者	前 期 未 残 高	当 期 増 加 額
補助金			
受取地方公共団体補助金	広島県	121,000	242,000
医事衛生指導員育成事業運営費補助金	広島県	0	0
合 計		16,035,816	2,896,716
			6,669,367

くすりと健診相談窓口事業運営費補助金	広島県	107,000	107,000	0	一般正味財産
広島県地域医療介護総合確保事業補助金	広島県	4,818,000	4,868,000	4,868,000	一般正味財産
広島県地域医療介護総合確保事業補助金負担金	広島県	70,935,766	0	1,440,312	指定期間正味財産
受取民間負担金	日本薬剤師会	0	7,764,700	7,764,700	0
都道府県薬剤師会運営費負担金	合 計	75,981,766	12,860,700	14,479,012	74,363,454

6. 指定期間正味財産から一般正味財産への振替額の内訳	1,440,312
指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳	963,651
経常収益への振替額	2,403,963
目的達成による指定解除額 (受取地方公共団体補助金分)	
合 計	

参考 1

貸借対照表内訳表

令和 2 年 3 月 31 日現在

(単位: 円)

科 目	公益目的事業会計		収益目的事業会計			法人会計	内部取引等消去	合計
	公衆衛生	会館	薬局	共益	小計			
1 I 資産の部								1
2 1. 流動資産								2
3 現金預金	163,689,952	2,890,216	1,329,270	11,053,585	15,273,071	0	178,963,023	3
4 未収金	10,394,440	0	2,943,731	5,870	2,949,601	0	13,344,041	4
5 前払費用	296,917	0	0	0	0	32,991	329,908	5
6 商品	0	0	2,445,246	0	2,445,246	0	2,445,246	6
7 公衆衛生会計	116,830,877	2,556,800	10,530,878	3,501,911	16,589,589	32,663,135	△ 166,083,601	0
8 会館会計	18,496,279	0	0	0	0	134,436	△ 18,630,715	0
9 薬局会計	64,830,213	0	0	0	0	3,780	△ 64,833,993	0
10 共益会計	46,542,289	4,431,280	0	2,415,430	6,846,710	2,847,021	△ 56,236,020	0
11 法人会計	134,838,750	648,918	0	0	648,918	0	△ 135,487,668	0
12 流動資産合計	555,919,717	10,527,214	17,249,125	16,976,796	44,753,135	35,681,363	△ 441,271,997	195,082,218
13 2. 固定資産								12
14 (1) 基本財産								13
15 土地	226,712,505	13,648,245	20,472,367	23,505,310	57,625,922	94,779,476		14
16 基本財産積立預金	909,799	54,770	82,156	94,327	231,253	380,351		15
17 基本財産合計	227,622,304	13,703,015	20,554,523	23,599,637	57,857,175	95,159,827		16
18 (2) 特定資産								17
19 退職給付引当資産	10,684,805	0	0	147,451	147,451	1,170,261		18
20 財政調整積立預金	15,847,000	954,000	1,431,000	1,643,000	4,028,000	6,625,000		19
21 財政準備積立預金	33,000,000	0	0	0	0	0		20
22 建物	69,495,454	0	0	0	0	0		21
23 特定資産合計	129,027,259	954,000	1,431,000	1,790,451	4,175,451	7,795,261		22
24 (3) その他固定資産								23
25 建物	184,289,895	15,278,047	22,917,071	26,312,193	64,507,311	106,097,553		24
26 建物付属設備	90,044,531	5,420,742	8,131,111	9,335,721	22,887,574	37,644,036		25
27 構築物	9,567,525	575,971	863,958	991,951	2,431,880	3,999,802		26
28 車両運搬具	1,465,130	0	0	0	0	0		27
29 什器備品	3,065,000	532,729	5,084,864	209,434	5,827,027	853,849		28
30 ソフトウェア	755,368	45,416	0	77,688	123,104	316,728		29
								30

附 属 明 細 書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、財務諸表の注記に掲載しております。

2. 引当金の明細

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	26,342,000	2,411,250	0		28,753,250
賞与引当金	3,818,500	359,800	0		4,178,300

資料 4

科 目	公益目的事業会計		収益目的事業会計			法人会計		内部取引等消去	合計
	公衆衛生	会館	薬局	共益	小計	一般事業			
1 リース資産（有形）	5,734,522	289,588	305,856	495,348	1,090,792	2,019,495			8,844,809 1
2 リース資産（無形）	329,675	19,821	0	33,908	53,729	138,236			521,640 2
3 長期前払費用	2,176,037	0	0	0	0	241,782			2,417,819 3
4 その他固定資産合計	297,427,683	22,162,314	37,302,860	37,456,243	96,921,417	151,311,481			545,660,581 4
5 固定資産合計	654,077,246	36,819,329	59,288,383	62,846,331	158,954,043	254,266,569			1,067,297,858 5
6 資産合計	1,209,996,963	47,346,543	76,537,508	79,823,127	203,707,178	289,947,932	△ 441,271,997	1,262,380,076	6
7 II 負債の部									7
8 1. 流動負債									8
9 未払金	1,211,108	0	690,834	0	690,834	154,166			2,056,108 9
10 預り金	908,122	244,200	0	0	244,200	177,330			1,329,652 10
11 リース債務	1,955,778	117,594	75,168	201,147	393,909	820,065			3,169,752 11
12 賞与引当金	2,967,091	160,956	743,680	51,087	955,723	255,486			4,178,300 12
13 公衆衛生会計	116,830,877	21,053,079	74,369,781	46,542,289	141,965,149	134,933,373	△ 393,729,399		0 13
14 会館会計	0	0	0	4,431,280	4,431,280	0	△ 4,431,280		0 14
15 薬局会計	991,310	0	0	0	0	0	△ 991,310		0 15
16 共益会計	3,501,911	0	0	2,415,430	2,415,430	0	△ 5,917,341		0 16
17 法人会計	32,568,512	783,354	3,780	2,847,021	3,634,155	0	△ 36,202,667		0 17
18 流動負債合計	160,934,709	22,359,183	75,883,243	56,488,254	154,730,680	136,340,420	△ 441,271,997	10,733,812	18
19 2. 固定負債									19
20 長期借入金	143,515,216	8,639,712	12,959,568	14,879,504	36,478,784	59,998,000			239,992,000 20
21 長期リース債務	3,770,516	226,708	230,688	387,792	845,188	1,580,993			6,196,697 21
22 退職給付引当金	25,434,936	144,313	24,113	352,474	520,900	2,797,414			28,753,250 22
23 固定負債合計	172,720,668	9,010,733	13,214,369	15,619,770	37,844,872	64,376,407			274,941,947 23
24 負債合計	333,655,377	31,369,916	89,097,612	72,108,024	192,575,552	200,716,827	△ 441,271,997	285,675,759	24
25 III 正味財産の部									25
26 1. 指定正味財産									26
27 受取地方公共団体補助金	69,495,454	0	0	0	0	0			69,495,454 27
28 指定正味財産合計	69,495,454	0	0	0	0	0			69,495,454 28
29 (うち特定資産への充当額)	(69,495,454)								(69,495,454) 29
30 2. 一般正味財産									30
31 (うち基本財産への充当額)	806,846,132	15,976,627	△ 12,560,104	7,715,103	11,131,626	89,231,105			(380,639,306) 31
32 (うち特定資産への充当額)	(227,622,304)	(13,703,015)	(20,554,523)	(23,599,637)	(57,857,175)	(95,159,827)			(59,500,000) 32
33 正味財産合計	876,341,586	15,976,627	△ 12,560,104	7,715,103	11,131,626	89,231,105			976,704,317 33
34 負債及び正味財産合計	1,209,996,963	47,346,543	76,537,508	79,823,127	203,707,178	289,947,932	△ 441,271,997	1,262,380,076	34

参考 2-1

正味財産増減計算書内訳表

平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

(単位: 円)

科 目	公益目的事業会計		収益目的事業会計			法人会計		内部取引等消去	合計
	公衆衛生	会館	薬局	共益	小計	一般事業			
1 I 一般正味財産増減の部									1
2 1. 経常増減の部									2
3 (1) 経常収益									3
4 基本財産運用収益	90	0	0	0	0	0	0	90	4
5 基本財産受取利息	90	0	0	0	0	0	0	90	5
6 特定資産運用収益	3,855	0	0	0	0	0	0	3,855	6
7 特定資産受取利息	3,855	0	0	0	0	0	0	3,855	7
8 受取入会金	2,025,000	0	0	0	0	225,000	0	2,250,000	8
9 受取入会金	2,025,000	0	0	0	0	225,000	0	2,250,000	9
10 受取会費	53,408,750	0	14,000,000	0	14,000,000	36,813,250	0	104,222,000	10
11 正会員受取会費	50,567,250	0	14,000,000	0	14,000,000	36,567,250	0	101,134,500	11
12 準会員受取会費	246,000	0	0	0	0	246,000	0	492,000	12
13 賛助会員受取会費	2,595,500	0	0	0	0	0	0	2,595,500	13
14 事業収益	11,698,490	8,828,555	11,516,137	8,812,275	29,156,967	0	0	40,855,457	14
15 研修会収益	3,213,000	0	0	0	0	0	0	3,213,000	15
16 基準薬局認定料収益	170,000	0	0	0	0	0	0	170,000	16
17 手数料収益	261,210	16,537	0	66,829	83,366	0	0	344,576	17
18 広告料収益	537,840	0	0	0	0	0	0	537,840	18
19 会館事業収益	0	8,812,018	0	0	8,812,018	0	0	8,812,018	19
20 医薬品等販売収益	0	0	817,499	0	817,499	0	0	817,499	20
21 保険収益	0	0	10,694,638	0	10,694,638	0	0	10,694,638	21
22 用紙販売事業収益	0	0	0	968,411	968,411	0	0	968,411	22
23 書籍等幹旋品代収益	0	0	0	7,777,035	7,777,035	0	0	7,777,035	23
24 委託料収益	7,516,440	0	4,000	0	4,000	0	0	7,520,440	24
25 受取補助金等	6,536,312	0	0	0	0	0	0	6,536,312	25
26 受取地方公共団体補助金	5,096,000	0	0	0	0	0	0	5,096,000	26
27 受取地方公共団体補助金振替額	1,440,312	0	0	0	0	0	0	1,440,312	27
28 受取負担金	83,126,996	0	0	0	0	24,359,864	0	107,486,860	28
29 受取負担金	75,362,296	0	0	0	0	24,359,864	0	99,722,160	29
30 受取民間負担金	7,764,700	0	0	0	0	0	0	7,764,700	30

科 目	公益目的事業会計		収益目的事業会計			法人会計		内部取引等消去	合計
	公衆衛生	会館	薬局	共益	小計	一般事業			
1 受取寄付金	1,516,653	0	0	0	0	0	0	0	1,516,653 1
2 受取寄付金	553,002	0	0	0	0	0	0	0	553,002 2
3 受取寄付金振替額	963,651	0	0	0	0	0	0	0	963,651 3
4 雑収益	5,359,205	20	12,554	141,040	153,614	24,818	0	0	5,357,637 4
5 受取利息	66	20	54	0	74	0	0	0	140 5
6 雑収益	5,359,139	0	12,500	141,040	153,540	24,818	0	0	5,357,497 6
7 経常収益計	163,675,351	8,828,575	25,528,691	8,953,315	43,310,581	61,422,932	0	268,408,864	7
8 (2) 経常費用									8
9 事業費	163,675,351	7,698,065	25,819,365	10,472,572	43,990,002	0	0	207,665,353	9
10 給料手当	43,135,259	3,336,348	9,941,178	347,865	13,625,391	0	0	56,760,650	10
11 賞与引当金繰入額	2,967,091	160,956	743,680	51,087	955,723	0	0	3,922,814	11
12 臨時雇賃金	4,348,321	0	0	0	0	0	0	4,348,321	12
13 退職給付費用	1,984,892	144,313	24,113	28,863	197,289	0	0	2,182,181	13
14 福利厚生費	7,297,500	495,269	1,752,879	54,881	2,303,029	0	0	9,600,529	14
15 会議費	1,284,025	0	1,469	0	1,469	0	0	1,285,494	15
16 旅費交通費	14,050,196	0	81,360	5,660	87,020	0	0	14,137,216	16
17 通信運搬費	9,220,476	13,440	200,179	160,075	373,694	0	0	9,594,170	17
18 減価償却費	19,865,062	1,158,825	4,338,442	1,588,979	7,086,246	0	0	26,951,308	18
19 医薬品等購入費	0	0	101,442	0	101,442	0	0	101,442	19
20 調剤薬品等購入費	0	0	7,685,344	0	7,685,344	0	0	7,685,344	20
21 消耗品費	2,367,658	363,959	352,803	79,644	796,406	0	0	3,164,064	21
22 広報費	3,881,723	0	0	0	0	0	0	3,881,723	22
23 会館管理費	3,335,971	411,848	0	0	411,848	0	0	3,747,819	23
24 修繕費	1,463,958	167,320	33,000	0	200,320	0	0	1,664,278	24
25 印刷製本費	15,540,797	0	7,630	822,222	829,852	0	0	16,370,649	25
26 書籍等斡旋品代	0	0	0	7,311,212	7,311,212	0	0	7,311,212	26
27 図書新聞費	1,133,837	0	10,967	0	10,967	0	0	1,144,804	27
28 光熱水料費	2,504,298	309,173	0	0	309,173	0	0	2,813,471	28
29 貸借料	104,733	341,350	0	0	341,350	0	0	446,083	29
30 交際費	167,393	0	0	0	0	0	0	167,393	30
31 保険料	439,330	0	3,600	0	3,600	0	0	442,930	31
32 諸謝金	3,464,732	0	0	0	0	0	0	3,464,732	32
33 租税公課	7,108,673	789,852	200	0	790,052	0	0	7,898,725	33
34 支払負担金	10,204,137	0	98,455	0	98,455	0	0	10,302,592	34
35 支払助成金	6,290,142	0	0	0	0	0	0	6,290,142	35
36 支払手数料	601,992	0	430,830	0	430,830	0	0	1,032,822	36

科 目	公益目的事業会計		収益目的事業会計			法人会計		内部取引等消去	合計
	公衆衛生	会館	薬局	共益	小計	一般事業			
1 事務処理費	389,110	5,412	11,794	22,084	39,290	0	0	428,400	1
2 支払寄付金	524,040	0	0	0	0	0	0	524,040	2
3 管理費	0	0	0	0	61,361,632	0	61,361,632	3	
4 給料手当	0	0	0	0	3,873,145	0	3,873,145	4	
5 賞与引当金繰入額	0	0	0	0	255,486	0	255,486	5	
6 退職給付費用	0	0	0	0	229,069	0	229,069	6	
7 福利厚生費	0	0	0	0	649,119	0	649,119	7	
8 会議費	0	0	0	0	41,141	0	41,141	8	
9 表彰・慶弔費	0	0	0	0	266,275	0	266,275	9	
10 旅費交通費	0	0	0	0	2,504,003	0	2,504,003	10	
11 通信運搬費	0	0	0	0	334,380	0	334,380	11	
12 減価償却費	0	0	0	0	6,414,654	0	6,414,654	12	
13 消耗品費	0	0	0	0	353,708	0	353,708	13	
14 会館管理費	0	0	0	0	370,663	0	370,663	14	
15 修繕費	0	0	0	0	48,081	0	48,081	15	
16 印刷製本費	0	0	0	0	375,516	0	375,516	16	
17 図書新聞費	0	0	0	0	19,418	0	19,418	17	
18 光熱水料費	0	0	0	0	278,255	0	278,255	18	
19 貸借料	0	0	0	0	74,196	0	74,196	19	
20 交際費	0	0	0	0	2,875,871	0	2,875,871	20	
21 諸謝金	0	0	0	0	228,420	0	228,420	21	
22 租税公課	0	0	0	0	891,475	0	891,475	22	
23 支払負担金	0	0	0	0	39,202,840	0	39,202,840	23	
24 支払手数料	0	0	0	0	1,068,394	0	1,068,394	24	
25 支払利息	0	0	0	0	943,815	0	943,815	25	
26 雜費	0	0	0	0	63,708	0	63,708	26	
27 経常費用計	163,675,351	7,698,065	25,819,365	10,472,572	43,990,002	61,361,632	0	269,026,985	27
28 評価損益等調整前当期経常増減額	0	1,130,510	△ 290,674	△ 1,519,257	△ 679,421	61,300	0	△ 618,121	28
29 評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	29
30 当期経常増減額	0	1,130,510	△ 290,674	△ 1,519,257	△ 679,421	61,300	0	△ 618,121	30
31 2. 経常外増減の部									31
32 (1) 経常外収益									32
33 過年度修正益	2,225,659	0	0	0	0	522,068	0	2,747,727	33
34 雜収益	21,119,532	1,271,410	0	2,189,651	3,461,061	8,829,236	0	33,409,829	34
35 経常外収益計	23,345,191	1,271,410	0	2,189,651	3,461,061	9,351,304	0	36,157,556	35
36 (2) 経常外費用									36

科 目	公益目的事業会計		収益目的事業会計			法人会計	内部取引等消去	合計
	公衆衛生	会館	薬局	共益	小計			
1 固定資産除却損	235,030	0	0	0	0	26,114	0	261,144 1
2 租税公課	4,751,066	286,017	0	492,585	778,602	1,986,232	0	7,515,900 2
3 経常外費用計	4,986,096	286,017	0	492,585	778,602	2,012,346	0	7,777,044 3
4 当期経常外増減額	18,359,095	985,393	0	1,697,066	2,682,459	7,338,958	0	28,380,512 4
5 当期一般正味財産増減額	18,359,095	2,115,903	△ 290,674	177,809	2,003,038	7,400,258	0	27,762,391 5
6 一般正味財産期首残高	788,487,037	13,860,724	△ 12,269,430	7,537,294	9,128,588	81,830,847	0	879,446,472 6
7 一般正味財産期末残高	806,846,132	15,976,627	△ 12,560,104	7,715,103	11,131,626	89,231,105	0	907,208,863 7
8 II 指定正味財産増減の部								8
9 一般正味財産への振替額	△ 2,403,963	0	0	0	0	0	0	△ 2,403,963 9
10 受取地方公共団体補助金	△ 1,440,312	0	0	0	0	0	0	△ 1,440,312 10
11 受取寄付金	△ 963,651	0	0	0	0	0	0	△ 963,651 11
12 当期指定正味財産増減額	△ 2,403,963	0	0	0	0	0	0	△ 2,403,963 12
13 指定正味財産期首残高	71,899,417	0	0	0	0	0	0	71,899,417 13
14 指定正味財産期末残高	69,495,454	0	0	0	0	0	0	69,495,454 14
15 III 正味財産期末残高	876,341,586	15,976,627	△ 12,560,104	7,715,103	11,131,626	89,231,105	0	976,704,317 15

111 -

参考 2 - 2

公益目的事業会計内訳表

平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

(単位 : 円)

科 目	公益目的事業会計				
	本会計	部会	学校	薬局	小計
I 一般正味財産増減の部					
2 1. 経常増減の部					
3 (1) 経常収益					
4 基本財産運用収益	90	0	0	0	90 4
5 基本財産受取利息	90	0	0	0	90 5
6 特定資産運用収益	3,855	0	0	0	3,855 6
7 特定資産受取利息	3,855	0	0	0	3,855 7
8 受取入会金	2,025,000	0	0	0	2,025,000 8
9 受取入会金	2,025,000	0	0	0	2,025,000 9
10 受取会費	53,408,750	0	0	0	53,408,750 10
11 正会員受取会費	50,567,250	0	0	0	50,567,250 11
12 準会員受取会費	246,000	0	0	0	246,000 12
13 賛助会員受取会	2,595,500	0	0	0	2,595,500 13
14 事業収益	10,753,490	45,000	0	900,000	11,698,490 14
15 研修会収益	3,168,000	45,000	0	0	3,213,000 15
16 基準薬局認定料収益	170,000	0	0	0	170,000 16
17 手数料収益	261,210	0	0	0	261,210 17
18 広告料収益	537,840	0	0	0	537,840 18
19 会館事業収益	0	0	0	0	0 19
20 医薬品等販売収益	0	0	0	0	0 20
21 保険収益	0	0	0	0	0 21
22 用紙販売事業収	0	0	0	0	0 22
23 書籍等斡旋品代収益	0	0	0	0	0 23
24 委託料収益	6,616,440	0	0	900,000	7,516,440 24
25 受取補助金等	6,435,490	0	0	100,822	6,536,312 25
26 受取地方公共団体補助金	5,096,000	0	0	0	5,096,000 26
27 受取地方公共団体補助金振替額	1,339,490	0	0	100,822	1,440,312 27
28 受取負担金	16,464,700	66,662,296	0	0	83,126,996 28
29 受取負担金	8,700,000	66,662,296	0	0	75,362,296 29
30 受取民間負担金	7,764,700	0	0	0	7,764,700 30
31 受取寄付金	543,002	0	973,651	0	1,516,653 31

121 -

科 目	公益目的事業会計				
	本会計	部会	学校	薬局	小計
受取寄付金	543,002	0	10,000	0	553,002
受取寄付金振替額	0	0	963,651	0	963,651
雑収益	3,721,381	1,372,438	265,386	0	5,359,205
受取利息	60	0	6	0	66
雑収益	3,721,321	1,372,438	265,380	0	5,359,139
経常収益計	93,355,758	68,079,734	1,239,037	1,000,822	163,675,351
(2) 経常費用					
事業費	149,410,732	10,379,641	2,201,387	1,683,591	163,675,351
給料手当	43,135,259	0	0	0	43,135,259
賞与引当金繰入額	2,967,091	0	0	0	2,967,091
臨時雇賃金	2,765,552	0	0	1,582,769	4,348,321
退職給付費用	1,984,892	0	0	0	1,984,892
福利厚生費	7,297,500	0	0	0	7,297,500
会議費	1,244,183	4,056	35,786	0	1,284,025
旅費交通費	11,661,671	891,075	1,497,450	0	14,050,196
通信運搬費	7,639,768	1,544,550	36,158	0	9,220,476
減価償却費	19,764,240	0	0	100,822	19,865,062
医薬品等購入費	0	0	0	0	0
調剤薬品等購入費	0	0	0	0	0
消耗品費	2,352,808	0	14,850	0	2,367,658
広報費	3,159,600	660,594	61,534	0	3,881,728
会館管理費	3,335,971	0	0	0	3,335,971
修繕費	1,463,958	0	0	0	1,463,958
印刷製本費	13,813,533	1,727,264	0	0	15,540,797
書籍等斡旋品代	0	0	0	0	0
図書新聞費	1,043,117	0	90,720	0	1,133,837
光熱水料費	2,504,298	0	0	0	2,504,298
賃借料	104,733	0	0	0	104,733
交際費	0	36,680	130,713	0	167,393
保険料	439,330	0	0	0	439,330
諸謝金	3,375,636	89,096	0	0	3,464,732
租税公課	7,108,673	0	0	0	7,108,673
支払負担金	9,675,757	200,380	328,000	0	10,204,137
支払助成金	1,490,142	4,800,000	0	0	6,290,142
支払手数料	340,200	261,792	0	0	601,992
事務処理費	218,780	164,154	6,176	0	389,110
支払寄付金	524,040	0	0	0	524,040

— 33 —

科 目	公益目的事業会計				
	本会計	部会	学校	薬局	小計
管理費	0	0	0	0	0
給料手当	0	0	0	0	0
賞与引当金繰入額	0	0	0	0	0
退職給付費用	0	0	0	0	0
福利厚生費	0	0	0	0	0
会議費	0	0	0	0	0
表彰・慶弔費	0	0	0	0	0
旅費交通費	0	0	0	0	0
通信運搬費	0	0	0	0	0
減価償却費	0	0	0	0	0
消耗品費	0	0	0	0	0
会館管理費	0	0	0	0	0
修繕費	0	0	0	0	0
印刷製本費	0	0	0	0	0
図書新聞費	0	0	0	0	0
光熱水料費	0	0	0	0	0
賃借料	0	0	0	0	0
交際費	0	0	0	0	0
諸謝金	0	0	0	0	0
租税公課	0	0	0	0	0
支払負担金	0	0	0	0	0
支払手数料	0	0	0	0	0
支払利息	0	0	0	0	0
雑費	0	0	0	0	0
経常費用計	149,410,732	10,379,641	2,201,387	1,683,591	163,675,351
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 56,054,974	57,700,093	△ 962,350	△ 682,769	0
評価損益等計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 56,054,974	57,700,093	△ 962,350	△ 682,769	0
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
過年度修正益	2,225,659	0	0	0	2,225,659
雑収益	21,119,532	0	0	0	21,119,532
経常外収益計	23,345,191	0	0	0	23,345,191
(2) 経常外費用					
固定資産除却損	235,030	0	0	0	235,030
租税公課	4,751,066	0	0	0	4,751,066
経常外費用計	4,986,096	0	0	0	4,986,096

— 44 —

科 目	公益目的事業会計				
	本会計	部会	学校	薬局	小計
当期経常外増減額	18,359,095	0	0	0	18,359,095
当期一般正味財産増減額	△ 37,695,879	57,700,093	△ 962,350	△ 682,769	18,359,095
一般正味財産期首残高	711,857,014	76,862,948	0	△ 232,925	788,487,037
一般正味財産期末残高	674,161,135	134,563,041	△ 962,350	△ 915,694	806,846,132
II 指定正味財産増減の部					
一般正味財産への振替額	△ 1,339,490	0	△ 963,651	△ 100,822	△ 2,403,963
受取地方公共団体補助金	△ 1,339,490	0	0	△ 100,822	△ 1,440,312
受取寄付金	0	0	△ 963,651	0	△ 963,651
当期指定正味財産増減額	△ 1,339,490	0	△ 963,651	△ 100,822	△ 2,403,963
指定正味財産期首残高	65,970,262	0	963,651	4,965,504	71,899,417
指定正味財産期末残高	64,630,772	0	0	4,864,682	69,495,454
III 正味財産期末残高	738,791,907	134,563,041	△ 962,350	3,948,988	876,341,586

参考 3

財產目錄

令和2年3月31日現在

(単位: 円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
現金	手元保管	運転資金として	62,130
	手元保管	運転資金として	92,003
	手元保管	運転資金として	33,800
預金	普通預金 広島銀行三川町支店	運転資金として	59,472,328
	普通預金 もみじ銀行昭和町支店	運転資金として	1,760,377
	普通預金 ゆうちょ銀行広島富士見郵便局	運転資金として	5,456,061
	普通預金 三菱東京UFJ銀行広島中央支店	運転資金として	95,249
	普通預金 広島銀行三川町支店	運転資金として	96,805,157
	普通預金 広島銀行三川町支店	運転資金として	1,000
	普通預金 広島銀行三川町支店	運転資金として	37,650
	普通預金 広島銀行三川町支店	運転資金として	2,646,016
	普通預金 広島銀行三川町支店	運転資金として	244,200
	普通預金 広島銀行三川町支店	岡山県薬剤師会への施設利用料預かり分	1,237,267
	普通預金 広島銀行三川町支店	運転資金として	7,782,728
	普通預金 広島銀行三川町支店	運転資金として	3,237,057
未収金	パール薬局中筋店	入会金収入の収益	50,000
	そうごう薬局串戸店	入会金収入の収益	50,000
	ウォンツ薬局共済病院前店	入会金収入の収益	50,000
	蔵王薬局	入会金収入の収益	50,000
	川北薬局	入会金収入の収益	50,000
	あすか製薬㈱中国・四国支店	賛助会費の収益	40,000
	アルフレッサファーマ㈱広島支店	賛助会費の収益	40,000
	エーザイ㈱地域連携中四国本部	賛助会費の収益	40,000
	パクスター㈱	賛助会費の収益	40,000
	丸石製薬㈱営業本部西日本支店中四国エリア	賛助会費の収益	40,000

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
	広島県	事業収益委託金収益（令和元年度地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業委託料）の収益	3,000,000
	広島県	事業収益委託金収益（薬局後発医薬品使用促進業務委託料）の収益	2,076,440
	広島市	事業収益委託金収益（令和元年度休日等歯科救急医療処方せん取扱業務）の収益	900,000
	広島県	受取地方公共団体補助金（令和元年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金）の収益	4,868,000
	社会保険調剤報酬支払基金広島支部	保険収益（令和2年2・3月社会保険調剤報酬）の収益	710,751
	広島県国民健康保険団体連合会	保険収益（令和2年2・3月国保調剤報酬）の収益	351,196
	広島県国民健康保険団体連合会	保険収益（令和2年2・3月後期高齢者医療調剤報酬）の収益	981,784
	いちご薬局	用紙販売事業収益の収益	5,500
	いちご薬局	雑収益の収益	370
前払費用 商品	大和ハウスインシュアランス㈱ 会営二葉の里薬局	会館に係る火災保険料 医療用医薬品、一般用医薬品、医療・衛生材料、 食品等棚卸額	329,908 2,445,246
流動資産合計			195,082,218
(固定資産)			
基本財産			
	土地	住所:広島市東区二葉の里三丁目2-1 2,000.01m ²	公益目的保有財産である。また、共用財産であり、うち59.8%は公益目的財産であり、15.2%は収益事業、25.0%は管理運営の用に供している。
	基本財産積立預金	定期預金 もみじ銀行昭和町支店	公益目的保有財産である。また、共用財産であり、うち59.8%は公益目的財産であり、15.2%は収益事業、25.0%は管理運営の用に供している。
		普通預金 広島銀行三川町支店	公益目的保有財産である。また、共用財産であり、うち59.8%は公益目的財産であり、15.2%は収益事業、25.0%は管理運営の用に供している。
特定資産	退職給付引当資産	定期預金 広島銀行三川町支店	職員退職給付引当金見合の引当資産として積立てている。
			12,002,517

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
財政調整積立預金	定期預金 三菱東京UFJ銀行広島中央支店	公益目的保有財産であり、財政調整のための積立資金である。また、共用財産であり、うち59.8%は公益目的財産であり、15.2%は収益事業、25.0%は管理運営の用に供している。	10,000,000
財政調整積立預金	定期預金 広島銀行三川町支店	公益目的保有財産であり、財政調整のための積立資金である。また、共用財産であり、うち59.8%は公益目的財産であり、15.2%は収益事業、25.0%は管理運営の用に供している。	16,500,000
財政準備積立預金	普通預金 もみじ銀行昭和町支店	公益目的保有財産であり、財政準備のための積立資金である。	33,000,000
建物	広島市東区二葉の里三丁目2番地1 鉄骨造陸屋根3階建ほか 1,590.52m ²	公益目的保有財産である。	69,495,454
その他固定資産			
建物	広島市東区二葉の里三丁目2番地1 鉄骨造陸屋根3階建ほか 1,590.52m ²	公益目的保有財産である。また、共用財産であり、うち51.9%は公益目的財産であり、18.2%は収益事業、29.9%は管理運営の用に供している。	354,894,759
建物付属設備	電気設備、給排水設備、空調設備、エレベーター、大ホール移動間仕切、ホール屋内用電動昇降機、調光演出設備、ホール映像音響機器ほか4件	公益目的保有財産である。また、共用財産であり、うち59.8%は公益目的財産であり、15.2%は収益事業、25.0%は管理運営の用に供している。	150,576,141
構築物	外構工事駐車場	公益目的保有財産である。また、共用財産であり、うち59.8%は公益目的財産であり、15.2%は収益事業、25.0%は管理運営の用に供している。	15,999,207
車輛運搬具 什器備品	モバイルファーマシー フィジカルアセスメントモデル、テルフルジョン小型シリソングボンブ、クリーンベンチ、簡易血液分析装置(HbA1c測定器)ほか2件 ホール舞台吊物機構等、移動書庫一式、耐火金庫、受付カウンターほか4件 監視カメラ設備、演台、花台 受付カウンター、調剤Melphian/DUO・Melhis Sモデルセット、全自動散薬分包機、電子天秤一体型監査システム、薬用保冷庫、錠剤台・麻薬金庫付、冷蔵ショーケース、受付カウンター設置工事、薬局室内外看板一式ほか5件	公益目的保有財産である。 公益目的保有財産である。 公益目的保有財産である。また、共用財産であり、うち63.2%は公益目的財産であり、10.3%は収益事業、26.5%は管理運営の用に供している。 収益事業保有財産である。 収益事業保有財産である。	1,465,130 1,028,647 3,222,074 410,291 5,084,864

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
ソフトウェア	会員管理システム、会員管理システム（改修）	公益目的保有財産である。また、共用財産であり、うち63.2%は公益目的財産であり、10.3%は収益事業、26.5%は管理運営の用に供している。	1,195,200
リース資産（有形）	富士通サーバー、オルフィス（リソグラフ）GD7330、富士通デスクトップパソコン・PCA会計ソフト、キャノンカラー複合機ほか4件、富士通デスクトップパソコン、ノートパソコン	公益目的保有財産である。また、共用財産であり、うち63.2%は公益目的財産であり、10.3%は収益事業、26.5%は管理運営の用に供している。	7,620,737
リース資産（無形）	富士通デスクトップパソコン PCA固定資産ソフトウェア	公益目的保有財産である。 公益目的保有財産である。また、共用財産であり、うち63.2%は公益目的財産であり、10.3%は収益事業、26.5%は管理運営の用に供している。	918,216 305,856 521,640
長期前払費用	大和ハウスインシュアランス㈱	会館に係る火災保険料	2,417,819
固定資産合計			1,067,297,858
資産合計			1,262,380,076
(流動負債)			
未払金	厚生労働省年金局事業管理課長（広島東年金事務所） 厚生労働省年金局事業管理課長（広島東年金事務所） 令和2年3月開催会議等出席者53名 令和2年3月開催会議等出席者19名 令和2年3月開催会議出席者10名 福山通運㈱ 福山通運㈱ 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス㈱	事業費福利厚生費（社会保険料令和2年3月分）の未払い分 管理費福利厚生費（社会保険料令和2年3月分）の未払い分 事業費旅費交通費（令和2年3月開催会議等18件53名分旅費・日当）の未払い分 管理費旅費交通費（令和2年3月開催会議等1件19名分旅費・日当）の未払い分 事業費旅費交通費（会議3件10名分旅費・日当）の預かり分 事業費通信運搬費（送料6件）の未払い分 管理費通信運搬費（送料1件）の未払い分 未払金（パソコンリース解約金54回分）の未払い分	492,219 41,314 303,940 112,280 139,036 40,887 572 235,026

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
	勤務者4名分	事業費臨時雇賃金（令和2年3月日祝の薬局業務勤務者4名分）の未払い分	85,667
	厚生労働省年金局事業管理課長（広島東年金事務所）	事業費福利厚生費（社会保険料令和2年3月分）の未払い分	109,067
	㈱サンキ ㈱サンキ ㈱エバルス ㈱セイエル ㈱e健康ショップ	事業費医薬品等購入費（医薬品）の未払い分 事業費調剤薬品等購入（医薬品）の未払い分 事業費調剤薬品等購入（医薬品）の未払い分 事業費調剤薬品等購入（医薬品）の未払い分 事業費調剤薬品等購入（一般用医薬品、衛生用品）の未払い分	2,487 79,060 374,203 28,012 9,698
預り金	㈱サニクリーン オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会受講料66件 顧問3名 職員13名 職員13名 施設利用契約者74件 勤務者4名	事業費消耗品費（クリーニング代）の未払い分 受講料（オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会） 令和2年3月顧問料源泉所得税の預かり分 令和2年3月職員社会保険料の預かり分 令和2年3月職員源泉所得税の預かり分 岡山県薬剤師会への令和2年度施設利用契約金の預かり分 令和2年3月日祝の薬局業務勤務者源泉所得税預かり分	2,640 312,000 13,783 649,854 106,760 244,200 3,055
リース債務	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス㈱ほか1件	富士通サーバー、オルフィス（リソグラフ）GD7330、富士通デスクトップパソコン・PCA会計ソフト、キャノンカラー複合機ほか4件、富士通デスクトップパソコン、ノートパソコン、PCA固定資産ソフトウェア	3,169,752
賞与引当金	職員に対するもの	職員11名に対する賞与の支払いに備えたもの	4,178,300
流動負債合計			10,733,812
(固定負債)			
長期借入金	広島銀行三川町支店 広島佐伯薬剤師会 広島市薬剤師会 三次薬剤師会	広島県薬剤師会館移転に伴う借入金 広島県薬剤師会館移転に伴う借入金 広島県薬剤師会館移転に伴う借入金 広島県薬剤師会館移転に伴う借入金	89,992,000 30,000,000 100,000,000 20,000,000

参考4

監査報告書

公益社団法人広島県薬剤師会
会長 豊 見 雅 文 様

令和2年5月14日

公益社団法人広島県薬剤師会
監事 (左) 田中 勉
監事 (右) 一場 孝子

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主たる事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

ア 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

イ 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

3 追加情報
該当はありません。

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
長期リース債務	三井住友トラスト・バナソニックファイナンス㈱ほか1件	オルフィス(リソグラフ) GD7330、富士通デスクトップパソコン・PCA会計ソフト、キャノンカラー複合機ほか4件、富士通デスクトップパソコン、ノートパソコン、PCA固定資産ソフトウェア	6,196,697
退職給付引当金	職員に対するもの	職員11名に対する退職金の支払いに備えたもの	28,753,250
固定負債合計			274,941,947
負債合計			285,675,759
正味財産			976,704,317

議案第2号

理事の選任について（案）

公益社団法人広島県薬剤師会定款第15条の規定に基づき、理事の選任について総会の決議を求める。

- 53 -

議案第3号

公益社団法人広島県薬剤師会定款の一部改正について

公益社団法人広島県薬剤師会定款第26条第1項で規定する「理事」の数の上限を、28名以内から30名以内に増員することについて、総会の承認を求める。

	改 正 前	改 正 後
(役員の設置) 第26条 本公司に次の役員を置く。 (1) 理事 20名以上28名以内 (2) 監事 2名以内	(役員の設置) 第26条 本公司に次の役員を置く。 (1) 理事 20名以上30名以内 (2) 監事 2名以内	

- 54 -

公益社団法人広島県薬剤師会定款（案）

第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は、公益社団法人広島県薬剤師会と称する。

（事務所）

第2条 本会は、主たる事務所を広島県庁島市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本会は、日本薬剤師会並びに広島県内に所住する地域及び職域の薬剤師会との連携のもと、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、広島県民の健康な生活の確保・向上を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業
- (2) 薬業を通じて医薬品の適正使用等医療貢献に関する事業
- (3) 公衆衛生の普及・指導に関する事業
- (4) 薬事衛生の普及・啓発に関する事業
- (5) 地域医療への貢献及び医療安全の確保に関する事業
- (6) 学校保健に関する事業
- (7) 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業
- (8) 日本薬剤師会等との連携、協力及び支援に関する事業
- (9) 会員の福利厚生事業及び共益に関する事業
- (10) 薬局の運営に関する事業
- (11) その他目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、広島県内において行うものとする。

第3章 会 員

（会員の種類）

第5条 本会は、次の者から構成する。

- (1) 正会員 薬剤師であつて、本会の目的及び事業に賛同し、入会した者
- (2) 準会員 正会員に属さない薬剤師であつて、本会の目的及び事業に賛同し、入会した者
- (3) 貢助会員 薬剤師ではないが、本会の目的及び事業に賛同し、入会した者及び企業・団体
- (4) 特別会員 薬剤師ではないが、薬学を専攻する学生その他薬学及びそれに関連する者

る知識・業務経験を有する者で本会の目的及び事業に賛同し、入会した者

- (5) 名誉会員 本会及び本会の目的の達成に功労のあつた者として理事会で名譽会員とすることを決議した者

2 準会員、貢助会員及び特別会員の入会手続きは、総会において別に定める。

（正会員の資格の取得）

第6条 正会員にならうとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。入会手続きは、総会において別に定める。

- 2 正会員は、本会が承認した地域又は職域の薬剤師会（以下「地域・職域薬剤師会」という。）の会員であつて、日本薬剤師会の正会員である者とする。

（正会員の権利）

第7条 正会員は、一般社団法人及び一般財團法人にに関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）に規定された次の各号に掲げる社員の権利を行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第50条第6項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (4) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算事類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（会員の義務）

第8条 会員は、薬剤師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るよう努めなければならない。

- 2 会員は、この定款に定める事項及び第5章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を負う。
- 3 会員は、本会の事業活動によって経常的に生ずる費用に充てるため、所定の会費及び負担金等（以下「会費等」という。）を本会に支払う義務を負う。

4 会費等の額及び支払方法は、総会において定める会費規程による。

（任意退会）
第9条 会員は、退会届を本会に提出することにより、任意に退会することができる。

（除名等）
第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により当該会員を除名することができる。ただし、正会員の除名については、総会の決議を経なければならぬ。

ない。
(1) この定款に定める事項及び第5章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を履行しないとき
(2) 薬剤師としての倫理に違反し、会員としての名譽又は本会の名譽を棄損したとき
(3) その他除名すべき正当な理由があるとき

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その総会の開催日の1週間前までに、当該正会員に対してその旨を通知し、かつ当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、第9条及び第10条に規定するほか、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
(1) 死亡したとき、又は解散したとき
(2) 第8条に規定する会費等の支払いを怠り、催促を受けた後、1年を経過してもなお支払わないとき
(3) 正会員が地域・職域薬剤師会又は日本薬剤師会の会員の身分を失ったとき
2 前項により会員の資格を喪失したときは、本会に対して会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免ることとはできない。
3 会員の資格を喪失した場合、支払った会費等の返還を受けることはできない。

第4章 代議員

(代議員の選出)

第12条 本会は、代議員をもつて法人法上の社員とする。

2 代議員の数は、地域・職域薬剤師会ごとに概ね正会員40名の中から1名の割合をもつて選出する。端数の取扱いは、理事会において別に定める。

3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は、理事会において別に定める。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。ただし、代議員は、本会の役員を兼ねることはできない。

5 第3項の代議員選挙において、立候補する正会員は、他の正会員と等しく代議員を選舉する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
6 第3項の代議員選挙は、2年に一度実施することとし、代議員の任期は、選出の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会の決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失

わない。なお、当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになるときには、補欠の代議員を選舉することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8 補欠の代議員を選舉する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
(2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の代議員の氏名
(3) 同一の代議員（2名以上の代議員の補欠として選出した場合には、当該2名以上の代議員）につき2名以上の補欠の代議員を選出するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の代議員の選出に係る選挙が効力を有する期間は、選挙後最初に実施される第6項に定める代議員選挙終了の時までとする。

(代議員の資格の喪失)

第13条 代議員は、辞任届を提出することにより、任意に辞任することができる。

2 総会は、正当な事由があると認めるとときは、総代議員の半数以上である、総代議員の議決権の3分の2以上による決議により、代議員を除名することができます。この場合、その代議員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名の決議を行う旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 前項の他、代議員は、次に掲げる事由によって代議員の資格を失う。
(1) 第9条第1項に定める任意退会
(2) 第10条第1項に定める除名
(3) 第11条第1項に定める会員資格の喪失

第5章 総会

(構成)

第14条 総会は、代議員をもつて法人法上の社員総会とする。
2 前項の総会をもつて法人法上の社員総会とする。

3 前項の総会は、代議員の除名及び代議員の除名

(1) 正会員の除名及び代議員の除名
(2) 理事及び監事の選任又は解任
(3) 理事及び監事の報酬等の総額及びその支給の基準
(4) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 会員規程及び会費規程の制定並びに改廃
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会において決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催) 第16条 総会は、定期総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する

ほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会長は、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の30日前までに通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合は、2週間前まで短縮することができる。

3 総代議員の5分の1以上上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び理由を示して、総会の招集を請求することができる。

4 会長は、前項の規定による請求があつたときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集を通知しなければならない。

(議長及び副議長の選出)

第18条 総会に、議長及び副議長各1名を置く。

2 議長及び副議長は、総会において代議員の中から選出する。

(議長及び副議長の職務等)

第19条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

3 議長及び副議長の任期は、代議員の任期に準ずる。

(定足数)

第20条 総会は、代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第21条 総会における議決権は、第12条第6項に規定するなお書きの場合を除き、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第22条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、

- 出席した当該代議員の議決権の過半数をもつて行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の過半数の出席であつて、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもつて行う。
- (1) 正会員の除名及び代議員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(招集)

第23条 総会に出席できない代議員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法によつて議決し、又は他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合、第20条、第22条の適用については、出席した者とみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 総会の議長及び会議に出席した代議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(総会運営規則)

第25条 総会の運営に關し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののが、総会において定める総会運営規則による。

(役員の設置)

第26条 本公司に次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上30名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事、13名以内を常務理事とすることができる。

3 会長をもつて法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもつて法人法第91条第2号の業務執行理事とする。

- (役員の選任等)
- 第27条 理事及び監事の選任は、総会の決議によつて行う。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項の会長は、総会の決議によって推薦のあつた会長候補者の中から選定することができる。

4 理事のうち、理事のいずれか1名と、その配偶者又は三親等内の親族、その他法令で定める特別の関係のある者の理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事には、理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があつてはならない。

6 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものは除く。）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事においても同様とする。

（理事の職務及び権限）
第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長に事故あるいは会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順位によつて、その業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、理事会の旨を受けて会務を掌理し、会長及び副会長とともに事故あるとき又は欠けたときは、その業務の執行に係る職務を代行する。

5 常務理事は、理事会の旨を受けて担当業務を分担掌理し、専務理事が事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順位によつて、その職務を代行する。

6 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 棚次要により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、第26条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により選任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員の解任）

第31条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総代議員の半数以上であつて、総代議員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

（役員報酬）

第32条 理事及び監事には、その職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

2 前項の報酬等の総額及び支給の基準等は、総会において定める。

（顧問）

第33条 本会に、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。

3 顧問は次の職務を行う。

（1）会長の相談に応じること。

（2）理事会から諮問されたことに対し、参考意見を述べること。

4 顧問は無報酬とする。ただし、理事会の定めにより、その職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。

5 前項の規定にかかるとときは、本会は、法人法第114条第1項の規定により、任家に対しては、その職務に応じた報酬を支払うことができる。ただし、その報酬額は、理事会の決議を経なければならない。

（責任の免除）

第34条 理事及び監事は、その任務を怠つたときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかるわらず、この責任は、全ての代議員の同意がなければ免除することができない。

2 前項の規定にかかるとときは、当該の理事及び監事が善意でかつ重大な過失がないと認められるときは、本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠つたことによる理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第7章 理事会

（構成）

第35条 本公司に理事会を置く。
2 理事会は、全ての理事をもつて構成する。

(権限)
第36条 理事会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本公司の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。
2 会長が欠けたときは又は会長に事故あるときは、各理事が、予め理事会で定めた順位により理事会を招集する。
3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもつて、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当る。
2 会長が欠けたときは又は会長に事故あるときは、出席した理事の互選により議長を選定する。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもつて行う。

(決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したとき(監事がその提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(常務理事会)

第42条 本公司に常務理事会を置く。

2 常務理事会は、会長及び業務執行理事をもつて構成する。

3 常務理事会は、次の職務を行う。

- (1) 理事会に付議及び報告すべき事項の検討
- (2) 理事会が常務理事会に委任した事項の検討
- (3) 会長より付議された事項の検討

4 常務理事会は、必要に応じて会長が招集する。

5 常務理事会の議長は、会長がこれに当る。

6 常務理事会の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 協力機関

(日本薬剤師会等との協力)

第43条 本公司は、理事会の決議により、日本薬剤師会及び第6条第2項に定める地域・職域薬剤師会を協力団体とすることができる。
2 本公司は、協力団体との連携協力により、本会の事業を推進し、実施することができる。
3 協力団体との連携協力による事業の運営に關し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 職域会長協議会

(地域・職域会長協議会)
第44条 本公司に、諮問機関として地域・職域会長協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。
2 協議会は、地域・職域薬剤師会の会長又は代表者によって構成し、次の事項を審議する。
(1) 事業の執行に關し、理事会から諮問された事項
(2) 地域・職域薬剤師会との連絡調整に關する事項
3 協議会は、理事会の決議により、会長が招集する。

第9章 職域部会及び委員会

(職域部会)
第45条 本公司の会務及び事業の円滑な運営を図るため、職域を同じくする会員は、理事会の承認を得て職域部会を設置することができる。
2 職域部会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員会)

第46条 本公司の会務及び事業の円滑な運営を図るため、必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。
2 委員会の委員は、正会員のほか、学識経験者のうちから理事会において選

任する。
3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 資産及び会計

(財産の種別)

第 47 条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。
2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を公益目的事業に使用するものとし、その取扱いは、理事会の決議により別に定める。

(基本財産の維持及び処分)

第 48 条 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。
2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は基本財産から除外しようとするときは、理事会の決議を得なければならない。

(財産の管理及び運用)

第 49 条 本会の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第 50 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 51 条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受ければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2 前項の書類は、理事会の決議を経た後、直近の総会の承認を受けなければならない。
3 第 1 項の書類は、当該事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出するものとし、かつ、当該事業年度が終了するまでの間は、本会の主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 52 条 会長は、毎事業年度経過後 2箇月以内に次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出するものとする。

監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出するものとする。

(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）

(6) 財産目録

2 定時総会においては、前項第 1 号及び第 2 号の書類は、その内容を報告し、

前項第 3 号から第 6 号までの書類は、承認を受けなければならない。

3 会長は、第 1 項の書類のほか、次の書類を作成し、本会の主たる事務所に 5 年間備え置き、本会の定款及び代議員名簿とともに、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告
(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類

4 第 1 項各号及び前項各号の書類並びに代議員名簿は、当該事業年度経過後、3 箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

5 貸借対照表は、定時総会終結後遅滞なく公告しなければならない。

(剩余金の分配の禁止)

第 53 条 本会は、剩余金の分配を行うことができない。

(会計原則)

第 54 条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
2 本会の会計処理(に)関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 55 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 52 条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 56 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 57 条 本会は、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 58 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合 (その権利義務を承継する法人が公益法人であるときは除く。) には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1箇月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 59 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 60 条 本会の公告は、電子公告によりこれを行おう。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告することができないときは、官報に掲載する方法による。

第 13 章 事務局

(事務局の設置)

第 61 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を経て会長が任命する。

4 前項以外の職員は、会長が任命する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 62 条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならぬ。

(1) 正会員の名簿

(2) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(3) 理事会及び総会の議事に関する書類

(4) その他法令で定める帳簿及び書類

(委任)

第 63 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 14 章 補 則

- 附 則
- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。) 第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 50 条の規定にかかるわらず、解散日の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の会長、副会長、専務理事、常務理事及び理事の氏名は、次のとおりとし、その任期は第 30 条第 1 項の規定にかかるわらず、認定後最初の事業年度のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 会長 前田泰則
副会長 水平健治、大塚幸三、野村祐仁、村上信行、渡邊英晶
専務理事 豊見雅文
常務理事 青野拓郎、有村健二、井上映子、小林啓二、重森友幸、谷川正之
理事 豊見 敦、中川潤子、二川 勝、政岡 醇、松村智子、吉田亜賀子
高野幹久、佐藤英治、三宅勝志、新井茂昭、奥本 啓、串田慎也
玉浦秀一、西谷 啓、林 真理子
- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第 12 条と同じ方法で選出する代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

附 則

この定款は、平成 25 年 5 月 25 日に制定し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 26 年 6 月 22 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この定款は、平成 30 年 3 月 18 日に一部改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

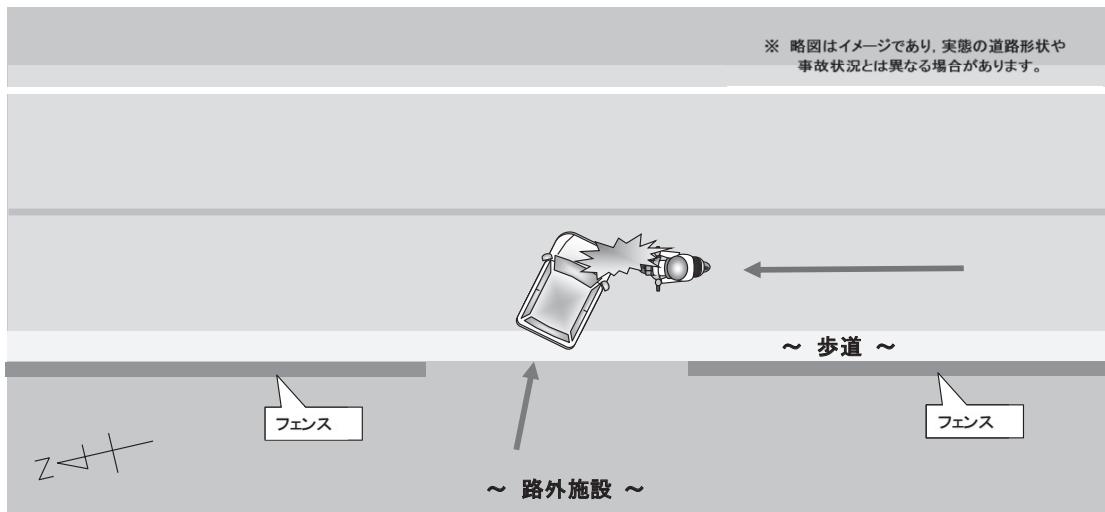
この定款は、令和 2 年 6 月 21 日に一部改正し、即日施行する。

二輪運転者が亡くなる死亡事故の発生！

【事故の状況】

発生日時	令和2年6月15日(月)午後4時25分ころ 天候:晴
発生場所	安芸郡熊野町の県道
道路状況	単路 直線 平坦
関係者	軽四乗用車(70歳代) × 軽二輪車(20歳代)
事故概要	路外施設から右折中の軽四乗用車と進行中の軽二輪車が出会い頭衝突し、軽二輪車の運転者が死亡したもの。

【事故状況略図】



安全な通行のために

- 駐車場の出入りをするときは、路側帯や歩道があればその手前で一時停止し、焦ったり慌てることなく、車や人の動きに注意して進行しましょう。
- 走り慣れた道路や、交通量の少ない道路を運転する場合でも、適度な緊張感を持つて運転しましょう。

二輪を運転する方へ

- 手軽な乗り物であると気を許さないで、常に慎重な運転を心がけましょう。
- 速度規制を遵守し、道路や交通の状況、天候や視界等をよく考えて、安全な速度で走行しましょう。
- 体の露出がなるべく少なくなるような服装をし、できるだけプロテクターを着用しましょう。



薬薬連携通信 第2号



ここでは実際にトレーシングレポートを通じてやりとりがあった事例を紹介します。
今回は広島大学病院からの事例紹介です。

(一社) 広島県病院薬剤師会 医療連携支援検討委員会

処方箋発行日： ○○ 年 ○ 月 ○ 日		調剤日： ○○ 年 ○ 月 ○ 日
報 告 内 容	<input type="checkbox"/> 継続の必要性が乏しい薬剤についての情報提供（ポリファーマシー等） <input checked="" type="checkbox"/> 服薬状況 <input type="checkbox"/> 他院処方（重複、相互作用） <input type="checkbox"/> 副作用（重篤でないもの） <input type="checkbox"/> 経口抗がん剤 <input type="checkbox"/> 手技：自己注射 <input type="checkbox"/> 手技：吸入薬 <input type="checkbox"/> オピオイド <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	<u>情報提供・提案事項</u> エンテカビル 0.05錠の用法の起床時について、朝起きてすぐに服用されているようですが、朝食までの間隔が短くなることがあるとのことです。就寝前の服用のほうが、食事との間隔はしっかり空けることが出来そうとのお話がありましたので、次回服用時点についてご検討をお願いします。	
病院への情報提供依頼（患者の同意有の時のみ）	<input type="checkbox"/> 検査値 <input type="checkbox"/> 病名 <input type="checkbox"/> プロトコール <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	<input type="checkbox"/> 適切な服薬に向けて、意義や重要性について指導しました。 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

《病院記入欄》情報提供ありがとうございます。

非常に貴重なご提案ありがとうございます。下記のように対応させていただきます。次回受診の際、何か問題がありましたら疑義照会ください。

報告内容を確認し、主治医へ報告しました。
次回より提案通りの内容に変更します。
提案の意図は理解しました。次回診察時に検討いたします。
その他

病院名：広島大学病院
返信日： ○○ 年 ○ 月 ○ 日 記入者： ○○ ○○

【病院からのコメント】

次回より提案通りの内容に変更することになりました。本事例はかかりつけ薬局として患者さんのアドヒアランス、生活状況などを把握し、評価した上で、提案内容を病院にフィードバックしてくれています。結果的に治療効果の向上に貢献した有用な事例であると考えられます。

発行：〒732-0057 広島市東区二葉の里3丁目2番1号

電話(082)262-8931(代) FAX(082)567-6066

ホームページ <http://www.hiroyaku.or.jp>

印刷：レタープレス株式会社

●本誌に対するご意見・ご感想はyakujimu@hiroyaku.or.jp宛にお送りください。E-mail QR



この印刷物は、環境に配慮した
植物油インクを使用しています。